

# GCAS Report

Vol.3 Graduate Course in Archival Science  
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2014

GCAS Report Vol.3 2014

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報

[論文]	004	〈映画保存運動〉前夜——日本において映画フィルムの納入義務が免除されたとき 石原香絵
	020	建築レコードの目録編成モデル——「スタンダード・シリーズ」から考える 齋藤歩
	042	企業アーカイブズとしての高島屋史料館に関する一考察 渡邊美喜
[書評]	068	平井孝典『公文書管理と情報アクセス——国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』 渡邊健
	074	公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編 『世界のビジネス・アーカイブズ——企業価値の源泉』 金甫榮+清水ふさ子
[報告]	082	『働きながらアーカイブズ学を学びませんか?——1』理想のアーキビストを目指して 中臺綾子
	088	『働きながらアーカイブズ学を学びませんか?——2』自分スタイルの学生生活 小根山美鈴
	094	日本における民間資料の現状とこれからの課題 青木祐一
	098	消失から救われた記録——私宅に保管されていた戦時期村役場文書とその利用へと至る道 橋本陽
	102	放送番組関連資料のアーカイブズ——『中学生日記』資料を事例に 宮川大介+田代匠子
	104	2012-2013年度 自主ゼミ活動報告 橋本陽
[彙報]	108	
[専攻主任より]	116	保坂裕興
[article]	004	The Eve of the “Film Preservation Campaign”: The Exemption of Motion Picture Film from the Legal Deposit System in Japan Kae Ishihara
	020	A Model for the Arrangement of Architectural Records: Learning from the “Standard Series” Ayumu Saito
	042	A Study on the Takashimaya Historical Museum as Business Archives Miki Watanabe
[review]	068	Takanori Hirai, <i>Koubunsho Kanri to Joho Access: Otaru University of Commerce Library “Ryokyu Archives”</i> Tsuayoshi Watanabe
	074	The Resource Center for the History of Entrepreneurship the Shibusawa Eiichi Memorial Foundation, <i>Sekai no Business Archives: Kigyokachi no Gensen</i> (Leveraging Corporate Assets: New Global Directions for Business Archives) Boyoung Kim, Fusako Shimizu
[report]	082	Let’s Study Archival Science: From a Student Ayako Nakadai
	088	Let’s Study Archival Science: From a Graduate Misuzu Oneyama
	094	Private Archives in Japanese Communities: Past, Present, and Future Challenges Yuichi Aoki
	098	Saved from Destruction: The Path to Utilization of Wartime Village Records Kept in Private Custody Yo Hashimoto
	102	The Archives of Broadcasting Programs: The Example of <i>Chugakusei Nikki</i> Daisuke Miyagawa, Shoko Tashiro
	104	The GCAS Voluntary Workshop in 2012-2013 Yo Hashimoto
[miscellany]	108	
[Message from Course Director]	116	Hirooki Hosaka

論文

---

article

# 〈映画保存運動〉前夜

日本において映画フィルムの納入義務が免除されたとき

The Eve of the "Film Preservation Campaign":

The Exemption of Motion Picture Film from the Legal Deposit System in Japan

石原香絵 | Kae Ishihara

| 映画保存 | フィルムアーカイブ | 納本制度 |

film preservation / film archive / legal deposit system

本論は、日本における映画保存史の中でも、とくにGHQによる占領期に着目し、この時期に法定納入の対象から映画が除外された事実とその背景を明らかにするものである。

池田義信(日本映画製作者連盟初代事務局長)は、戦中・戦後の混乱期の資料散逸を悔い、映画フィルムの収集保存先として国立国会図書館(1948年開館)に期待をかけた。国立国会図書館法は文化保存の観点から法定納入を定め、当初は映画もその対象としたが、当時のフィルムの燃えやすく危険な性質や、小売価格の半額程度を支払う「代償金」の負担が重いこと等から、1949年の法改正時にその納入を免除した。

その後、小規模ながらフィルム・ライブラリーを有していた東京国立近代美術館(1952年開館)へと映画の収集保存先としての期待が移り、民間による〈映画保存運動〉が1960年に始動するが、ここではこの運動が始まるまでの状況を扱うとともに、映画の法定納入の重要性を改めて検討する。

As part of broader research into Japanese film preservation history, this paper focuses on the exemption of motion picture film from the legal deposit system during the GHQ occupation.

Yoshinobu Ikeda, the first director of the Motion Picture Producers Association of Japan, regretted the loss of film materials in those chaotic times and expected the National Diet Library to have a film archival function. The National Diet Library Act was legislated in 1948. It defines legal deposit from a cultural preservation point of view and at first motion picture film was one of its targets. However, it was exempted in 1949 because of the danger of flammability and the cost under the fair trade-off system, in which the library pays about half the retail price of deposited publications.

Then Ikeda's expectation shifted to the Museum of Modern Art, Tokyo, which opened in 1952 and included a Film Library, though it was small in a scale. A "Film Preservation Campaign" was started in 1960 in the private sector to develop the Film Library, but this paper deals with the situation before the campaign – and at the same time reconfirms the importance of the legal deposit system for motion picture film.

戦前からの映画大国でありながら、国際的に見て立ち後れている日本の映画保存の領域が展望を拓くには、現在の足場を確認するための史的研究が欠かせない。パオロ・ケルキ・ウザイのフィルムアーカイブの分類によると、「運営予算の一部または全部を国家予算に頼り、自国の映画を中心に収集保存し、映画の法定納入先ともなり得る」のが国立フィルムアーカイブであり[1]、日本では東京国立近代美術館（以下、東近美とする）フィルムセンターがそれに該当する。東近美の史的研究においては、映画フィルムの収集保存先として、当初は国立国会図書館（以下、国会図書館とする）に向けられていた期待が、やがて東近美に移ったことが示唆されている[2]。国会図書館による映画フィルムの網羅的収集機能が実現の一手手前で不成立となった終戦直後の状況は、日本の映画保存史における重要な分岐点のひとつではなかったろうか。本論では、この背景をさらに深く探りたい。

その前に、出版業界等と同じく戦中の映画界が受けた抗い難い思想統制について、本論の内容に関連する範囲で手短かに振り返っておこう。「わが国初の文化立法」と喧伝された映画法(1939)は、脚本の事前検閲、映画会社や職業的映画人の許認可制、外国映画の上映制限等を規定するもので、その主目的が映画の統制にあったことは自明である。したがって現在まで否定的・批判的な見解が圧倒的ではあるが、第10条（優良映画の選奨）、第11条（映画の複写保存）、第15条（文化映画、時事映画及び啓発宣伝映画の指定上映）には、戦前の文部省による映画推進運動の反映が見受けられ、こうした「ポジティブな側面」に光を当てた先行研究も存在する[3]。また、第11条からは、戦争をことさら賛美する作風ではない田坂具隆の『土と兵隊』(1939日活)が最初の「保存映画」に選出された。この法案を策定した文部省の不破祐俊は、映画の「永き保存に堪え得るような施設」[4]の必要性を説き、戦後の回想においても——実現されることはなかったが——国立フィルムアーカイブに相当する機関の設置構想があったことに言及した[5]。

連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による占領統治が沖縄等を除いて終焉を迎えた1952年、東京駅からほど近い京橋に開館した文部省管轄の東近美は、長年の設立運動の末にようやく実現した日本初の国立美術館であり、「近代における美術の間口を非常に広くとった」[6]というニューヨーク近代美術館(MoMA)を模範としたことから、開館と同時にフィルム・ライブラリーを有していた。

映画保存の領域で世界各国の機関を結びつける最大規模の団体に国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)があり、MoMAのフィルム・ライブラリー（後の映画部門）は、1938年にFIAF創設の柱となった4団体の一つである。初代フィルム・ライブラリアンのアイリス・バリーは、後に夫となるジョンE.アボット（初代FIAF会長）とともにハリウッドの映画界と対等に渡り合い、旧作映画の寄贈を次々と受け入れてい

1 — Cherchi Usai, Paolo. *Silent Cinema: An Introduction*. BFI, 2000. pp.81-87.

2 — 佐崎順昭「フィルム・ライブラリー事始 — 4階映写室時代」、『NFCニューズレター』106号、2013年、3-7頁

3 — 古賀太「戦前の映画統制の映画史的意味について」、『映像学』41号、1990年、24-34頁

4 — 不破祐俊「映画法解説」、大日本映画協会、1941年、60頁

5 — 不破祐俊、奥平康弘、佐藤忠男「回想映画法」、『戦争と日本映画』、岩波書店、1986年、256-270頁

6 — 富山秀男「今泉次長の時代」、『東京国立近代美術館60年史』、東京国立近代美術館、2012年、810頁

7 — Huston, Penelope. *Keepers of the Frame: The Film Archives*. BFI, pp. 18-20., Oral History Project: Interview with Eileen Bowser, 2000. The Museum of Modern Art Archives., [http://www.moma.org/docs/learn/archives/transcript\\_bowser.pdf](http://www.moma.org/docs/learn/archives/transcript_bowser.pdf) (2013-07-22参照)

8 — *Rules for use in the cataloguing department of the national film archive, 5th revised edition*. BFI, 1960. 46 p., Vutler, Ivan. *To Encourage The Art of The Film: The story of the British Film Institute*. Robert Hale, 1971. p. 60., Nowell-Smith, Geoffrey. *Postwar Renaissance. The British Film Institute, the Government and Film Culture, 1933-2000*. Manchester University Press, 2012. p.42.

9 — 斎藤宗武「国立近代美術館フィルム・ライブラリーの仕事」、『フォトテクネ』6号、1957年、6-7頁

10 — 1970年のフィルムセンター開館時にフィルム・ライブラリー協議会、1981年に川喜多記念映画文化財団と改称。

11 — 牛原虚彦「ドゥプロヴニク国際フィルムアーカイヴ会議」、『虚彦映画譜50年』、牛原虚彦自伝刊行会、1968年、341-342頁

12 — Past Executive Committees (EC). FIAF., <http://www.fiafnet.org/uk/members/pastexeccommittee.html> (2013-08-17参照)

13 — Lariviere, Jules. *Guidelines for Legal Deposit Legislation*. UNESCO, 2000., <http://archive.ifa.org/VII/s1/gnl/legaldep1.htm><http://archive.ifa.org/VII/s1/gnl/legaldep1.htm> (2012-01-18参照)

たし[7]、同じくFIAF創設メンバーの英国映画協会(BFI)の国立フィルム・ライブラリー(現BFI国立アーカイブ)は、保存機能を強調する目的で1955年に国立フィルムアーカイブと改称してBFI内部で自律性を高め、はやくも映画フィルムの目録規則を発行するまでに専門業務を洗練させていた[8]。

方や、専任の係員不在、購入予算も100万円足らずの東近美フィルム・ライブラリーの所蔵本数は、開館6年目の1957年の時点でも100本程度に留まり[9]、国立フィルムアーカイブとしての機能を果たすべくもなかった。この水準をどうにか引き上げようと、洋画配給会社の副社長だった川喜多かしが立ち上げたのが、フィルム・ライブラリー助成協議会(以下、協議会とする[10])である。川喜多は、本業の外国映画の買付や国際映画祭審査員としての活躍の合間を縫って、1956年からFIAF会議に参加し[11]、1960年にはアジアから初のFIAF運営委員にも選出された[12]。1970年にフィルム・ライブラリーが東近美の本館から分離してフィルムセンターと改称したのも、映画フィルム専用の保存庫建設請願運動が実って1986年に神奈川県相模原市にフィルムセンター相模原分館が完成したのも、川喜多のイニシアチブによる粘り強く長期的な〈映画保存運動〉の成果であった。ところで、戦後日本の〈映画保存運動〉が東近美を主な舞台として民間団体によって推進されたのは、なぜであろうか。

ここで、日本の法定納入図書館である国会図書館に視点を移す。ユネスコのガイドラインによると、法定納入(Legal Deposit)とは「営利・非営利を問わず、あらゆる種類のドキュメントを複数部作成するいかなる団体・個人に対しても、認定された国立機関に一部以上の納入を強制的に課すための法的義務付け〔筆者訳〕」[13]を指し、当然ながら映画をはじめとする視聴覚資料もその対象となり得る。日本でも1948年に国立国会図書館法第24条が映画フィルム(1999年までは「映画技術によって製作した著作物」)の納入を義務づけたことから、国会図書館は、一旦は映画の網羅的収集先となった。ところが1949年、附則で「当分の間、館長の定めるところにより」その納入が免除されることになり、現在に至る。この免除は、東近美フィルム・ライブラリーが国立フィルムアーカイブとしての役割を果たすようになったことに少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。本論ではまず戦後の映画フィルムをめぐる状況を概観し、その後、法定納入と映画の関係を考察する。

なお、日本では通常「納本制度」という名称が使用されるが、本論ではこれを「納入制度」と表記している。本論を通して〔括弧〕内の記述は筆者による加筆である。また引用中の旧字や旧仮名遣いは現代仮名遣いに直すなど、適宜改変を加えた。

## 2 — 映画フィルムをめぐる戦後の状況：

### GHQによる映画検閲を中心に

戦中に多くが廃業に追い込まれ、また空襲で約500館(全体の4割)もが焼失したにもかかわらず、映画館は終戦後1週間の閉鎖を経て、1945年8月22日には全国的に上映を再開した[14]。社団法人映画公社はこのとき緊急会議を開き、戦争を題材にした映画の上映を自発的に禁じた。映画公社とは、1942年に大日本映画協会や大日本興行協会映画部等の統合によって生まれた一元的な映画配給組織のことで[15]、翌9月には、内務省と内閣情報局がその方針に沿って、「興行など指導方針に関する件」を地方自治体に通達し、上映にまつわる戦中の種々の制限を撤廃または緩和した[16]。戦中の映画会社はニュース映画1社、劇映画3社(松竹、東宝、大映)に統合されていたが、前者の社団法人日本映画社(以下、日映とする)は、映画法に反対して投獄された唯一の映画人とされる岩崎昶を製作局長に迎えて株式会社化された[17]。終戦後の日本映画界は一変して民主主義を標榜し、GHQの監視下で再出発を果たしたが、映画人に即時の自由がもたらされたわけではなかった。ここではGHQの映画政策に関する先行研究[18]に依拠しながら、概要を把握する。

検閲の権限を持った米軍直轄の情報頒布部が目指したのは、メディアを通じた日本人の教化であった。情報頒布部は、1945年9月に映画会社の首脳部約40名を集めると、いかなる映画が奨励されるのかを10項目で示し(9.22指令)、同日、民間情報教育局(CIE)と改称。10月には「映画企業に対する日本政府の統制の撤廃に関する覚書」を発令し、内務省の映画検閲や映画法の廃止、映画公社の解散といった筋道を立てた。そして1946年1月に発令された「映画検閲に関する覚書」により、GHQの二重検閲が始動した。二重検閲とは、英訳した企画書や脚本をCIE映画課に事前提出する〈民間検閲〉と、完成後に民間諜報局傘下の民間検閲支隊(CCD)プレス・映画・放送部門から認証番号を得る〈軍事検閲〉を指す。東京、大阪、福岡に支部を持ったCCDは、新作ばかりか旧作の再上映にも認証番号制を敷き、番号入りのトップタイトルへと差し替えていった[19]。

CIEはまた、映画公社に対して、満州事変(1931)以降に作成された日本劇映画の英語による総目録提出を命じ、そこから戦争宣伝に協力した映画を選ぶよう通達した。1946年11月には「非民主主義映画除去の指令に関する覚書」によって、全455作品の中から選ばれた封建主義的・国家主義的・軍国主義的な236作品の長編劇映画、そして戦中に製作されたほとんどすべてのニュース映画や文化記録映画の上映、交換、売買を禁止し、それらを地方自治体ごとの綿密な探索により没収した。後年、米国議会図書館に所在が判明し、1967年に日本に返還されたいわゆる接收映画とは、「戦前にアメリカの日系人社会に流通していたフィルムをアメリカ軍が戦時中に接收したものであるか、またはGHQ占領

14 — 清水晶「20・9・22から23・8・19まで— 占領下の映画界の記録」、『FC』7号、1972年、9-11頁

15 — 1945年6月の改称までは社団法人映画配給社。佐崎順昭「映画公社旧蔵資料目録」、『東京国立近代美術館研究紀要』16号、2012年、61-63頁

16 — 池田義信「映画界占領政策を省りみて」、『キネマ旬報』10号、1952年、39-41頁、70頁

17 — 岩崎昶『日本映画私史』、朝日新聞社、1977年、248頁

18 — 主に次の文献を使用した。清水晶『戦争と日本映画：戦時中と占領下の日本映画史』、社会思想社、1994年、1-217頁、桑原稲敏「切られた猥褻」、読売新聞社、1993年、16-28頁、平野共余子「天皇と接吻」、草思社、1998年、57-74頁、ハイイ、ピーター・B.『帝国の銀幕』、名古屋大学出版会、1995年、466-468頁、吉原順平『日本短編映像史：文化映画・教育映画・産業映画』、岩波書店、2011年、81-96頁

19 — 板倉史明「占領期におけるGHQのフィルム検閲：所蔵フィルムから読み解く認証番号の意味」、『東京国立近代美術館紀要』16号、2012年、54-60頁

20 — 板倉史明『史劇 楠公訣別』(1921)の可燃性ネガフィルムを同定する、『東京国立近代美術館研究紀要』14号、2010年、45頁

21 — ただし名称は発足当時「映画製作者連合会」、1947-1957年は「日本映画連合会」。

22 — 註16、39-41頁、70頁

23 — 註18「天皇と接吻」、39-43頁

24 — 日本映画データベース([www.jmdb.ne.jp/](http://www.jmdb.ne.jp/))による。

25 — 浜野保樹『偽りの民主主義: GHQ・映画・歌舞伎の戦後秘史』、角川書店、2008年、511頁

26 — 「発掘者・永野武雄氏に聞く」、『キネマ旬報』1403号、2004年、152-153頁

27 — 1925年7月-1939年9月の「活動写真フィルム検閲時報」および1939年10月-1944年2月の「映画検閲時報」を指す。

28 — 鈴木登美『検閲と検閲研究の射程: 検閲・メディア・文化学: 江戸から戦後まで』、新曜社、2012年、10頁

29 — 岩崎昶『占領されたスクリーン: わが戦後史』、新日本出版社、1975年、132-136頁

期に戦前・戦中の日本映画を没収してアメリカに持ち帰ったかのいずれか」[20]とされる。米国に送られた他、作品ごとにネガとプリント各1本はCCDの分析対象として内務省に保管され、それ以外のプリントは悪用されないようにとの理由から、米軍第8師団が1946年4月から5月にかけて多摩川岸の旧読売飛行場で焼却した。当時の劇場公開用35mmフィルムといえば、セルロイド製のナイトレートをベースに使用した可燃性の高い危険物である。1945年発足の一般社団法人日本映画製作者連盟[21]、通称「映連」の初代事務局長として、後に東近美フィルム・ライブラリーの運営委員も務める池田義信(1892-1973)は、映画公社にも関わりがあった。池田は、焼け残りの切れ端を子どもが持ち帰って玩具にし、未回収フィルムが転売され、未検閲映画の地方興行が処罰を受けた等、数々のエピソードを書き残してもいる[22]。

GHQは同じく1946年11月に、13項目から成る「映画製作禁止条項」を発令した。占領準備の一環として、1943年頃から日本映画を研究対象としていた米国政府が[23]このとき禁じた映画の代表格に復讐劇(仇討ち)があった。1910-1943年に製作された「忠臣蔵」映画だけでも70本以上になることから[24]、その長年の人気のほどがわかるが、多くの歌舞伎演目は上演できなくなり[25]、時代劇はほぼ全面的に製作自粛となった。2004年に発見されて話題となった山中貞雄の『丹下左膳余話 百萬両の壺』(1935日活)のチャンバラ場面が本編から切除されたのも、GHQの検閲によってである[26]。

ところで、日本の内務省警保局による戦前の検閲は、その記録を徹底して残したことに特徴があった。「映画検閲時報」[27]には、映画題名、巻数、製作者とともに、削除箇所の有無、もしあればその長さ、場面描写、削除理由等が記載され、戦前の日本映画を同定/識別するための極めて重要な一次情報を形成している。それとは対照的にGHQは、民主主義の促進という大義名分から、検閲が実施されているという事実すら伏せようとした[28]。

当然ながら、GHQの検閲を待たずして空襲等で焼失した映画も多かったと考えられる。また、この混乱期に映画を自発的に焼却処分した会社もあれば、命がけの抵抗を示した会社もあった。例えば東宝は『ハワイ・マレー沖海戦』(1942)を含む8本を撮影所の敷地内に埋め、日映は『広島・長崎における原子爆弾の効果』(1946)の原版等をカメラマン三木茂の現像所の天井裏に隠した。日映の岩崎は、「何としてでも日本に保存しておかなければならない」という思いから、関係者4名の連判状まで用意したという[29]。

1947年末に内務省が廃止されると、禁止映画は文部省に移管され、1952年には製作・配給会社に戻された。1948年、GHQは映連に対して自主的な審査機能を設置するよう促し、1949年に映画倫理規程管理委員(映倫)が設置され、こうしてGHQの二重検閲は幕切れとなった(ただしCIEの事後検閲は1952年まで続いた)。

ここまでのところで確認したように、〈戦後の新作映画〉は二重検閲を通らねば上映されず、〈戦前の旧作映画〉も、不適切と判断されれば、たとえ再上映を意図せずとも没収された。残存率の極めて低い日本映画は[30]、残す意志の欠落、ナイトレートフィルム火災、自然災害、戦渦等によって主に戦前・戦中に失われたと考えられがちであるが、内務省の検閲に劣らず厳しいGHQの方針の下、旧作も新作も、占領期に切除、没収、そして焼却された数は少なくない。松竹の城戸四郎をして「日本においては、徹頭徹尾、映画は圧迫の歴史である」[31]と言わしめた由縁である。

占領期1年目の映画政策を指導したCIE映画班長デヴィッド・コンデは、各映画会社の撮影所に労働組合の設立を呼び掛けたことでも知られる。1946年1月に結成された全日本映画従業員組合同盟は、4月に全日本映画演劇労働組合と改称[32]、組合員数は1万を超え、映画界にも労働運動が吹き荒れた。公職追放については映画界も例外というわけではなく、1937年7月7日(盧溝橋事件)から1941年12月8日(真珠湾攻撃)までに常務取締役以上の現場責任者および撮影所長の立場にあった計31人が対象となり、松竹の城戸等5名、東宝の大澤善夫、森岩雄、円谷英二、大映の5名(ただし永田雅一の追放は1948年1~5月のみ)、そして中華電影公司(上海)の代表も務めた川喜多長政等が、1947年から「公職追放令廃止法」(1952)の施行まで第一線を離れた。しかしここで東西冷戦が勃発し、共産党員でもあったコンデが罷免される等、GHQの方針は急旋回した。以後、レッドパージが本格化していく。

映画界最大の労働運動となった東宝争議(1946-1948)は、最終的に武装警官2,000名、米軍第8師団の戦車7台もが出動するという喧噪の中で制圧されたが[33]、これによって黒澤明は東宝を離れ、永田の大映で新作を撮ることになった。その『羅生門』(1950)が1951年にベニス国際映画祭でグランプリを受賞し、戦中に田坂具隆の『五人の斥候兵』(1938日活)が同賞を受賞して以来の快挙を成し遂げた。敗戦国から現れた傑作は世界を驚愕させ、国際市場において日本映画に需要をもたらした。しかしながら、散逸した旧作を取り戻し、1950年代の黄金期に向かう新作を確実に収集保存して海外に紹介するような国立フィルムアーカイブ(または映画研究機関)が設立されることはなかった。

### 3 —— 法定納入制度と映画

法定納入制度と日本映画の関係を扱う前に、ここでは法定納入制度自体について、そして広く「映画」と法定納入制度の関係について確認する。法定納入の起源は1537年のフランソワ1世が発した「モンペリエの勅令」にまで遡る。このとき、フランス国内の出版社に王立図書館(後の国立図書館)への出版物の納本義務

30 —— フィルムセンターの所蔵数に基づく計算によると、1910年代=0.2%、1920年代=3.8%、1930年代=10.7%。ときあきら「映画はどこで、どのように保存されているのか 日/米ナショナルフィルム・アーカイブからの報告」講演採録(1)、『NFCニューズレター』103号、2012年、13-16頁

31 —— 城戸四郎『日本映画傳: 映画製作者の記録』、文藝春秋新社、1956年、262頁

32 —— 現在活動している組合としては映画演劇労働組合連合会がこの流れを汲む。

33 —— 東宝争議については次の文献に詳しい。井上雅雄『文化と闘争: 東宝争議1946-1948』、新曜社、2007年

34 — 『国立国会図書館入門』、三一  
新書、1998年、125-137頁

35 — 原秀成「近代国家による納入制  
度：国際機関による調整の意義」、『図書  
館学会年報』43巻4号、1997年、162頁

36 — 納本制度、国立公文書館、  
[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/  
deposit.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html) (2013-07-22参照)

37 — 「特集 納本制度」、『国立国会図  
書館月報』547号、2006年、1-13頁

38 — The Paper Print Film  
Collection. Library of Congress.,  
[http://memory.loc.gov/ammem/  
edhtml/edppr.html](http://memory.loc.gov/ammem/edhtml/edppr.html) (2013-07-22参照)

39 — Kula, Sam. History and  
Organization of Moving Image  
Archives. *Audiovisual Archives; A  
practical reader*. UNESCO, 1997. pp.  
86-92.

40 — 岡島尚志「第8回 FIAFエルサレ  
ム総会報告 フィルム・アーカイヴ運動—  
世界の動き」、『NFCニューズレター』8号、  
1996年、4頁

41 — LC Collection Overview 2008.  
Library of Congress., [http://www.  
loc.gov/acq/devpol/colloversviews/](http://www.loc.gov/acq/devpol/colloversviews/)  
(2013-07-22参照)

が課された。そして18世紀頃までには、欧州各国が同様の制度を持つようになっていた[34]。出版物の法定納入の目的として、原秀成は、「(1)検閲、(2)著作権証明、(3)文化保存」の3つを挙げている[35]。日本の場合、1875年の出版条例(1893年以降は出版法)改正で検閲権限が文部省から内務省に移り、内務省に提出する出版物の内1部を東京書籍館(1949年に国会図書館に統合された帝国図書館の前身)に交付するよう義務付けたこと——つまり「(1)検閲」が端緒となった。しかし出版法は終戦と共に消滅し、1948年の国立国会図書館法24条によって、取締とは無縁の納入制度がもたらされた。国会図書館は、その目的を「国民共有の文化的資産として保存し、広く利用に供するため、また、日本国民の知的活動の記録として後世に伝えていくため」としている。また、納入された出版物には保存年限がなく、「保管に適した環境の書庫で、可能な限り永く保存し、利用に供する」ことになり[36]、これは当然「(3)文化保存」に該当する。「網羅的に収集した出版物について、個別の価値判断等に基づく取捨選択を行うことなく、すべてを保存」するからこそ、「こうして後世に伝えられた出版物は、総体として国民の文化的財産を形づくる」[37]。そして、先述のユネスコのガイドラインが映画フィルム等の視聴覚資料を「収集すべきもの」として一定の紙幅を割いているように、その対象は、図書に限らず広く出版物全般に及ぶ。

現在の日本における著作物の著作権保護期間は、原則として著作者の生存年間およびその死後50年(映画の著作物は例外として公表後70年)である。著作権には大まかに方式主義と無方式主義があり、方式主義は著作権の発生に登録等の何らかの方式が必要で、無方式主義は著作物を創作した時点で著作権が自動的に発生する。「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(1886)を締結する多数の国が後者を標準とし、日本も1899年に著作権法を制定、この条約の締結国となった。一方で、前者を採用した米国の法定納入は、1989年にベルヌ条約に加盟するまでのあいだ、数少ない「(2)著作権証明」の事例であった。

発明王エジソンの研究所でキネトスコープを開発したウィリアム K. L. ディクソンは、映画フィルムをそのまま紙にプリントして米国議会図書館(以下、「議会図書館」とする)に映画の著作権登録をした。記念すべき1本目の*Record of a Sneeze* [くしゃみの記録](1894)をはじめ、同様のペーパープリントとして3,000作品以上が現存する[38]。映画フィルムそのものの登録は1942年までごく稀な事例に留まり、1960年代以降に本格化した[39]。そして1978年より、著作権登録の手続きの中で「最良版の完璧なコピー1本と、その内容を叙述したコンティニューティ、撮影台本、プレスブック、シノプシスといった資料を添えたもの」の強制的な納入要請が可能となった[40]。結果として現在の議会図書館の映画放送録音物部(MBRS)は、映画フィルムを70万巻以上所蔵している[41]。

MBRSがまさにそうであるように、独立した国立のフィルムアーカイブ機関を

持たない国においては、国立図書館や国立公文書館等の一部門がその機能を代替することがある。例えば、オーストラリアの国立視聴覚アーカイブは1984年に独立を果たすまで国立図書館の一部門であった[42]、アジアでは、モンゴル国立公文書館の視聴覚資料部門がFIAFに加盟している。米国は映画大国でありながら、現在まで国立の独立したフィルムアーカイブを持たないが、FIAF加盟は15団体と、フランスの18団体に次いで多い。映画の法定納入先として網羅的な収集保存を担うMBRSの他、国立公文書記録管理局(NARA)の映画・音声・ビデオ調査室や、前述のMoMA映画部門等の美術館や大学等に付属するフィルムアーカイブが、相互補完的に機能している。つまり、視聴覚アーカイブ活動を充実させる条件として重要視されるのは、その組織の「独立」以上に、適切な予算と専門職員が確保され、一定の権限が与えられているかどうかである[43]。

国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)に目を向けると、1996年のFIAFエルサレム会議(第52回)において、1992-1993年に実施された法定納入制度に関するアンケート調査の結果が公表された(レタン・ペーパー)。これによると、回答した46カ国中26カ国が法定納入制度を持つが、オリジナル原版を含むすべての素材を移管することが義務付けられ、映画会社も国家の管理化にあるという「完全な」管理を行っているのは、北朝鮮と中国の2カ国のみである。アジアではこの他、1996年に韓国が映画の法定納入制度を整備した[44]。2008年のFIAFパリ会議(第64回)の時期には、各国(カナダ、メキシコ、フランス、ドイツ、デンマーク、チェコ、スペイン、イタリア等)の国立フィルムアーカイブの代表者等が、法定納入について比較的新しい報告をFIAFの機関誌 *Journal of Film Preservation* に寄稿した。これらの報告からわかることは主に3つある。第一に、報告を寄せたすべての国が映画を法定納入の対象としているか、あるいはその実現に向けて努力を続けており、仮に法的根拠がなくとも、国の映画製作支援を通して実質的に納入を義務付けている(例えば、納入するまで助成額の残金を支払わない)。第二に、納入先は米国(議会図書館)、フランス(国立映画センター)のように中央集約的な場合もあれば、ドイツ・キネマテーク=ベルリン映画博物館、連邦資料館フィルムアルヒーフ、ミュンヘン映画博物館、フランクフルト映画博物館=ドイツ映画研究所等を納入先とするドイツのように分散的な場合もある。第三に、映画フィルムの納入といっても、その形式は定まっていない。納めるべきフィルムがオリジナル原版か、コピー1本か、そのコピーはニュープリントか、それとも使用済みか、脚本も添えるのか否かといった条件の差異には、図書とは異なる映画独特の複雑さが垣間見える。

1980年に採択されたユネスコの「動的映像の保護及び保存に関する勧告」(以下、ユネスコ勧告とする)も、網羅的な収集保存の必要性を説き、動的映像資料に対する法定納入制度の導入を奨励する。また、同勧告は「できればプリント前資料の形で寄託されるべきである」とし、つまり保存用のネガの納入を理想として

42 — エドモンドソン、レイ「アーカイブの成長と達成：オーストラリアの転機」、『フィルムアーカイブの仕事 再定義：国際シンポジウム(東京・2000年)の記録』、東京国立近代美術館フィルムセンター、2003年、25-35頁

43 — Edmondson, Ray. *Audiovisual Archiving: Philosophy and Principles*. UNESCO, 2004. p. 30.

44 — 「緊急インタビュー 韓国の映画保存の現状」(聞き手：岡島尚志)、『NFCニューズレター』13号、1997年、12-13頁、「韓国現行映画法の要約」、『Cinema101』3号、映像文化研究連絡協議会CINEMA101編集部、1996年、130-126頁

45 — 小林正「国立国会図書館法制定史稿——国会図書館法の制定から国立国会図書館法の制定まで」、『レファレンス』49巻1号、1999年、18-19頁

46 — 桜井保之助「我国の納本制度について——その史的デッサンと問題の解説」、『図書館研究シリーズ』5巻、1961年、117-135頁

47 — 山下信庸「わが国の出版物の納本制度について——民間出版物の部」、国立国会図書館、1968年、60-61頁

48 — 註47、35頁

いる。法定納入制度だけで国際的な映画保存の状況を語ることは不可能であるが、映画を確実に守り残すために、法定納入が欠かせない社会的制度の一つであることに疑いの余地はない。

#### 4 — 国立国会図書館と視聴覚資料の法定納入

映画と法定納入の関係を確認したところで、続いて「日本映画」と法定納入の状況へと移りたい。日本においては国立国会図書館法で「最良版の完全なもの一部」、つまり国内で劇場公開される日本映画の未使用プリント1本の納入義務が課されたはずである。それだけに、納入義務が免除されたという事実は重い。

国会図書館の設立にあたって両議院の図書館運営委員は、1800年設立の米国議会図書館をモデルに想定し、GHQに専門家の派遣を要請した[45]。そして1947年、図書館使節として議会図書館副館長ヴァーナー・クラップと米国図書館協会会長チャールズ・ブラウンが招かれた。この使節団が翌年交付した国立国会図書館法の草案(覚書)は、議員のための図書館という側面より、国立中央図書館としての機能を強調した。法定納入の範囲は「あらゆる出版物」とされ、出版物は「図書、定期刊行物、地図、ポスター、映画およびその他の形」と定義されたが、そこには「映画の保管及びサービスについては、何らかの積極的な計画を進める前に慎重に考慮することが特に必要である」[46]という註が付された。著作権登録を兼ねた米国の法定納入については既に述べたが、1948年に技術指導のために来日したロバートB. ダウンズの「国立国会図書館における図書整理、文献参考サービス、並びに、全館的組織に関する報告書」、通称「ダウンズ勧告」によって、実現には至らなかったものの、方式主義の日本への導入が検討されたこともあった[47]。

国会図書館の法定納入制度は、当初は十分に周知されなかった。そこで1949年、主に次の2点を主眼において国立国会図書館法が改正された。第1点目は「代償金」支払いの決定である。当時は検閲のため出版物を民間情報教育局(CIE)に提出せねばならず、それに加えて国会図書館への納入となると、中小の出版社にとっては負担が重かった。そこで、納入される出版物に対して「おおむね小売価格の四割以上六割以下の金額に、納入に要する金額(送料)を加算した金額」が支払われることになった。国会図書館は、これを日本国憲法第29条第3項との整合性を確保するためとしている(「財産権は、これを侵してはならない。〔略〕私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」)。しかしながら、代償金は図書購入費の範囲で賄わねばならず、納入が増えるほど購入費が削られた[48]。第2点目は戦前のイメージの払拭である。戦中の言論統制が記憶に生々しく、出版社や新聞社側は納入制度を必ずしも好意的に受けとめた

わけではなかった。そこで、「昔日の検閲制度に対する強い反感」[49]に考慮し、「文化財の蓄積及びその利用に資するため」という文言が加えられた。

映画フィルムの納入が免除されることになったのは、以上のような法改正の際であったが、同じ視聴覚資料でもレコードは納入対象として残された。代償金の金額を決定した初代の代償金委員会委員(計7名)には、「レコード関係」として当時の日本蓄音器レコード協会の専務理事・安藤穰が選ばれたが、映画界からの参加者はこのとき既になかった[50]。レコードの収集保存を担当した特殊資料室は、現在の東京本館が完成した1961年に音楽資料室、そして1963年に音楽・映像資料室と改称され、このときターンテーブルが設置されて利用提供がはじまった。当初は楽譜も同室から提供されていたが1986年に部署換えとなり、音楽というより視聴覚資料全般へと比重が移った[51]。

1999年の国会図書館の答申「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方：電子出版物を中心に」は、「映画・放送番組等の収集・保存・利用について、パッケージ系電子出版物と見なし得るものは、納本制度に組み入れることとし、その利用については限定的に行なうこと、また、放送番組はネットワーク系電子出版物に準じて取り扱うものとし、納入の対象としないこと」を提言し、「映画フィルムについては、今後、映画関係者、関係諸機関等と十分協議を行なうことが課題である」とした。そして2000年12月、法定納入の対象に第9項目が追加され、パッケージ系出版物として映画(VHS、LD、DVD等)が納入対象に加わった。最大手の取り次ぎ2社から一括納入される図書とは異なり、これらは1971年設立の一般社団法人日本映像ソフト協会加盟30社以上から納入される。国会図書館の2011年度の年報によると、音楽・映像資料室は、SPレコード16,000枚、LPレコード175,000枚、EPレコード100,000枚、CD314,000枚、VHSテープ、LD・DVD・ブルーレイディスク107,000点を所蔵している。

なお、オリジナルの記録媒体であり、かつ視聴覚資料の中で最も寿命の長い映画フィルムは、法定納入の対象からは除外されたが、国会図書館にまったく所蔵がないわけではない。年報等に所蔵本数は示されていないが、2008年度末に大手現像所IMAGICAが提出した報告書[52]には、16mmフィルム『学習院テニス』、8mmフィルム『街頭演説風景』等をサンプルとした映画フィルムのデジタル化ワークフローが紹介されている。

## 5 — 映画フィルムの納入義務免除に関する一考察

さて、国会図書館はなぜ映画フィルムの納入を早々に免除したのであろうか。1949年4月22日の参議院における金森徳次郎(国会図書館初代館長)の申し入れの該当部分を、国会議事録の参議院図書館運営委員会の答弁から引用する。

49 — 註47、9-10頁

50 — 註47、31頁

51 — 本庄久世、飯田信一「さようなら音楽映像資料室」、『参考書誌研究』57号、2002年、93-97頁

52 — 「平成20年度電子情報の長期利用保証に関する調査(1)旧式録音・映像資料のデジタル化に関する調査調査報告書」、国立国会図書館、[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/report\\_2008.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/report_2008.pdf) (2013-07-22参照)

53 — 合庭惇、岡島尚志、津野海太郎、春山明哲「座談会 図書館と文化のネットワークをめぐって」、『現代の図書館』34巻3号、1996年、115-128頁、註36「国立図書館入門」、125-137頁

54 — 堀口昭仁『日本のフィルムアーカイブ政策に関する考察』、政策研究大学院、2011年、108頁

55 — Bigourdan, Jean-Louis. From the Nitrate Experience to New Preservation Strategies. *This Film is Dangerous: A celebration of nitrate film*, FIAF, 2002. pp. 52-73.

56 — 『産業フロンティア物語：フィルムプロセッシング（東洋現像所）』、ダイヤモンド社、1970年、59-62頁

57 — 京都映画祭2010、映画復元部門「松竹下加茂撮影所火災より60年 今甦る映画」、京都文化博物館、<http://2010.k-af.com/cinema/event03/> (2013-07-22参照)

58 — Okajima, Hisashi. *Kyoto Tales and Tokyo Stories: Incidents in Japanese Film History. This Film is Dangerous: A Celebration of Nitrate Film*. FIAF, 2002. pp. 482-485.

映画のフィルム或いはトーキーのフィルムというものにつきましては、果して図書館に納付する義務があるのかどうかという点が可成り疑問でありまして、今までもそのところははっきりいたしておりません。実情を申し上げますれば、映画につきましては納付はまだ受けておりません〔略〕特にフィルムのことにつきましては、これは製作がそう沢山一遍にできるものではございませんので、四本とか五本とかしかフィルムを拵えないのに、その一部を図書館に納付せよということは随分無理が起るものと思います。のみならずそれに対して相当の報酬を払うということになりますと、なかなか実費を払います場合も可なりな額になるのであります。まあフィルムなどは図書館として保存したいことは、やまやまでありますが、今のところ無理に保存いたしますことは、経費その他の点において早過ぎるのではなからうかと考えております。〔略〕若し議会の方でこういう法律の改正案がやって頂けるならば図書館としては喜ばしき限りであると思っております。

国会図書館総務部企画課(当時)の春山明哲は、1996年、映画保存をめぐる日本の惨状を知るに至って「非常に忸怩たるものがあるんですけども、そのままずっと50年近く推移してきた」〔53〕と述べ、映画フィルムの納入免除の理由を改めて説明した。その要点は次の3つである。(1) ナイトレートフィルムは燃えやすく危険である(2) 35mmプリントは高額である(3) 映画フィルムを上映したり利用に供したりするノウハウがない。(3)を現在まで収集しなかったことの原因とするのは無理があるが、金森の発言で強調された(2)については、代償金のための特別な予算がなかった以上、財政的に困難との判断は避けられなかったと考えられる。日本の映画政策を研究する堀口昭仁は、映画フィルムに代償金を支払う場合、2011年現在の価格で1本約20-40万円、年間で8,000万円から1億円になると見積もっている〔54〕。ここでは(1)についても検討したい。

セルロイドは火薬の原料でもあるニトロセルロースと樟腦の混合物であり、セルロイド製のナイトレートフィルムは一旦燃えはじめると外気を封じても内部から酸素を発生させて燃え続ける。自然発火温度(約150度)は経年劣化の進行に連れて下がり、発火時に密封状態にあれば爆発にもつながる〔55〕。同時期のナイトレート火災の記録をみると、例えば東洋現像所(現IMAGICA)の京都工場は、1949年上半期だけで3度のナイトレート火災を経験し、とりわけ2度目の火災では、自然発火による爆発で倉庫の扉が吹き飛び、近隣の民家数軒が全焼した〔56〕。松竹下加茂撮影所のフィルム倉庫で火災が起こったのは1950年7月〔57〕、さらに翌月には大映京都撮影所で製作中の『羅生門』の原版が焼失した〔58〕。続く1951年11月、衆議員運輸委員会議事録によると、愛媛県でバスの座席に置いた映画フィルム18巻の発火による火災が起こり、33名の死者と16名の重軽傷者が出る惨事となった。

当時の国会図書館の建物としては、皇室から国に移管されたばかりの旧東宮御所(2009年に国宝に指定された迎賓館赤坂離宮)が使われていたこともあり、危険物

を館内に受け入れることへの抵抗感は想像に難くない。その後、1984年にフィルムセンターも原因不明の火災によって焼失したが、日本では現在もフィルムセンター相模原分館にナイトレートフィルムを収蔵することが消防法で許可されず、重要文化財に登録された一部の作品を除き、5,700缶(1,300作品)あまりが千葉県市原市の民間倉庫に置かれたままである[59]。もっとも、これは日本だけの問題ではない。カナダのサム・クーラは、どれだけ公的記録(Public Records)としての動的映像の重要性が叫ばれても、その取扱いが敬遠されたことの原因として、ナイトレートフィルムの危険性を挙げた[60]。また、ドイツでは複製後のナイトレートフィルムの廃棄処分を巡って、ペーパーアーキビストとフィルムアーキビストのあいだの論争が続いている[61]。

一方、デジタル化はあくまで即時のアクセス提供用であって、現物の映画フィルムこそ保存すべきであるという共通認識に基づいて、オリジナルであるところの映画フィルムの長期保存設備を整えた国も少なくない。1672年に版画、1745年に音楽作品、1811年にリトグラフ、1851年に写真、1925年にレコードおよび映画フィルムを納入対象に加えたフランスは、やはり映画フィルムを長年保留にしていたが、1977年以降は国立映画センターが収集保存している[62]。英国のBFI国立アーカイブは第二次大戦中にロンドン北西のアストン・クリントンにナイトレートフィルムを疎開させ、戦後も同所を保管施設として維持していたが、1960年に15kmも離れていないパークハムステッドに建設した難燃性フィルム保存庫を、2011年にマスターフィルム保存庫として改築した。フィルムアルヒーフ・オーストリアが2010年にウィーン郊外に新設したナイトレート専用保存庫は、桐の箱に納められて良好な状態にあった『小林富次郎葬儀』(1910)の発見事例にヒントを得た木造建築である[63](同フィルムは2011年に重要文化財に指定された)。2011年には、カナダ国立図書館・公文書館もナイトレートフィルム専用保存庫をオタワに新設した。

もう1点指摘するとすれば、日本において国立国会図書館法が制定された1948年は、奇しくもコダックが難燃性35mmフィルムの実用化に成功した年に重なる。富士フィルムも1954年にはナイトレートフィルムの製造を停止した。国会図書館の現在の建物が東京都千代田区に開館した1961年は、もはやナイトレートの時代ではなかったし、16mmフィルムは、そもそもベースにナイトレートを使用していない。本来、映画フィルムは種別に関係なく、経年劣化の進行を遅らせるために低温度・低湿度の適切な環境下で保管されるべきであり、こうした記録媒体としての特性は、映画フィルム専用の収蔵施設の設置を訴える明確な根拠になり得たはずである。

納入に関しては、映画界からの反対があったという説を耳にすることも多い。確固たる証拠はないが、GHQによる映画検閲も続いており、東宝争議もGHQに制圧されたばかりの時期、映画人の心情については先述の出版人等の反応からある程度は類推できる。しかも、法改正のきっかけが法定納入の仕組みが「周

59 — 筆者によるとちぎあきら氏(フィルムセンター映画室長)への聞き取り(2013年9月)

60 — 註39, pp. 86-92.

61 — Schmundt, Hilmar. Flaming Pictures: Debate on Saving Historic Films Explodes. *Spiegel International Online*. 2012-02-10., <http://www.spiegel.de/international/germany/flaming-pictures-debate-on-saving-historic-films-explodes-a-814106.html> (2013-07-22参照)

62 — 岩崎久美子「フランス図書館行政の近代化」、『国立教育政策研究所紀要』137号、2008年、167-180頁

63 — Tsuneishi, Fumiko. From a Wooden Box to Digital Film Restoration. *Journal of Film Preservation* 85. FIAF, 2011, pp. 63-71.

64——馬場俊明「中井正一伝説：二十一の肖像による誘惑」、ボット出版、2009年、368頁

65——池田義信「国会図書館とフィルム・ライブラリー」、『現代の眼』129号、1965年、2-3頁

知されなかった」ことにあった以上、1949年の段階で国による映画フィルムの収集保存を求める声が上がらなかったのは当然といえよう。また、映画会社の内部にフィルムアーカイブを設置できるほど、日本の映画界に余裕は残されていなかった。1953年に始まったテレビ放送が庶民にも普及したことから、映連の統計によると、国内の映画館の年間入場者数は1958年の1億2,745万人をピークに減少の一途をたどった。両親にテレビが欲しいとねだる幼い兄弟が主人公の小津安二郎『お早よう』（松竹 1959）には、父親が居酒屋のカウンターで大宅壮一による流行語「一億総白痴化」を口にする場面がある。テレビのカラー本放送が始まった翌1960年には、はやくも映画産業の斜陽がささやかれ、川喜多かしこが〈映画保存運動〉に着手するのは、ようやくこの頃からであった。

## 6 —— 国立国会図書館から東京国立近代美術館へ

ここで、既に何度か触れてきた映連（現在の一般社団法人日本映画製作者連盟）に着目する。映連は、「映画文化、映画芸術の振興及び映画事業の健全なる発達をはかるため、映画の倫理的基準を維持し、社会的有用性を高め、映画事業諸般について改善、発展を促進するための方策を立て、さらに日本映画の海外進出を推進し、もって日本映画の振興をはかり、我が国経済の振興、芸術文化の普及向上に寄与すること」を定款上の目的とする。毎年の日本映画産業統計の他、加盟4社（松竹、東宝、東映、角川書店）が1933年以降に製作・配給した作品のデータベースも公開している。

1961年の国会図書館新館披露の際、映連の池田義信はその最新の設備に驚き、居合わせた国会議員に「映画界でもこうしたものが求められている」こと、それは「業界の力だけでは出来ない」こと、海外では「国立か半官半民か、国の補助による特殊団体か、あるいは大きな財団による経営」になっていること等を伝えた。池田は映画公社の資料について思い起こしていた。映画公社は統合前の各団体に由来する貴重な資料を所持しており、1945年7月には「映画資料文献戦時保管委員会」を設置してもいた。しかし解散後、資料の保管場所が二転三転する内に映画フィルムは散逸し、かろうじて残されたノンフィルム資料は一時的に城戸四郎の松竹・歌舞伎座倉庫に預けられた。国会図書館開館時、池田は初代副館長の中井正一（1900-1952）に相談し、1951年にはついに資料を国会図書館に寄贈した（同年の業務効率化小委員会の課題として、特別資料第二室に「地図、映画資料、点字資料・児童資料を置く」とある〔64〕）。池田はさらに踏み込んで、国会図書館がフィルムアーカイブとしての機能を持つことを望み、中井との口約束のレベルとはいえ、国会図書館新築時には試写室とフィルム倉庫を備えた「映画資料室」を創設しようという理想まで描いた〔65〕。著名な美学者として映画論も多く残し、映画人

とも交遊した中井のこと、池田の考えに対する理解は深かったと思われる[66]。何れにしても中井が1952年に死去したことから、すべての計画は頓挫してしまった。映画公社の資料は1974年の譲与依頼によって、図書や雑誌を除き、来歴の異なる映画関連のポスター等の資料を加え、国会図書館からフィルムセンターへと寄贈された[67]。映画公社の資料群は、もはやどの時点の原秩序が尊重されるべきか判断がつかないほど幾度も保管場所を変えたことになる。

1959年の川喜多長政・か시코夫妻との対話からも、池田が映画公社の資料散逸を悔い、国こそがフィルムアーカイブを運営すべきであるという考えに至った経緯が裏付けられる[68]。このときの池田曰く、「〔映画〕業界には不況な時もあるので、業界がどうなってもそうした仕事を維持できる政府を考えた」、そして、それを「近代美術館と結び付けた」。同時に「官か民かについては思い悩んでいる」との言もあるが、フィルムアーカイブ事業を映画会社の直接の利益とするのは難しい。池田個人の見解を映連の総意と断定することはできないが、池田は、国による「優秀作品の共同倉庫」への協力が必須であることを加盟各社に訴え、東宝の森岩雄は、「もしそれが国民の金でできるならば、よい映画を保存しそれを適当に見せる仕事を同様の形で計画するのは、少しも矛盾しないどころか、むしろやるべきことである」[69]と同調、大映の永田雅一も1960年の協議会創立時、理事長に就任することで協力している。

1968年、鹿海信也(当時の文部省文化課長)は、東近美フィルム・ライブラリーの運営を本格化する方法として、(1)民間団体が設立して国が補助する、(2)特殊法人国立フィルム・ライブラリーという機関をつくる、(3)現行の東近美の一部門を充実強化するという3つの型があり、中でも文部省は(1)を推し、「斜陽と言われた」映画界は国の予算で設置運営される(2)を好んだと解説した[70]。ここにも映画保存を国に託そうとした映画界の意志を読み取ることができる。ちなみに、1953年発足の公益社団法人映像文化製作者連盟、通称「映文連」は、2001年よりフィルムセンターと協力して加盟各社に「原版寄贈」を呼び掛け、2008年までの数字で23,661本もの文化記録映画の原版寄贈を成立させることで、フィルムセンターのコレクション構築に貢献した。

もともと、国による映画の網羅的収集に対して、現在の映画界から賛同が得られるとは限らない。映画ではないが、同じ動的映像資料の間では、テレビ番組等を国会図書館で保存対象とするための法制定を目指した「国立国会図書館・放送アーカイブ制度骨子(案)」が、「自由な言論の萎縮が生じるおそれ」、「財産権の保障との関係で収集対象とすることは困難」といった理由から、日本映像ソフト協会、日本民間放送連盟、NHK等の反発を受けた[71]。海外事例をみると、例えば米国(議会図書館)、英国(BFI国立アーカイブ)、フランス(国立視聴覚研究所)等がテレビ番組を収集保存して利用に供している[72]。日本において国立機関による網羅的な収集保存が成立していない点では、映画もテレビも変わらない。前述のユネスコ

66 — 註65,340-342頁、後藤高広「納本制度の思想と中井正一」、『情報の科学と技術』57巻11号、2007年、519-525頁、稲村徹元、平川千宏「中井正一著作目録」、『参考書誌研究』32号、1986年、1-17頁

67 — 註15、61頁

68 — 「世界のフィルム・ライブラリーと日本」、『現代の眼』56号、1959年、2-5頁

69 — 森岩雄「受け入れ態勢を確立せよ」、『現代の眼』56号、1959年、4頁

70 — 鹿海信也「フィルム・ライブラリーの今後」、『現代の眼』159号、1968年、6-7頁

71 — 「番組の国会図書館保存構想、放送局側が反発」事後検閲につながる』、産経新聞、2012-06-24、<http://sankei.jp.msn.com/entertainments/news/120624/ent12062423360014-n1.htm>(2013-07-22参照)

72 — 「国会図書館:「放送アーカイブ」計画 議員「文化資産、保存・公開を」/局側「著作権を不当に制限」、毎日新聞(夕刊)、2012-07-20、<http://mainichi.jp/enta/news/20120720dde018040013000c.html>(2013-07-22参照)

73 — 「動的映像の保護及び保存に関する国際文書に関する検討資料」、文部省学術国際局文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課、1979年、1-38頁

74 — 岩崎昶「古いものと新しいもの：われらの視角(6)映画法と映画文化法」、『ソヴェト映画』2巻6号、1951年、14-15頁、同「日本映画の自由のために映画文化法案にたいする要解者の見解」、『時事通信時事解説版』1643号、1951年、7-8頁、同「世論も反対する再び「映画文化法」案について」、同1666号、1951年、7-8頁、同「映画法は復活するか「青少年映審」の性格をめぐって」、同3330号、1956年、9-10頁

75 — 川喜多かしこ「日本映画の将来のために」、『映画ひとすじに』、講談社、1973年、297-300頁

76 — 内村太一『文化芸術振興費補助金(映画製作への支援)検証—補助事業者の調査を通じて』、政策研究大学院、2010年、<http://www3.grips.ac.jp/~culturalpolicy/pdf/uchimura.pdf> (2013-07-22参照)

77 — 註59に同じ(2013年11月)

勧告の採択には、唯一日本だけが「著作権や表現の自由との抵触あるいは寄託の判断の基準とならないこと」等を理由に反対した経緯もあることから[73]、日本における今後の法制定には、とりわけ著作権への慎重な配慮が求められる。

ちなみに、社会党が終戦直後に教育映画助成法案を起案したことがあったが、成立には至らなかった。1951年には、自由党の衆議院議員の長野長広(戦前の文部省社会教育官で、吉田茂内閣の衆議院文部委員長)が議員立法で映画文化法を設立させようとしたが、戦前の情報局の不破祐俊が法案作成に関係したという噂が立ち、映画法の二の舞を怖れた岩崎昶をはじめ城戸、森といった映画人が反対し、やはり実現しなかった[74]。

## 7 — おわりに

本論では法定納入制度を中心に、日本における映画フィルムの網羅的な収集保存の不成立を確認した。1950年代のこの状況は、海外のフィルムアーカイブ事情を知る一部の映画人を焦らせたに違いない。協議会の川喜多は、日本映画を守り残す仕事に対する「誇りと責任」[75]の欠如を指摘したが、これは積極的な映画保存策を打ち出さない政府だけでなく、自らが身を置く映画界への戒めでもあった。協議会が担った民間の〈映画保存運動〉に支えられ、いよいよフィルムセンターは国立のフィルムアーカイブとしての役割を担うことになる。本論を踏まえた上で、その運動の実際を明らかにし、現代の映画保存活動へと紐付けることを今後の研究課題としたい。

平行して、映画の法定納入をいかに開始するべきかという課題も残される。映画の法定納入制度を持たない国も製作支援によって納入を半ば強制する仕組みになっていることは、既に述べた通りである。日本の場合、文化庁の芸術文化振興費補助金を受けた事業者117団体の内、映画をフィルムセンターに納入する仕組みに賛成が59%、反対が4.3%という前向きな調査結果もあるが[76]、今のところ納入義務等は課されていない。これを機能させるだけの予算や人員が不可欠となり、納入先において一定量の資料の取得が毎年のルーティンとなれば、諸実務の整備や成熟は十分に期待できる。各国のフィルムアーカイブが法定納入を足がかりの一つとして発展してきたことは間違いなく、日本のこの領域に専門家が不足していることの一因に、網羅的収集の不成立があったと逆説的に捉えることもできよう。フィルムセンターは今も美術館の一部門に留まり、正規の職員10名[77]という数字は、韓国映像資料院の50名、中国電影資料館の300名と比べてあまりに少ない。ところが、フィルムセンターの収蔵本数は2012年の時点で65,517本(内、日本映画57,164本)にもなる。このコレクションは、海外のフィルムアーカイブとの交換、接收映画の返還、国内外のフィルムコレクターや映画会社から

の寄贈、寄託、遺贈、そして購入といった様々な筋道を経て構築されたものであり、自動的に移管されてきたものの蓄積ではない。職員数と所蔵本数の不均衡こそ、日本の映画保存の特殊性を露にしているのではないだろうか。

あらゆる国で表現の自由が保障されているわけではなく、不当な映画検閲も起こり得ることは常に念頭に置くべきである。民間の努力で日本映画を守る戦略を立てることも、選択肢の一つとして残されている。例えば松竹は、専門図書館「公益財団法人松竹大谷図書館」の運営や、「日本映画界が世界に誇る小津作品を未来に残す」ためのデジタル修復資金をクラウドファンディングに頼ろうとしている[78]。しかしながら、今まさに生み出されている劇映画や記録映画を長期的に残そうとするのであれば、製作者の権利を侵害することなく法定納入を実現する方法も探るべきである。映画を法定納入の対象とする国のフィルムアーカイブでは、既にボーンデジタルの映画も保存対象となっている。例えば韓国の国立フィルムアーカイブでは、デジタルソースマスター(DSM)と上映用データ(DCDM)を取得し、それぞれハードディスク、LTOテープ、サーバ保存の3つの選択肢を併用して万全を期している[79]。フランスは、ボーンデジタル作品でも保存用には35mmフィルムで納入することを義務付け、その費用を国が補助している[80]。しかし日本の映画会社は現在、残し方の方式を模索中という段階にある。

2013年3月末で撮影・上映用のすべての映画フィルムの製造を停止した富士フィルムは、長期保存用のアーカイバルフィルムに限定して製造を継続し、この技術で2012年にアカデミー科学技術賞を受賞した。極めて高価なこの技術は、2013年現在、ベニス国際映画祭でワールドプレミア上映された小津安二郎の『お早よう』『秋刀魚の味』等カラー4作品のデジタル復元版によく適用されたに過ぎない[81]。映画保存に関する何らかの法整備なくして、長期保存用に同種の技術が幅広く活用されるとは考え難い。

納入義務の免除から60年以上が過ぎたとはいえ、旧作映画の救済を継続しつつ、その多くがボーンデジタルとなっている新作映画の残存を一日もはやく確実なものにすることによって、この領域の今後の発展の基礎は、ようやく築かれるに違いない。映画の網羅的な収集保存、つまり法定納入制度が実現すれば、他方で、映画の選別的な収集保存の意義も高まる。それは例えば、同じ映画でも庶民の暮らしを記録したアマチュアフッテージ、地域に残された小型映画、あるいはマイノリティーの作品を収集保存して利用に供するといった、国立レベルのフィルムアーカイブ活動を補足する多様な取り組みである。

#### [謝辞]

本論の執筆にあたって、児玉優子氏(学習院大学非常勤講師)から有益な助言をいただきました。記述ここに感謝申し上げます。

78 — オーマ株式会社 プレスリリース、2013-11-21、[https://readyfor.jp/projects/ozu\\_remastering](https://readyfor.jp/projects/ozu_remastering)(2013-11-29参照)

79 — 筆者による韓国映像資料院キム・ボンヨン氏(2011年12月)と同院オ・ソンチ氏(2012年2月)への聞き取り。

80 — Blocman, Amélie. Legal Deposit of Films with the CNC must be in both Digital and Photochemical Format. *IRIS Legal Observations of the European Audiovisual Observatory*. EAO, 2013-08. pp. 13-14.

81 — 「500年色褪せぬ小津作品」、東京新聞、2013-07-14、1面

[タイトル]

# 建築レコードの目録編成モデル

「スタンダード・シリーズ」から考える

A Model for the Arrangement of Architectural Records:

Learning from the "Standard Series"

[著者]

齋藤歩 | Ayumu Saito

[キーワード]

| 建築レコード | スタンダード・シリーズ | 編成 | 分類体系 | 機能

architectural records / Standard Series / archival arrangement /  
classification scheme / function

[要旨]

アーカイブズ学に基づく建築レコードの管理に際して、「増加が続く記録の作成量」「個人文書と法人記録が併存する性質」は、事態をより困難にする。本論では、この課題に応じるかたちで考案された「スタンダード・シリーズ」をめぐり、建築レコードの管理事例とアーカイブズ学上の理論に従って評価を試みた。はじめに、「スタンダード・シリーズ」を生み出したカリフォルニア大学バークレー校の1990年代後半のプロジェクトを紹介した。次に、2000年以降のアメリカ・アーキビスト協会の活動および建築レコード目録の作成事例から、「スタンダード・シリーズ」の影響を確認した。最後に、マイケル・クックの理論をヒントにしてアーカイブズ学における機能分類の観点から「スタンダード・シリーズ」を分析し、理解を深めた。その結果、この手法が建築レコードの量と質の課題に対して有効であることに加えて、ユーザビリティを考慮した編成方法であることを明らかにした。

There are two challenges for architectural records in archival science: one related to bulk emerging from the creation of mass records nowadays and the other related to human behavior accumulating a combination of personal papers and office records. Based on records management practices and archival science theory for architectural records, this paper evaluates the Standard Series as a method for addressing these challenges. First, this project of the University of California at Berkeley in the late 1990s, is introduced to explain the origin of the method. The impact of the Standard Series on the activities of the Society of American Archivists and on certain catalogs created since 2000 is then examined. Finally, the method is analyzed as a function-based classification system of archival science, with reference to Michael Cook's theory. As a result, we found that the Standard Series is an effective method for addressing quantity and quality challenges of architectural records and can be considered a user-friendly model for researchers.

## 1-1 : 20世紀の危機とチャンス

カナダ建築センター(Canadian Centre for Architecture。以下、CCA)のディレクターを務めるニコラ・オルスバークは、1994年に開かれた建築レコードのアプリケーションに関する会議に際して、建築レコードの特徴を整理している。記録所蔵機関(組織内アーカイブズ、ミュージアム、収集アーカイブズ、行政アーカイブズ)や記録の利用(法的証拠、社会の記録、個人の創造性の記録)は、多様性に満ちていることを示す一方で、20世紀の建築レコードの特徴を4点——「扱いにくい大きさ(unwieldy scale)」「物理的な脆弱性(physical fragility)」「増加する電子的流動性(increasing electronic fluidity)」「大量で増大する容量(massive and expanding bulk)」——にまとめた[1]。なかでも資料量の増大は深刻化の一途を辿っているとして、20世紀の変容を下記のように示している。

1940年には著名な建築家による住宅一件の全図面を一枚に収めることがまだ可能であった。フランク・ロイド・ライトのような一流の経歴で構成されるアーカイブズならば、25,000点の図面に囲まれていよう。1979年までにパリのポンピドゥー・センターの単独事業のためにレンゾ・ピアノとリチャード・ロジャースによって作成された図面は、200,000点に及んだ[2]。

増加が続く建築レコードを長期的に管理するためには、科学的視点をともなった収集、保存、廃棄等のガイドラインを構築することが不可欠である。それにもかかわらず、近代社会の複雑な活動によって生み出された危機的状況において、アーカイブズ学的な観点から、「建築における文書種別の役割と働き(role and function of document types in architecture)」を論じる機会はずいぶん少なかった[3]。

1997年に実施されたカリフォルニア大学バークレー校環境デザイン学部ドキュメントコレクション/Documents Collection, College of Environmental Design, University of California, Berkeley。以下、UCEDコレクション)での網羅的な資料整理プロジェクトも、こうした危機意識を共有していた[4]。当時のUCEDコレクションは物的な混乱のうえに、情報コントロールもままならない状態であった。たとえば、単体のアイテムがコレクションと同じレベルで扱われ、複製資料がオリジナルとみなされるなど、アーカイブズ的な知見はほとんど活かされていなかった。結果として、資料群は「性質としても分量としてもアーカイブズの(archival in nature and in volume)」だったにもかかわらず[5]、見落とし、未整理、アクセス不可といった結果に陥っていたのである。

1 — Nicholas Olsberg, 'Documenting Twentieth-Century Architecture: Crisis and Opportunity', *American Archivist*, Volume 59, 1996, p. 129.

2 — Ibid. 本論の引用部分はすべて筆者訳。

3 — Ibid., p. 130.

4 — 日本においても指摘されている点である。安藤正人は「史料分類の問題は、戦後の膨大な史料発掘の中で、これをどう整理すればよいのかという極めて具体的な課題と結びついて登場したように思われる」と述べたうえで、量の課題への取り組みとして「分類」について論じている。安藤正人「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」、大藤修+安藤正人「史料保存と文書館学」、吉川弘文館、1986年、286頁。

5 — Kelcy Shepherd and Waverly Lowell, *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records: A Tool for the Arrangement and Description of Archival Collections, Environmental Design Archives*, University of California, Berkeley, 2000, p. 2.

この20世紀末の危機に対して、CCAは建築レコードの評価方法を検討するためのシンポジウムを企画し、課題解決のためのチャンスへと展開した。その内容はアメリカ・アーキビスト協会(The Society of American Archivists. 以下、SAA)が発行する専門誌『アメリカン・アーキビスト』(Volume 59, Number 2, 1996)に掲載され、建築レコードを語るうえで現在でも参照される重要な資料となっている。一方のカリフォルニア大学バークレー校(以下、UCバークレー)は自らの資料を整理するなかで、建築レコード等の整理方法として「スタンダード・シリーズ」を考案した。この方法は、目録作成時における「編成(arrangement)」についての実践的な手引きとして、その考案背景とともにガイド・ブックにまとめられ、2000年に出版されることで世に知られることになった。同年は、アーカイブズ学に基づいた目録作成に関する標準としてISAD(G)2nd[6]やMAD3[7]がリリースされており、どちらも建築レコードについて言及されているものの、これらは記述に関する標準であった。それに比べて「スタンダード・シリーズ」は、編成に焦点を絞っている。それだけでなく実際の資料群の整理作業から帰納的に練り上げられた方法であるため、目録を作成するための実践力に富んでいる。その結果、電子目録との相性の良さも功を奏して2000年以降に各地の建築レコード目録の刷新を後押ししており、本論で後述するように建築レコードの管理方法の変遷において画期的な出来事としてとらえることができる。

## 1-2: 本論の目的

本論は、建築生産にともない作成される図面、仕様書、契約書などの「建築レコード(Architectural Records)」を管理し、利用に供するための方法をアーカイブズ学に基づいて検討するものである。とりわけ記録管理において重要な役割を担う目録の編成方法について、「スタンダード・シリーズ」とその手法で作成された目録を中心に議論を進める。

全体の構成は、三つのパートに分かれている。第一に、1990年代後半のUCバークレーでの試みを整理しながら、「スタンダード・シリーズ」の特徴を解説する。第二に、この考え方が与えた影響を考察する。ここでは、ふたつの観点——SAAでの反響、2000年以降に米国内で作成された建築レコード目録のあり方——によって、この手法の受容の様子をまとめる。第三に、アーカイブズ学上の理論と照らし合わせることで、「スタンダード・シリーズ」の理論的位置づけを明らかにする。その適用方法を示すガイド・ブックにはアーカイブズ学に基づいた理論面の解説は十分に記されていないためである。ここでは、マイケル・クックが記録の分類(classification)について言及するなかで触れている「スタンダード・シリーズ」理論を起点にする。そのうえでアーカイブズ学における分類体系の理論を整理し、主題(subject)、組織構造(organization structure)、機能(function)、活動(activity)、

記録種別(record type)の点から「スタンダード・シリーズ」を評価する。

以上より、「スタンダード・シリーズ」がアーカイブズ学においていかに理解可能かを考察することが本論の目的である。「スタンダード・シリーズ」は実用的な手法であるが、その理論と意図を十全に理解することで、増え続ける資料に対して、ときに建築レコードの分野を超えて将来の見通しをつけるためである。

## 2 —— 「スタンダード・シリーズ」とはなにか

### 2-1: 20世紀末、バークレーにて

UCEDコレクションは、ゲッティ財団の助成を受け、全所蔵資料を整理する2カ年計画のプロジェクトを1997年にスタートさせた。プロジェクトの具体的な内容は、「全コレクションの査定と調査」「基本的な保存処置」「アーカイヴァルな標準と互換性を持つ記述の実施」であった。その成果として作成された目録は、現在、カリフォルニア州オンライン・アーカイブ(Online Archive of California。以下、OAC)[8]で公開されている。

プロジェクト終了後、1999年にUCEDコレクションは、同校環境デザイン・アーカイブズ(Environmental Design Archives, University of California, Berkeley。以下、UCEDアーカイブズ)へと改称し、名実ともにアーカイブズ機関となった。2000年にはケルシー・シェパードとウェイヴェリー・ロウエルによってこのプロジェクトのガイド・ブックがまとめられた。そのガイド・ブックとは、『建築と景観設計レコードのためのスタンダード・シリーズ——アーカイブズ・コレクションの編成と記述に向けたツール』(以下、『スタンダード・シリーズ』)であり[9]、「スタンダード・シリーズ」を適用する際の作法と注意事項が記されている。つまり、このガイド・ブック『スタンダード・シリーズ』が刊行されることで、「スタンダード・シリーズ」が概念としてはじめて明示されたのである。

端的に言えば、「スタンダード・シリーズ」とは建築レコードを編成するための八つの標準的な型(モデル)である。だからといって、機械的にこの型に資料をあてはめることを推奨しているわけではない。あくまでアーカイブズ学の編成論の原則に基づいて、原秩序を尊重することが大前提である。ガイド・ブックのなかでも、原秩序が確かな場合は、記録種別の認識と語彙を提供する役割に留まり、原秩序の証拠が十分に残されていない場合は、記録種別の特定、記録群の理解、原秩序を想定した編成により整理担当者を助けると、「スタンダード・シリーズ」の使い方を示している。そして、いずれの場合も利用者のために編成の意図を明記することを求めている。

そのようにして伝統的な編成論の考え方は保証されているが、「スタンダード・シリーズ」の理解においてもっとも注目すべきは、建築生産にとまなう圧倒的な量と、建築設計という特殊な職務が生み出す多様な質という、近代以降の建築レコー

8 —— 'Online Archive of California', <http://www.oac.cdlib.org/> (以下、URLはすべて2013年9月30日最終閲覧)

9 —— Shepherd and Lowell, *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records*. 同報告書は、巻末付録の目録事例を増補して2010年に第2版を刊行し、現在、UCEDアーカイブズのウェブサイトにてPDF版が無料頒布されている。<http://www.ced.berkeley.edu/cedarchives/publications.html>

10 — ガイドブック「スタンダード・シリーズ」では記述についての指針をほとんど記していないが、「スタンダード・シリーズ」をもとに作成された目録の記述項目については、下記で考察している（齋藤歩「アーカイブズ学に基づく建築記録目録の編成と記述に関する考察——RIBAライブラリーコレクションとUCバークレー環境デザインアーカイブズの目録比較をとおして」、『2013年度大会学術講演・建築デザイン発表梗概集』、日本建築学会、2013年）。また、同ガイドブックで触れている「フォルダー一覧」と「プロジェクト索引」は建築レコード目録を語るうえで重要な要素だが、本論はおもにシリーズ・レベルの編成について考察することが目的であるため、本文では言及を見送っている。

に付随する記録管理上の困難への応答を意味している点である。次節ではその点に触れながらこの手法の概要を示したい。

## 2-2: 八つのシリーズ構成が意味すること

「スタンダード・シリーズ」は、限られた時間のなかで、特殊な性質を持った膨大な資料群——建築レコード——を整理するために考案された「ツール」であった。その機能は、おもに編成に関する八つの標準的なシリーズを用意することによって具現化しており[表1]、この8区分が「スタンダード・シリーズ」のおもな実体である[10]。

八つの標準を定めることは、建築レコードが抱える20世紀以降の課題に比べて、極めて単純なシステムに見える。はたして、この分類がどのような措置を施したと理解すればよいのだろうか。

そもそもシリーズ・レベルに注目することの有効性は、アーカイブズ学においてこれまで指摘されてこなかったわけではない。たとえば、マイケル・クックは、建築図面独自の記述はシリーズ・レベルにおいて作動(operate)させる必要があると述べ

表1 — 「スタンダード・シリーズ」による八つのシリーズ構成

シリーズ	おもなサブシリーズ	解説
1. 個人文書	略歴、日記、書簡、学生時代の作品、旅行記録、写真、家族文書、徴兵関係、スケッチブック、スケジュール帳、著作物	趣味および家族や友人との活動に関する、建築家が専門外の立場で作成した資料。学生時代の作品や旅行の記録など、設計活動を始める前の資料も含める
2. 専門文書	書簡、著作物、プレゼンテーション、専門団体および委員会、アワード、調査ノート、資料ファイル、コンサルタント、審査、教員文書、写真、特許	専門的な内容であるが、会社業務や設計・施工の最中に作成されない文書。専門的な活動を記録しながらも、「4. 会社記録」に比べて形式的ではない。
3. 教員文書	管理、教材、調査ノート、資料ファイル、学生の作品、学内委員会	建築の教育機関は実務者を指導者として雇うため、建築家は教員として作成した資料を保有することがある。シラバス、講義ノート、試験問題といった教材、学科の運営に関する文書や学生の作品など。
4. 会社記録	管理、書簡、財務、広報、写真、プレゼンテーション、スクラップブック、予定帳、クリップブック、製品カタログ、模型、顧客	設計以外の業務において、設計事務所等で作成される記録。広報資料としての竣工写真、コンペや展示のためのプレゼンテーション資料は、このシリーズに入る。
5. プロジェクト記録	プロジェクト一覧、ファイル、写真、図面、仕様書、報告書、模型、報告書	設計と施工に関する全記録である。実施に至らなかったプロジェクトやコンペの記録も含む。プロジェクト名ごとにアルファベット順あるいはプロジェクト番号順に編成される。サブシリーズの「写真」には注意が必要であり、竣工写真は「4. 会社記録」とするが、プロジェクト記録の施工写真はプロジェクト・ファイル内の他の資料と別にすべてはならない。
6. 大規模プロジェクト	ファイル、写真、図面、仕様書、契約書、模型、報告書	中心的なプロジェクトの記録である。大学キャンパス、大規模な団地、博覧会といった、長期にわたって計画した建築群に用いられる。
7. 美術品、工芸品	-	建築家が制作または収集した美術作品に適用する。会社の家具なども含める。
8. 追加寄贈資料	-	主要な資料群と、所蔵元や寄贈元が異なる場合に適用する。寄贈資料毎に受入番号を付与し、固有のサブシリーズを作成する。

ている[11]。シェパードとロウエルも、シリーズを中心に据えた目録作成の利点を以下のように示している。

記録種別の長いリストよりも、端的な範囲と内容の注釈のように注意深く書かれたシリーズ記述があれば、たとえフォルダー一覧やプロジェクト索引がなくても、関連資料へ利用者を誘導できることが知られている。シリーズ・レベルの検索手段は、さらに詳細な記述を実施するための時間と人件費が使えるようになるまでの予備段階(Preliminary step)、あるいは、より小規模で重要度が低いコレクションにとっては最終段階(Final step)としての機能を果たす[12]。

予備段階において「スタンダード・シリーズ」がもたらす成果は、シリーズ・レベルからの検索である。これはアイテム・レベルのより詳細な記述をのちに控えた過渡的な段階ともみなされるが、規模が小さく重要度が低いコレクションにとっては実質的な最終段階といえる。つまり、量への課題を第一に考慮すれば、シリーズ・レベルの編成と記述だけで資料群の階層と背景の効率的な再現が可能という認識である。

他方、記録の質に対する措置はどうであろうか。ガイド・ブック『スタンダード・シリーズ』の冒頭において、その目的が以下のように記されている。

このガイドは、数多くの建築家、造園家、建設事業者によって作成および収集される個人文書(Papers)と法人記録(Records)を、体系化して記述するための枠組みを提示する[13]。

表1で示した八つの区分は、おもに個人文書および法人記録によって構成されている。個人文書と法人記録が併存するこのような編成方針は、建築家のやや特殊な社会的立場をうまく表現している。建築家は、個人として教育機関や専門職団体などの複数の組織で活動しながら、多くの場合、設計事務所を営み、設計行為をおこなう。ゆえに、その多様な社会的身分をありのままのかたちで記録管理システムに落とし込んでいる点で、「スタンダード・シリーズ」は建築レコードにふさわしい枠組みを示しているのである。

「スタンダード・シリーズ」は実際の建築レコードの整理を経て確立された手法であり、実証性に富んでいる。同時に、科学者、エンジニア、工業デザイナー、そのほかの研究者に関するレコードへの転用の可能性も示唆しており、他分野への汎用性が考慮されている。そのような性質は、21世紀初頭のアーカイブズの世界へどのような影響を与えたのか。以降では、SAAでの反響、米国の建築レコード目録への影響、アーカイブズ学による理解の三つの視点から、「スタンダード・シリーズ」の位置づけをより俯瞰的に検討していく。

11 — Cook, *Manual of Archival Description*, p. 198.

12 — Shepherd and Lowell, *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records*, p. 3.

13 — *Ibid.*, p. 1.

14 — *Archival Outlook*, November/December 2001, The Society of American Archivists, p.19.

15 — 'Describing Architectural Records', *Architectural Records Roundtable*, <http://www2.archivists.org/groups/architectural-records-roundtable/describing-architectural-records>

16 — 'Architectural Records Roundtable 2004 Meeting Minutes', <http://www2.archivists.org/sites/all/files/2004mtgmin.pdf>

17 — 'Boston 2004 Program Session, 13) Facilitating Description: Developing Standard Series', <http://www.archivists.org/conference/boston2004/boston2004prog-session.asp?event=975>

18 — *Association of Hawaii Archivists Newsletter*, September 2004, <http://www2.hawaii.edu/~wertheim/Newsletter03-04p2.html>; Jean Dryden, 'Standardizing Archival Arrangement? Are You Serious?', *Journal of Archival Organization*, Volume 3, Issue 1, Haworth Press, 2005ほか。

19 — 'Shaken or Stored?: Managing Archival Change in the Twenty-First Century, Society of California Archivists 35th Annual Meeting', San Francisco, California, April 27-26, 2006, [http://www.calarchivists.org/Resources/Documents/AGM\\_Past/2006\\_AGM\\_program.pdf](http://www.calarchivists.org/Resources/Documents/AGM_Past/2006_AGM_program.pdf)

### 3 — SAAによる啓蒙活動

シェパードとロウエルはガイド・ブック『スタンダード・シリーズ』の執筆者として、刊行翌年の2001年にSAAのC・F・W・コーカー賞を授与された。同賞は、アーカイブズの記述に関するアワードで、「検索手段」「検索システム」「記述またはそのためのツールの発展に寄与したプロジェクト」のいずれかを対象としている。1984年に設置されたアワードで、1998年にはEADワーキンググループ、2005年にはOACが受賞している。当時の推薦者の一人はシェパードとロウエルの活動を以下のように評価している。

記述のための標準とプロジェクトの多くは、データとその項目に目を向けているが、スタンダード・シリーズのコンセプトは、この本のなかで詳しく述べられているように、より基礎的なアーカイブズの記述レベル、アーカイブズ素材群の秩序と編成、記述が明らかになるプロセスへ着目している。建築家や造園家の記録という特殊な分野において、個人や事務所の業務パターンと記録作成が、標準化したシリーズによる秩序にいかにか合致しているかを提示している点で、この著者たちは素晴らしい業績を遂げている[14]。

この成果を受けて、SAAにて建築レコードを専門的に議論する「建築レコード・ラウンドテーブル(The Architectural Records Roundtable。以下、ARR)」のウェブサイトでは、コーカー賞授与の旨とともに、建築レコードの編成と記述の手法について「スタンダード・シリーズ」とその適用事例を紹介している[15]。

以降のARRの活動を追っていくと、2001年の受賞後は、同ガイド・ブックをSAA内の「ベスト・プラクティス」に位置づけるための活動を展開しており、2004年の年報にその記録が残されている[16]。現時点で、この試みが成果を得た様子はないが、以降も「スタンダード・シリーズ」の普及活動は続いていく。その一例として、同じく2004年にボストンで開催されたSAAの年次大会では、「記述を推進する — スタンダード・シリーズの発展」というセッションが組まれた[17]。パネラーは、ロウエルのほかに、ジュリエット・ディメータ(UCバークレー・バンクロフトライブラリー)、ジョン・P・リース(国立医学ライブラリー-医学史局)であり、ディメータが理工学科コレクション、リースが生物医学研究コレクションという建築以外の分野における「スタンダード・シリーズ」の適用について見解を述べた。このセッションへの反応は、以降の編成と記述をめぐる論文などに見ることができ[18]、とくに当時の編成に対する議論の高まりを感じる事ができる。また、他分野での展開の可能性も示唆している。ロウエルは、2006年のカリフォルニア・アーキビスト協会の年次大会でも「スタンダード・シリーズ」について議論している[19]。セッションのテーマは大量のバックログへの取り組みであり、「スタンダード・シリーズ」が生み出される契機と

なった課題そのものであった。

以上の活動と並行してARR内で進められたのが、ロウエルとタウンリー・ライアン・ネルブによる『建築レコード——設計と建設に関する記録の管理』の執筆である。本書の編成と記述の章(第5章)は、「スタンダード・シリーズ」に則した内容であり、そのためか「著者のあいだでこのマニュアルの執筆に関する議論は1997年に始まったが、2000年までは本格的に進行することはなかった」ようだが[20]、ガイド・ブック『スタンダード・シリーズ』刊行後、2002年には出版へ向けた用意が具体的に進められている[21]。本書はSAAの刊行物のひとつに位置づけられており、「スタンダード・シリーズ」がベスト・プラクティスに至らなかった当時のARRにとって非常に大きな意義があったと推測できる。

#### 4 —— 建築レコード目録の更新とその背景

2000年以降はARRによる普及活動とともに、「スタンダード・シリーズ」を参照した目録がいくつか作成されている。本論で紹介できる事例は限られているが、いずれも電子目録のフォーマットの刷新も付随しているため、今後の目録にもおおいに影響を与え続けると考えられる。また、どの事業も多額の助成金を獲得していることは、この手法が一定の社会的合意を得ている表われと言える。ここでは、「ウィリアム・W・ワースター/ワースター+ベルナルディ+エモンズ・コレクション(以下、WWW/WBEコレクション)」「[22]」、「エーロ・サーリネン・コレクション(以下、サーリネン・コレクション)」「[23]」、「アリン&エーロ・サーリネン・ペーパー(以下、サーリネン・ペーパー)」「[24]」の三つの資料群を取り上げ、その目録のシリーズ構成を中心に比較する。

##### 4-1: ウィリアム・W・ワースター/ワースター+ベルナルディ+エモンズ・コレクション

WWW/WBEコレクションは、「スタンダード・シリーズ」開発の舞台となったUCEDアーカイブズが所蔵するコレクションのひとつである。同アーカイブズでキュレーターを務めるロウエルは、2003年より2カ年計画のプロジェクト「Bay Region Architectural Archives」を実施しており、当目録は、いくつかの目録とともにその成果として2004年に完成に至った[25]。なお、この事業は2002年4月に全米人文科学基金(National Endowment for the Humanities。以下、NEH)より279,203ドルの助成を受けている[26]。

ウィリアム・W・ワースターは、1895年にカリフォルニアで生まれ、サンフランシスコやニューヨークで活躍した建築家である。1940年代には、イエール大学やマサチューセッツ工科大学(以下、MIT)で教鞭を執り、MITでは建築学部の学部長を務めた。設計活動においては、43年まで設計事務所を経営し、45年以降は、

20 — Waverly Lowell and Tawny Ryan Nelb, *Architectural Records: Managing Design and Construction Records*, The Society of American Archivists, 2006, p. Vii.

21 — ただし、現在のウェブサイトで見られるのは2002年以降の年報であり、それ以前の状況は定かではない。

22 — 'Inventory of the William W. Wurster/ Wurster, Bernardi & Emmons Collection, 1922-1974', <http://www.oac.cdlib.org/findaid/ark:/13030/tf8k40079x/>

23 — 'Guide to the Eero Saarinen Collection MS 593', <http://drs.library.yale.edu:8083/HLTransformer/HLTransServlet?style=yul.ead2002.xhtml.xsl&pid=mssa:ms.0593&clearstylesheet-cache=yes>

24 — 'A Finding Aid to the Aline and Eero Saarinen papers, 1906-1977', <http://www.aaa.si.edu/collections/aline-and-eero-saarinen-papers-5589>

25 — 'Architectural Records Roundtable 2005 Meeting Minutes', [http://www2.archivists.org/sites/all/files/2005\\_mtgmin.pdf](http://www2.archivists.org/sites/all/files/2005_mtgmin.pdf)

26 — 'National Endowment for the Humanities Grants April 2002', <http://www.neh.gov/files/press-release/apr2002grants.pdf>

同事務所で経験を積んだベルナルディとエモンズを加えた共同事務所という体制を採った。その後、50年にワースターは母校であるUCバークレーの建築学科の学科長に就任し、53年に同大学に建築アーカイブズ(のちのUCEDアーカイブズ)を設立。69年には、アメリカ建築家協会(The American Institute of Architects。以下、AIA)よりAIAゴールドメダルを授与された。73年に永眠。

目録は六つのシリーズで構成されている[表2]。このうち、「スタンダード・シリーズ」で定められた「プロジェクト記録」は、「3.WWWプロジェクト記録(1922-1944)」と「4.WBEプロジェクト記録(1945-1969)」の二つである。WWWはワースターの個人事務所を示し、WBEは共同事務所を指す。このように設計に直接関係する資料は二つの時代を分けて編成しているが、「2.会社記録(1927-1977)」

表2 — 「WWW/WBEコレクション」のシリーズ構成

シリーズ	サブシリーズ
1. 専門文書 [1931-1969]	1.1. 書簡
	1.2. 原稿とプレゼンテーション
	1.3. 団体と委員会
	1.4. アワード
	1.5. 審査
2. 会社記録 [1927-1977]	2.1. 管理
	2.2. 書簡
	2.3. 広報
	2.4. 写真とプレゼンテーション・ボード
3. WWWプロジェクト記録 [1922-1944]	3.1. ファイル
	3.2. 写真
	3.3. 函面
4. WBEプロジェクト記録 [1945-1969]	4.1. ファイル
	4.2. 写真
	4.3. 函面
	4.4. 仕様書
5. 米国住宅局 [1939-1947]	5.1. ファイル
	5.2. 函面
6. 追加寄贈資料 [1939-2004]	6.1. パートナーシップの声明
	6.2. キャサリン・パウアー・ウルスターの肖像画
	6.3. ピアスの住宅
	6.4. セクストンの住宅
	6.5. ウィリーの住宅
	6.6. キャサリン・パウアー・ウルスターのAPIアワード
	6.7. サンフランシスコ・ミュージアムでのモダン・アート展
	6.8. 米国住宅局・低家賃住宅 — バレンシア・ガーデン HABSカルチャー・レポート

は二つの時代に作成された会社記録をまとめて管理している。経営体制の変更にもない業務をそのまま引き継いだことで資料群の連続性が途絶えなかったためと推測できる。「大規模プロジェクト」にあたる「5. 米国住宅局 (1939-1947)」からは、東海岸エリア時代の業務として米国住宅局の業務に携わっていたことがわかる。以上は法人記録であるが、個人文書は、「1. 専門文書 (1931-1969)」にとどまっており、「私文書」と「教員文書」に該当するシリーズは設けられていない。

#### 4-2 : エーロ・サーリネン・コレクション

WWW/WBEコレクションの目録作成者の筆頭にクレジットされているローラ・テイタムは、UCEDアーカイブズにて2003年から2004年にこの事業に従事し、2005年にはもとの職場であったイエール大学図書館に復帰した。2002年に同館への受入れに携わったサーリネン・コレクションの整理のためである。サーリネン・コレクションは同館コレクションのなかでももっとも利用される資料のひとつでありながら、1970年代にアリーン夫人からの寄贈を受けた後、2002年まで整理がほとんど進んでいなかった[27]。そうした状況でのテイタムの復帰とサーリネン・コレクション目録の刷新は、2005年にゲッティ財団から受けた助成金が177,702ドルにおよんだこともあり、同館のニュースとして大きく取り上げられるほどであった[28]。テイタムによってイエール大学図書館へ持ち込まれたともいえる手法(スタンダード・シリーズ)が適用されたこの目録は[29]、その後、2006年9月に初版が完成した。

エーロ・サーリネンは、建築家の父エリエルと彫刻家の母ロハとのあいだに、1910年にフィンランドで生まれた。エリエルとロハはミシガン州に移り、クランブルック・コミュニティ(のちのクランブルック・アカデミー)の教育機関の設立に貢献した。イエール大学で建築教育を受け、1934年の大学卒業時に研修旅行の奨学金を獲得してヨーロッパへ旅立つ。帰国後はミシガンに戻り、クランブルックで父とともに教育に携わりながら、設計事務所のパートナーとなる。50年にエリエルが死去するまで協働し、この時期にエーロの初期の作品案がつけられた(セントルイス・ゲートウェイ・アーチ、GM技術研究所など)。父の死後は、事務所名を「エーロ・サーリネン・アンド・アソシエイツ」とし、約10年間で、JFK空港ターミナル、ダレス国際空港ターミナル、ノース・クリスチャン教会、MITクレスギイ記念講堂などの作品を残すとともに、イエール大学ではホッケーリンクや学生寮を設計した。61年の死去後は、ケヴィン・ローチなどの所員たちが残されたプロジェクトを完成させた。

この目録は六つのシリーズ構成を採っている[表3]。まず、「1. 私文書 (1920-2004)」は、幼少時代や私的な交友に関する資料に加え、旅行関係の資料で構成されている。ここには、イエール大学卒業後のヨーロッパ研修旅行の写真やスケッチも含まれる。「2. 専門文書 (1909-1990)」は、アワード、会議、審査、執筆に関

27 — 'Laura Tatum begins work as the Saarinen collection project archivist', February 2005, [http://www.library.yale.edu/mssa/about\\_news\\_archive\\_Feb05.html](http://www.library.yale.edu/mssa/about_news_archive_Feb05.html)

28 — 'Getty grant supports cataloging and preservation of architect Eero Saarinen's papers', 2006, <http://resources.library.yale.edu/online/newsdetail.asp?whatcaseedit=235>

29 — テイタムは2007年にこの事業に関するレクチャーをおこなっている。残念ながらテイタムは2012年に他界しているため想像の域を出ないが、残されたプレゼンテーションの資料はUCEDアーカイブズでの経験が反映された内容となっている。Laura Tatum, 'Arranging and Describing Architectural Records', Architectural Records Symposium: Managing & Preserving Design Records at Conservation Center for Art & Historic Artifacts, July 16 & 17, 2007, <http://www.ccaha.org/education/program-proceedings/architectural-records-symposium-managing-and-preserving-design-records/arranging-and-describing>

30 — Nancy Loe, 'National Endowment for the Humanities, Application: Arrangement and Description of the Julia Morgan Architectural Archives', 2005.

31 — 'Julia Morgan Papers, 1835-1958 (bulk 1896-1945)', <http://lib.calpoly.edu/specialcollections/findingsaids/ms010/>

する資料や父エリエルの作品に関する資料である。「3. 会社記録(1880-1985)」は、渉外事務、広報素材、財務といった設計事務所の運営に関連する資料であり、「4. プロジェクト記録(1936-1989)」は、図面、写真、仕様書などで、ともに生前の資料が中心だが、没後も業務が継続したため、その資料も残されている。なお、「スタンダード・シリーズ」では、同一のプロジェクトや記録種別がさまざまなシリーズに含まれることになるが、その点については、本目録内の「コレクションの記述」の欄でも注意をうながしている。「5. 視聴覚資料(1956-1961)」は、施工中の様子を撮影したフィルムや、建築について議論している音声媒体などである。「6. 追加資料」は、寄贈毎に分類されている。

同じころ、カリフォルニア州立工科大学では、2005年6月にNEHより249,000ドルの助成を受け、建築家ジュリア・モーガンの資料整理がスタートした。当時の同大学アーカイブズの所長ナンシー・ローは、この事業のディレクターとして資料整理の概要を含む申請書を残している[30]。この書類は『建築レコード』の著者でもあるネルプによる同アーカイブズの調査結果も踏まえた詳細な事業計画書であり、「スタンダード・シリーズ」の適用方法を理解するには恰好の素材なのだが、あまりにも内容が多岐にわたるためこのプロジェクトと目録[31]の解説は別稿で十分に検討することとしたい。ただし、ここでひとつ指摘したいのは、ローが、本プロジェクトを実施するにあたり、「スタンダード・シリーズ」の適用について、テキサス大学建築アーカイブズのベス・ドッドの助言を受けていることである。ドッドはテイタムとともにARRの共同座長を務めていたこともあり、ARRの2005年の年報にその記録が

表3 — 「サリネン・コレクション」のシリーズ構成

シリーズ	おもなサブシリーズ
1. 私文書[1920-2004 / 主要年代=1940-1961]	略歴、書簡、日記と所持品、写真、旅行、アリン・サリネン文書
2. 専門文書[1909-1990]	団体と委員会、アワード、切り抜き、書簡、審査、参考ファイル(美術・建築関連)、原稿、エリエル・サリネン関連資料
3. 会社記録[1880-1985 / 主要年代=1951-1964]	経営報告書、案内書、書簡、財務記録、特許出願書、広報、スクラップブック、第三者の仕事
4. プロジェクト記録[1936-1989 / 主要年代=1942-1962]	書簡、写真、図面、ネガフィルム、切り抜き、報告書、仕様書、サンプル素材など(すべてプロジェクト単位)
5. 視聴覚資料[1956-1961、年代不明]	原資料、複製原本、閲覧用の複製(番組タイトル単位)
6. 追加資料	受入番号 2008-M-065 / 追加資料[1947-1966] ----- 受入番号 2009-M-025 / 追加資料[1959-1969頃] ----- 受入番号 2009-M-053 / 追加資料[1962-1967] ----- 受入番号 2010-M-048 / 追加資料[1960頃] ----- 受入番号 2010-M-121 / 追加資料[1946頃] ----- 受入番号 2011-M-003 / 追加資料[1950-1998] ----- 受入番号 2011-M-052 / 追加資料[2002-2004]

残されている。さきに触れたテイタムに続いて、ローもまた、ロウエルを含めたARRコミュニティの影響をおおいに受けていることはほぼ間違いない。

#### 4-3:アリーン&エーロ・サーリネン・ペーパー

テイタムらが作成したサーリネン・コレクション目録には、他機関が所蔵しているサーリネン資料の情報が記載されている。そのひとつがスミソニアン協会アメリカ美術アーカイブズ (Archives of American Art, Smithsonian Institution。以下、AAA) のサーリネン・ペーパーである。本論においてここまで取り上げてきた目録は、ARRを通じて比較的自然なかたちで「スタンダード・シリーズ」の採用へ至ったと推測でき、その類似は至極当然ともいえる。そこで、最後にこのつながりからやや離れた事例としてサーリネン・ペーパーを取り上げて、比較を図りたい。

AAAの資料整理のガイドラインは、「テクニカルドキュメンテーション」として公開されている<sup>[32]</sup>。なかでも、編成に関するページには、「見込まれるアーカイブ・シリーズ (possible archival series)」としてAAAのための19項目がリストにまとめられており<sup>[表4]</sup>、ここでも推奨されるシリーズ構成があらかじめ示されている。同時に、各シリーズを解説するなかで、サブシリーズの編成例として記録種別等も挙げている。

ここでは、作成者が参照した機能、活動、ファイリング・システムにしたがうことを編成の原則としている。ただし、コレクションの内容はそれぞれ異なるので、このリストはつねに不完全 (not exhaustive) であることも明記している。関連して、原秩序についても「作成者の編成にしたがうこと (follow the creator's arrangement)」と述べられており、シリーズをまたいで同じ種類の資料をまとめてはならず、さまざまな資料がファイルに収められている場合は、その状態を保持することが推奨されている。たとえば、表4の18(写真)と19(視聴覚資料)のシリーズのように、記録種別による分類を設けているが、機能等による編成を優先させることで、これらはほかのシリーズにも含まれる可能性がある。

以上のAAA全体にわたる編成指針を踏まえて、サーリネン・コレクションを概観してみたい。

アリーン・サーリネンは、先に触れたエーロ・サーリネンの妻にあたる。アリーンは1914年にニューヨーク市で生まれた。41年にニューヨーク大学を卒業、44年に『アート・ニュース』誌の編集部長となり、46年から48年には編集長を務めた。48年から59年には『ニューヨーク・タイムズ』の美術局で編集および批評に携わる(編集は53年まで)。その間、57年にはグッゲンハイム特別研究員として米国のアートコレクターについて調査し、58年に『偉大なコレクターたち (The Proud Possessors)』を出版、その後は、建築家のスタンフォード・ホワイトの伝記の執筆に取り組んだが、出版には至らなかった。40年代後半以降の一連の批評家としての活動が認められ、ヴェネツィア・ビエンナーレや米国美術連盟などから表彰を

受けている。53年の結婚後は、『ニューヨーク・タイムズ』の業務の傍ら、63年までエーロ・サーリネン・アンド・アソシエイツの情報サービス部でディレクターを務めた。エーロの死後、62年に『エーロ・サーリネン作品集』を上梓。以降、60年代はテレビのレポーターとして活躍し、71年には女性初のNBC(National Broadcasting Company)のニュース局長に就任。同時期には美術関係の委員会にも多数出席した。72年に他界。

本目録は、2006年にジュニアファー・ミーハムによって作成されており、二つのシ

表4 — AAAのシリーズ構成

シリーズ	おもなサブシリーズ
1. 経歴素材	出生証明書、死亡診断書、パスポート、履歴書、離婚届、散在している法的および財務書類(別途シリーズを設けるほどでない場合)、アワード、会員証、免許証、カレンダー(メモ欄がない、または最小限に留まっているもの)。欄が大きい場合は「5. 原稿、メモ、ノート」へ)、スケジュール帳、アドレス帳、インタビューとその台本(多い場合は別途シリーズを作成)、散在している家族の文書
2. 設立記録	打ち合わせメモ、書簡、許可書、内部規則、設立者一覧、経歴書
3. 書簡、手紙	書簡(家族、個人、私事、販売、展覧会、出版、催事、制作責任者、法的、友人、作家、顧客、ギャラリー、ミュージアム関連)、メモ、ポストカード、招待状、活版印刷物
4. インタビュー	インタビュー台本
5. 原稿、メモ、ノート	講義ノート、メモノート、価格一覧(「会社記録」シリーズがない場合)、講義、スピーチ、詩、短編、脚本、エッセイ、研究論文、手書き原稿、タイプ打ち原稿、授業ノート、来客名簿、カレンダー
6. 日記、日誌	日記、日誌
7. テーマ・ファイル、プロジェクト・ファイル、委員会ファイル、教員ファイル、調査ファイル、会員記録(個人文書の場合のみ)	書簡、写真、写真素材、コピー、事業形態、法的および財務書類、ノート、原稿
8. 会社や団体の部門管理記録	書簡、カタログ、印刷物
9. 展覧会ファイル	企画書類、美術作品一覧、書簡、貸出フォーム、状況報告書、保険および輸送書類、写真、メモが付されたカレンダー、スクラップブック
10. 作家ファイル	書簡、写真、販売記録、展覧会記録、印刷資料
11. 寄贈者ファイル、コレクター・ファイル、顧客ファイル	取引、販売、貸出、血縁関係、興味関心
12. 会社の財務記録と法的記録	発注書と領収書、請求書、売上台帳、委託品送り状、会計帳簿、銀行記録、納税記録、監査報告書
13. 個人業務文書	売上、仕入、価格リスト、契約、融資、ギャラリー取引、訴訟、賃貸借、銀行取引、税、出版、不動産取引
14. 商品リストと在庫記録	各種形式(カード、ノート、ルーズ・ペーパー)、またはその組み合わせ
15. 印刷物	展覧会カタログ、広報資料、ポスター(原画がない場合)、新聞や雑誌の切り抜き(紙面上での作品の再構成も含む)、完全な状態の新聞や雑誌、プレス・リリース、会報、書籍、報告書、大学での公告、フライヤーやパンフレット、地図、無記名のポストカード
16. スクラップブック	写真、パンフレット、アワード、許可証、手紙
17. 作品とスケッチブック	習作、スケッチ、水彩画スケッチ、素描、印刷、スケッチブック
18. 写真と写真素材	スナップショット、8x10の白黒プリント、オリジナル・ヴィンテージ・プリント、ネガ、ガラス乾板ネガ、ケースまたはマウント加工写真、写真アルバム、スライド、反転フィルム
19. 視聴覚資料	リール・テープ、カセット・レコード、サウンド・ディスク、モーション・ピクチャー・フィルム、VHS、BETA、U-Matic、CD、DVD、オーディオ・テープ、CD-ROM

リーズで構成されている[表5]。「1. 個人文書(1928-1977)」の多くはアリーンが作成した資料だが、旅先での写真、家具デザインの図面やスケッチなど、ローエが作成したがアリーンが保有していた資料を含む。「雑資料」「書簡」「印刷物」「写真」の四つのサブシリーズにより、さらに分類される。「2. 専門文書(1906-1969)」は、批評、執筆、テレビ、美術関連委員会に関する資料群で構成される。なかでも『偉大なコレクターたち』および「スタンフォード・ホワイト伝」の執筆のための調査資料、NBCでの業務の関連資料には、サブシリーズが与えられている。とくにサブシリーズ「2.3. スタンフォード・ホワイトの調査資料」は多岐にわたり、「書簡」「ノート」「原稿」「原資料」「印刷物」「写真」「建築図面」に分類するためにサブサブシリーズが設けられている。

ロウエル、テイタム、ローというアーキビストのつながりとは異なり、最後に示したAAAの目録に関しては、ほかとの人的関係を見出すには至っていない。ただし、目録自体の類似は明らかである。目録のシリーズ構成だけでなく、記録種別に比べて機能や活動による分類を優先するというAAAの編成方針に、「スタンダード・シリーズ」と共通する理念を見出すこともできる。また、AAAの電子目録のプラットフォーム自体が、シリーズを中心とした編成によってコレクションの特徴を表現す

表5 — 「サーリネン・ペーパー」のシリーズ構成

シリーズ	サブシリーズ	サブサブシリーズ	
1. アリーン+エーロ・サーリネン個人文書[1928-1977]	1.1. 雑資料[1928-1974]	-	
	1.2. 書簡[1936-1970]	-	
	1.3. 印刷物[1947-1977]	-	
	1.4. 写真[1940年代-1970]	-	
2. アリーン・サーリネン専門文書[1906-1969]	2.1. 原稿[1933-1967]	-	
	2.2. 『偉大なコレクターたち』調査資料 [1906-1967 / 主要年代=1956-1959]	-	
	2.3. スタンフォード・ホワイトの調査資料[1880年代-1969]	2.3.1. 書簡	
		2.3.2. ノート	
		2.3.3. 原稿	
		2.3.4. 原資料	
		2.3.5. 印刷物	
		2.3.6. 写真	
		2.3.7. 建築図面	
	2.4. NBC 書簡ファイル[1961-1971]	-	
2.5. その他の調査ファイル[1960-1964頃、不明]	-		
2.6. 委員会ファイル[1961-1968]	-		

33 — Michael Cook, *The Management of Information from Archives*, Gower, 1999, p. 120.

34 — *Ibid.*

35 — 'Coventry Trade Union Council', Modern Records Centre, University Library, University of Warwick, <http://dscalm.warwick.ac.uk/Dserve/dserve.exe?dsqIni=Dserveadv.ini&dsqApp=Archive&dsqDb=Catalog&dsqCmd=NaviTree.tcl&dsqField=RefNo&dsqItem=CTU/2/2/1>

る仕様となっており、その点も考慮すると、「スタンダード・シリーズ」との類似性を挙げるまでもなく、建築家や美術作家などの個人アーカイブズの目録編成に関して、より普遍的で汎用性に富んだモデルを追求することができるように思える。そのためには「スタンダード・シリーズ」のメカニズムを解明することが必要だろう。ここまで具体的な対象を取り上げて論じてきたが、以降はアーカイブズ学の理論へと視点を変えて考察を進めたい。

## 5 — アーカイブズ学における理論的見解

### 5-1: マイケル・クックの「スタンダード・シリーズ」

マイケル・クックは、同じく「スタンダード・シリーズ」というキーワードを挙げて記録の分類について以下のように述べている。

シリーズはたいてい規則通りに繰り返すパターン(repeating pattern)をともなってサブグループ内に存在することを、いくつかの体系は受け入れている。つまり、「委員会」を含むサブグループは、一般的に、議題用紙、メモ、報告書と提案書、書簡のためのシリーズを持つことになるだろう。同様に、規則的に繰り返すシリーズに同じ番号コードを付与する、標準的なパターン(standard pattern)を構築することが可能である[33]。

クックがここで述べている「スタンダード・シリーズ」とは、「規則通りに繰り返すパターン」としてのシリーズであり、「多くの収蔵庫を横断した関連資料を特定する助けとなる」とその目的を示している[34]。そのためには「標準的なパターン」を利用するだけでなく、あらかじめ定められたシリーズ・リストを参照して番号を付与する必要がある。その例としてクックは下記の資料番号を示している。

MSS.5 / 1 / 4

= コレクション番号(受け入れ番号:5) / シリーズ番号(1) / アイテム番号(4)

「MSS.5」は「コヴェントリー労働組合協議会」を示し[35]、以降の枝番号は、シリーズとアイテムを特定する。とくに「シリーズ番号(1)」は「メモ」を指し、表6のリストに基づいている。このリストは、ウォーリック大学のモダンレコードセンターの全コレクションに共通する分類体系である。

クック(1986)とシェパード+ロウエル(2000)の「スタンダード・シリーズ」は、確固とした影響関係をともなうわけではない。それだけでなく、クックは標準的なパターンをいわば「シリーズ編成モデル」として用いるというアーカイブズ学上の理論につい

1. メモ、議題、報告書
2. 会計報告
3. 書簡ファイル
4. 組織構築のための刊行物
5. そのほかの刊行物
6. サブシリーズ (例:一緒に保存された職員私文書)
7. 雑則
8. 日誌
9. 契約書
10. 記事の切り抜き
11. 報告書
12. 写真
13. 統計

て述べているのに対して、シェパードとロウエルが示しているのは——クックが挙げたウォーリック大学の事例のように——建築レコード等のある分野に特化した編成方法の一例である。つまり、同じ「スタンダード・シリーズ」という言葉を用いながらも概念(クック)と具体例(シェパード+ロウエル)というように用語の意味が異なるので、その点には十分に留意する必要がある[37]。しかし、ある特殊な資料群に対してあらかじめ分類体系を定めるという点だけでなく、個人文書(表6の「6」)と法人記録(「6」以外)を組み合わせることにより、資料の背景を再現しようとする姿勢には志向の一致を見ることができよう。

クックはこの論のなかで、主題分類はアーカイブズの編成には不適切であることを過去の経験から明らかにしたうえで、分類に関して、「より役に立つ体系(scheme)は、機能(function)や記録種別(record type)の分析のもとに成立する」と述べている[38]。アーカイバルな分類体系における機能や記録種別の有効性をあらためて確認しているのである。さらに、「アーカイバルな分類体系(classification scheme)の原則を作成することは、アーカイバルな編成(arrangement)の原則を作成することと同等であろう」とし[39]、編成と分類の関連性の深さも示している。同書におけるクックによる分類体系への言及は、編成の章に位置づけられており、編成と分類の関連性は論文の構成からも明らかである[40]。

シェパードとロウエルによるガイド・ブック『スタンダード・シリーズ』のタイトルには、編成と記述のためのツールと付されており、「スタンダード・シリーズ」とは殊にシリーズ・レベルの編成に秩序を与える基準であることはすでに示したとおりである。クックが述べるように、アーカイブズ学における分類体系について検討することが編成についての考察と同等に語られ、分類体系の効果が「編成を経たアーカイバルな序列に一定の形式を与えること」ならば[41]、標準化や形式化のための

36 — Cook, *The Management of Information from Archives*, p. 120.

37 — 以降では二つを区別するためにクックによる「スタンダード・シリーズ」を指す場合は、「クックの」などと限定的な表現を用いる。

38 — Cook, *The Management of Information from Archives*, p. 113.

39 — *Ibid.*

40 — 実際には編成と分類の明確な区別は存在する。「分類は記録の作成者以外の者が構築した秩序に資料を位置づける点で、編成は分類と区別される」(*A Glossary of Archival and Records Terminology*, The Society of American Archivists, 2005, p. 35)ため、「編成」は出所や原秩序を尊重して記録の背景を再現する役割を担い、それらが不明瞭な場合に「分類」によってあらたに秩序がつくられる。この区別に関して、安藤正人は「原秩序自体、正しい『文書群の階層構造』を示していない可能性がある」ことを指摘し、「『文書群の階層構造』を再構成することが、文書館学的な整理=目録編成の基本作業になるのである」と述べて編成と分類が共存しうことを示唆している(安藤、前掲書、290頁)。本論も、クックや安藤の考えを参照しており、編成と分類は相互補完的な関係にあるという立場を採っている。

41 — Cook, *The Management of Information from Archives*, p. 114.

42 — Stuart Anthony Orr, 'Functions-based Classification of Records: Is It Functional?', *Archives and Manuscripts*, vol. 34, Australian Society of Archivists, 2006, pp. 45-49.  
43 — Ibid., pp. 57-58.

44 — ただし、記録管理者が関係者とのあいだで定めた決定事項を記録することを求めている。Elizabeth Shepherd and Geoffrey Yeo, *Managing Records: A Handbook of Principles and Practice*, Facet Publishing, 2003, pp. 84-85.

45 — 一般的に機能とは、「命令や使命を達成するためにはたす組織や個人の諸活動」である(*A Glossary of Archival and Records Terminology*, p. 179)。以降で言及するオーストラリア等での事例を見ると、この定義である程度の合意がとれているようにも思える。しかしながら、後述するように本論で注目しているのは、機能と活動に関する区分の是非ではない。

ツールとしての「スタンダード・シリーズ」(シェパード+ロウエル)もまた、アーカイブズ学における分類体系の理論的枠組みとしてとらえることが可能だろう。そのうえでここからさらに考えていきたいのは、この分類体系(「スタンダード・シリーズ」)を構成する分類項目はどのような意味を持つのかという点である。そこで次節では、分類における、主題(subject)、機能(function)、活動(activity)、記録種別(record type)の役割を比較することで、「スタンダード・シリーズ」の理解をさらに深めていきたい。

## 5-2 : function の曖昧さ

アーカイブズ学における20世紀中頃以降の分類の取り組みをまとめた論考のなかで、スチュアート・オルは、現在まで連続する理論として、1980年代以降に注目が高まった「機能分類(Function-based Classification)」について詳しく論及している[42]。機能に基づくこの分類体系には前述のクックの「スタンダード・シリーズ」(1986)も含めることができるだろう。ただし、ともに機能の安定性(stable)を評価しているが、クックが主題との比較で機能に注目したのに対して、ここでオルが示唆しているのは、組織構造(organization structure)と比べた場合の機能の有効性である。

はたして機能分類とはいかに構築されるのだろうか。機能分類を駆動させるツールとしてオルは「レコード・プラン」と「ファンクショナル・シソーラス」の二つの概念を挙げている。まずはここから考えてみたい。

「レコード・プラン」は、「①階層の呼称」「②階層の数」「③シリーズの数」「④シリーズとサブシリーズのラベル付け」で構成されている。「①階層の呼称」は、階層的な分類において各層をどう理解するかに関係している。ここでは、組織構造や主題ではなく機能や活動を用いた機能分類によって、組織の目的と具体的な行為のあいだをつなぐのである。その一例として、T・R・シェレンバークによる「F-A-T (Function - Activity - Transaction)」モデルがよく知られているが、機能や活動を参照した個々の階層の呼称となると、事例や理論によって命名方針が異なっており、オルは「不明確(imprecise)」および「混乱(confuse)」という認識に留まっている[43]。

エリザベス・シェパードとジェフリー・ヨーも、記録の背景を再現するための分類方法を検討するなかで、目的から行為へ至るフローを検討している。ここでの分類も、機能と活動の分析のうえに成り立つとしたうえで、機能が最重要であり、その安定性を重視していることはオルと同様だが、利用者の需要を満たすのであれば、事例(instance)、主題(subject)、性質(attribute)による分類も認めるという柔軟な姿勢を見せている[44]。しかし階層の呼称については同じく決定的な結論に至ることはない[45]。

そのほかの「②階層の数」「③シリーズの数」「④シリーズとサブシリーズのラベル付け」も個別の資料群の性質に依存するために、完全な合意には至っていない

い。ただし、「④ラベル付け」に関しては、機能や活動を表現するために動詞と目的語を使用するという方針で一定の同意を得ている[46]。

このようにやや曖昧な様相を呈している機能や活動による階層構造の定義ではあるが、個別の用語に対しては、シソーラスを用いて語彙統制が図られる。オルは「ファンクショナル・シソーラス」を、「物事に関する分類体系の索引」と位置づけており、それによって「ある言葉の背景と分類体系内での位置づけを理解できる」と述べている[47]。

以上の二つのポイントによって、機能分類は、資料群に秩序を与えるための安定した分類項目を獲得するのだが、こうした分類体系は具体的にどのようなかたちで提供されているのであろうか。機能分類を実現するためのレコード・プランとファンクション・シソーラスの事例を比較し、機能、活動、記録種別等の曖昧な関係をさらに整理したい。

### 5-3: 機能と活動をめぐって

はじめに、オーストラリア政府とカナダ政府の事例を挙げる。オーストラリアの「キーワード AAA (Keyword AAA)」は、組織の機能や活動を示す用語を対象としたシソーラスであり、ニューサウスウェールズ州アーカイブズ部門(現・同州記録管理部門)が、1995年に初版、1998年に第二版をリリースした。三層構造を持ち、第一階層にキーワード(機能)、第二階層に活動、第三階層に主題が位置づけられている[48]。このシソーラスを参照した分類体系のひとつが「行政機能最終処分規準(Administrative Functions Disposal Authority。以下、AFDA)」である。AFDAは、フォーマットに関係なくすべての連邦機関に適用され、連邦記録の最低保存年限を特定し、廃棄年限を承認する。具体的には、18の機能ごとに活動が割り当てられ、各活動に保存年限と処分が記載されている。ここでキーワードAAAは、「調達」を除く17の機能とそれぞれに属する活動を決定する際に指針の役割をはたしている。カナダのBASCS(Business Activity Structure Classification System)は、業務活動による分類体系であり、1999年に考案された[49]。BASCSは、機能、準機能、活動の三つのレベルで構成され、実質的には機能による分類体系である[50]。このように、オーストラリアとカナダのいずれの事例も、最上階層に「機能」続けて「活動」という構成が共通している。

MITが1983年に実施した事業の成果もこのような分類体系の一例とみなすことができる。この分類体系は、「科学と技術のプロセスは、整理され、秩序があり、予測できる、ということとはほとんどないのだが、理想的な一連の活動にともない構築される」という理念のもとで[51]、近代科学技術レコードのアーカイバルを実施するアーキビストに向けられたガイドである。この分類体系は、近代科学技術の根幹をなす活動を「個人活動(Personal Activity)」「専門活動(Professional

46 — Orr, 'Functions-based Classification of Records', p. 59.

47 — Ibid., p. 56.

48 — *Keyword AAA*, National Archives of Australia, 1999, pp. 4-7, [http://www.naa.gov.au/Images/Keyword%20AAA\\_tcm16-47292.pdf](http://www.naa.gov.au/Images/Keyword%20AAA_tcm16-47292.pdf)

49 — Catherine Bailey, 'Turning Macro-appraisal Decisions into Archival Holdings: Crafting Functionbased Terms and Conditions for the Transfer of Archival Records', *Archivaria*, No. 61, 2006, p. 152.

50 — 'BASCS Guidance', Library and Archives Canada, 2010, <http://www.collectionscanada.gc.ca/007/002/007002-2089-e.html>

51 — Joan K. Haas; Helen Willa Samuels; Barbara Trippel Simmons, *Appraising the Records of Modern Science and Technology: A Guide*, Massachusetts Institute of Technology, 1985, p. 9.

52 — Frederic M. Miller, *Arranging and Describing Archives and Manuscripts*, The Society of American Archivists, 1990, p.66.

53 — *A Glossary of Archival and Records Terminology*, p.180.

Activity)」「科学技術活動(Scientific and Technological Activity)」に分類しており、より「活動」に注目したものといえる。「個人活動」と「専門活動」は、あわせて八つの活動に分けられ、「科学技術活動」も、九つの研究プロセスに分類されている[表7]。

クックが「スタンダード・シリーズ」の例に挙げたのは、ウォーリック大学における13項目の記録種別であった[表6]。記録種別については、SAAのファンダメンタル・シリーズ(編成記述編)において、いくつかの例が示されている[52]。同書では、その前提として二種類のシリーズ編成を示している。ひとつは「明快なファイリング・システム」である。アルファベット毎、時系列、地域別に加えて、ここに記録種別の編成が含まれ、その例として99種類の記録を示している。もう一方は、体裁、機能、活動による編成である。つまり、ここでの「記録種別」等と「機能/活動」等は連続的な階層構造を築くことはなく、並列の関係において別々に扱われる。

以上のように、機能分類の機能、活動、記録種別の関係は、具体的な分類体系においても統一的な見解を導くことが難しい。しかし、分類項目が安定していることを共通のポイントとして挙げることはできる。そのうえで、機能分類を、「機能や活動を基準にした、資料を組織化するシステム」と辞書的な意味で字義とより理解するなら[53]、機能分類(Function-based Classification)の「function」は、機能、活動、行為等を含めた広義の〈ファンクション〉ととらえることができるだろう。サーリネン・ペーパー目録の考察箇所でも触れたように、AAAでは、機能や活動を示す19

表7 — 近代科学技術レコードのシリーズ構成モデル

シリーズ	サブシリーズ
1. 個人活動	1.1. 人的関係
	1.2. 財務関係
	1.3. レクリエーション活動
	1.4. 政治活動
	1.5. 教育
2. 専門活動	2.1. 教務と管理
	2.2. 相談と助言
	2.3. 所属団体
3. 科学技術活動	3.1. 研究の優先事項の決定
	3.2. 資金調達、予算配分
	3.3. 人員
	3.4. 仮説、検討、視覚化
	3.5. 実験計画、制作工程の計画
	3.6. 実験の実施とデータ分析、計画の試行と結果分析
	3.7. 研究結果の伝達と発信、技術報告書の伝達と発行
	3.8. 特許申請
	3.9. 報告、批評、普及

項目のシリーズが示されているが、そのリストには資料種別も含まれている。また、オルは、MITのガイドを機能分類体系の一例としているが、ガイド内では分類項目を活動と呼んでいる。ただし、ヨ－らが示したラベリングのルールにしたがえば、それらの項目の一部は、動詞または動名詞を用いている点で機能でもある。つまり、機能と活動の区分は一時的に保留状態のまま、いずれも〈ファンクション〉として理解すれば十分といえる。なぜなら、記録の背景をより安定した要素によって整理することが機能分類の目的であり、それが達成されるのであれば、機能と活動の区分は曖昧であっても取り立てて不都合は生じないからである。

#### 5-4: 管理者の視点 / 利用者の視点

1980年代以降に理論的枠組みがより具体的に検討され、クックが「目録の作成者と利用者の両者にとってのメリット」をもたらすとみなした機能分類は、おもにシリーズ・レベルで実行されることで効果を発揮することが主張されてきた。その分類の基準は、主題や組織構造ではなく、機能や活動によること (function-based) が重要であった。その意味で、クックが示した「スタンダード・シリーズ」に加えて、シェパードとロウエルの「スタンダード・シリーズ」もアーカイブズ学の理論的枠組みのなかで機能分類としての連続性を保持していると言えそうである。しかし、「スタンダード・シリーズ」を機能分類体系に位置づけたところで、そこからなにを学ぶことができるのだろうか。

シェパードとロウエルは、シリーズとサブシリーズの役割について述べるなかで、機能、活動、記録種別の関係を整理している。

ここのシリーズは建築家または事務所の機能に準じており、サブシリーズは記録種別または具体的な活動を反映しているだろう [54]。

オルやヨ－による機能名のルールにしたがえば、「スタンダード・シリーズ」におけるシリーズ名の「個人文書」「専門文書」「会社記録」「プロジェクト記録」等を機能と呼んでいる点は、動詞を使用していないことから十分に納得することができるかもしれない。しかし、繰り返し述べてきたように、「スタンダード・シリーズ」の各シリーズは、主題および組織構造よりも安定した基準として十分にその要件を満たしており、呼称に関しては「最上階層では動詞を除くこともある」ことを考慮すれば [55]、機能分類体系の一端に位置づけられることに変わりはないだろう。

「スタンダード・シリーズ」の記録種別に関しては、先に示したSAAによる99種のモデルを再び参照したい。ここでは、シリーズ・レベルの編成方針をめぐって、「記録種別」と「機能/活動」が対比的に語られており、「記録種別」は、「機能/活動」に比べて「わかりやすい (coherent)」ものと位置づけられている。ところが、「ス

「スタンダード・シリーズ」をはじめ、MITやクックの事例では、シリーズ・レベルは〈ファンクション〉によって編成しながら、同時にサブシリーズ・レベルでは記録種別による編成を採用している。これらはSAAが示した「記録種別」と「機能/活動」の対比的関係とは矛盾するものの、記録種別の「わかりやすさ」に注目した編成といえる。つまり、記録管理者が分類する際には「機能」を優先させ、利用者へ供するレベルでは「記録種別」が付与されている。これは、異なる立場で記録に向きあう二者の視点をいずれも反映させた二重構造である。

オルはその論文タイトルにも示しているように(「Is It Functional?」)、機能性についての再検討をうながしており、2006年の段階で機能分類の今後の課題として、利用者にとっての機能の「わかりにくさ」を指摘している。

使いやすさの問題(usability issue)は、おそらく、記録管理者によって考えられてきたよりもずっと深刻である。[訳者注：利用者に関する]この調査は、情報を見つけるための“論理的”方針を利用者が採用したからないという考えを裏付けている[56]。

ここで指摘しているのは、機能分類の適用時に求められるユーザビリティである。たとえば、AAAのモデルは「記録種別」と「機能/活動」の関係が未整理とも言える。しかし、それは管理者としての評価でしかない。そこに利用者の視点を加えれば、オルがうながしたように「使いやすさ(usability)」への配慮が求められるのだが、「スタンダード・シリーズ」をはじめとするいくつかの実践は、記録種別によってユーザビリティに対する措置はすでに講じられていると評価できる。

## 6 — アーカイブズの独自性とはなにか：結論にかえて

本論では、「スタンダード・シリーズ」をめぐる、建築レコードの管理およびアーカイブズ学の理論において評価を試みた。はじめに、「スタンダード・シリーズ」の出自としてUCバークレーの1990年代後半のプロジェクトの概要を述べた。続けて、二つの観点——2000年以降のSAAの活動と建築レコード目録——から、「スタンダード・シリーズ」の影響を確認した。とくに、実際の目録を分析することで、米国における受容の様子を概観した。最後に、アーカイブズ学での理論的位置づけとして、クックが言及する「スタンダード・シリーズ」をヒントに分類体系の文脈で考察した。ここでは、機能分類についての詳しい分析をおこなうことで、「スタンダード・シリーズ」のより深い理解を目指した。以上によって、「スタンダード・シリーズ」が建築レコードの量と質の課題に対して有効であり、さらに記録の利用者の視点を重視していることを実践と理論の両面から明らかにした。一方、シェパードとロウェルが十分には語っていないアーカイブズ学上での理論的位置づけを明確にするこ

とを本論の骨子としたため、「スタンダード・シリーズ」自体の適用方法の解説は必要最低限にとどめた。そのため、ガイドブック『スタンダード・シリーズ』に記されている注意事項等に加え、日本での適用実験やローによる事業計画書を基にした具体的な使い方についてはほかの機会に論じる予定である。

最後に「スタンダード・シリーズ」にまつわる根本的な課題について述べておきたい。アーカイブズの独自性( uniqueness)についてである。

クックは、「スタンダード・シリーズ」に言及した著書の改訂(第3版, 1999)にあたり、以下の一節を加えている。アーカイブズの類似性と独自性は相反するものではないことをあらためて主張する必要があったのだろう。

これほどの反復パターンと外見上の類似にもかかわらず、アーカイブズはいつも独自性を保っている。さまざまな組織によって作成されるレコード・システムと実際のドキュメントは、他とはまったく一緒ではないかたちで、結局はいつも独自の情報を伝える。よって、アーキビストは、スタンダード・シリーズを使って、いつでもこの独自性に対処する必要がある[57]。

「スタンダード・シリーズ」は、膨大な情報に溢れた現代のアーカイブズを見通すために考案された。そのため一見すると、記録管理を目的とした制約とらえる向きもあろう。しかしながら、「スタンダード・シリーズ」がアーカイブズの独自性を保証する足かせになるなど考えるまでもない。なぜなら独自性とは他との差異であり、差異はある枠組みによってはじめて明らかになると言えるからだ。

[タイトル]

# 企業アーカイブズとしての 高島屋史料館に関する一考察

A Study on the Takashimaya Historical Museum as Business Archives

[著者]

渡邊美喜 | Miki Watanabe

[キーワード]

| 企業アーカイブズ | 高島屋 | 高島屋史料館 | 組織アーカイブズ | CSR |  
business archives / Takashimaya Company Limited / Takashimaya Historical Museum /  
in-house archives / corporate social responsibility

[要旨]

本論文は、高島屋史料館が高島屋の企業アーカイブズと評価しうることを明らかにした上で、今後求められる視点を提言する。1831(天保2)年、京都に古着木綿商として創業した高島屋は、1970(昭和45)年大阪に高島屋史料館を開設した。筆者は高島屋史料館で調査を実施し、その所蔵資料を文書、図書、モノの3者に大別、それぞれを高島屋の企業活動との関連付けを試みた。所蔵資料の分析を通じて文書、図書、モノのいずれの分類においても、高島屋史料館が収蔵するものには高島屋の企業アーカイブズとしての資料的価値をもつものがあることを実証。よって高島屋史料館は企業アーカイブズとしての側面をもつという結論へと導いた。終章では、2011(平成23)年に創業180周年を迎えた高島屋での企業アーカイブズの活用事例と高島屋史料館をめぐる近年の情勢をまとめ、今後の活動に当っては、企業アーカイブズ、ならびに組織アーカイブズという視点が高島屋史料館に求められると提言した。

This paper evaluates the Takashimaya Historical Museum as business archives, and proposes the importance of its perspective in the future. Takashimaya, one of the major department stores in Japan, began as a used clothing business in Kyoto in 1831 and established the Takashimaya Historical Museum in Osaka in 1970. Based on the survey, the holdings of the museum are divided into three categories: records, books, and objects. Through an analysis, we found that these categories may have some connection with Takashimaya's corporate activities. Accordingly, this paper demonstrates that the Takashimaya Historical Museum holds the business archives of Takashimaya; thus, the museum should be recognized as business archives. The final chapter summarizes the recent utilization of the Takashimaya business archives and the circumstances of the museum. Eventually, this paper proposes that the Takashimaya Historical Museum requires two perspectives in the future: that of business archives and that of in-house archives.

# 1 —— 本論の問題意識とその対象

## 1-1 :はじめに

2008(平成20)年10月高島屋は、阪急阪神百貨店を傘下にもつエイチ・ツー・オーリテイリングとの経営統合を目指し、基本合意に達したと発表した。両社トップが揃った記者会見の場で互いの強みについて尋ねられた時、相岡俊一エイチ・ツー・オーリテイリング会長は、「高島屋の持つ歴史や格式などに裏打ちされた文化的なイメージは我々にとっても大きな資産」と答えている[1]。また『高島屋の経営』では高島屋の特色を浮き彫りにするために、「古くて新しい店」、「経営における先進性」、「近代的な同族経営」、「国際化を先取る」、「多角経営」といった章が設けられた[2]。高島屋に与えられるこうしたイメージや評価が果たして適当であるかを検証するにあたり、重要な役割を果たすのが企業活動の中で生み出される記録物である。

日本において企業の記録物に関する論議は、文書が中心である。かつては経済学、経営学といった視点によるものであったと指摘される[3]。近年は、アーカイブ学的見地に基づく記録管理の一環、あるいは経営資源として企業の記録物をとらえる研究事例も見られるようになった。それに加えて特徴的なことは、社史編纂事業との深いつながりであり[4]、報告事例も数多い[5]。

しかしながら、企業活動の中で生み出される記録物とは、文書だけにはとどまらない。2006年、企業史料協議会は会員配布用として、『ビジネスアーカイブズ入門ガイド』を刊行した。同書で示される収集資料の分類法のひとつに、「文書資料と非文書資料」がある[6]。非文書資料とは写真、図面、販促物など多様で、文書以外への目配りが見られる。海外での事例報告によると、企業の文書のみならず、モノ資料をも活用した展覧会が開催されている[7]。この展覧会は企業にとって長期的な商業上の効果をもたらしたと述べ、それはコーポレート・アイデンティティ、従業員の関与、ブランドマーケティング、商品とブランドの宣伝などである。

2010年、京都市美術館[8]で「高島屋百華展」という展覧会が開かれた[9](図1参照)。高島屋創業の地である京都を舞台としたこの展覧会は、高島屋史料館の収蔵資料を用い、日本近代美術の足跡をひもとこうとするものである。展覧会の批評記事において、明治後期の日本で美術普及に百貨店が果たした役割が指摘された[10]。この他、同時期に同じく京都市美術館で開催されていた別の展覧会とともに、アカデミズムと商業文化の両者がともにけん引してきた京都画壇の歩みを立体的に感じさせるものと高く評価される[11]。高島屋史料館は、高島屋の株式会社設立50周年記念事業のひとつとして、1970(昭和45)年、大阪に設立された。ここには美術作品や能装束、呉服のほか、美術染織、ポスターなどが収められるという[12]。また展示はするものの、調査研究を目的とした資料公開を行う

1 —— 辻森尚仁、佐藤亜季「高島屋とH2O、経営統合に基本合意 トップ会見」、「朝日新聞」2008年10月11日、朝刊(大阪版)、15面 経営統合は2010年3月に中止され、業務提携が結ばれた。

2 —— 田中政治、和田進「高島屋の経営」、評言社、1980年、6-7頁

3 —— 小風秀雅「近代の企業記録」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下、柏書房、2003年、73頁

4 —— 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』は「企業アーカイブズ」(business archives)の項で、史料そのものと、組織あるいは施設という、2つの語義を提示している。さらに後者については、「日本では、記録管理制度と直結して設置される例は少なく、社史編纂事業との関連性が強い」と付言する。「企業アーカイブズ」、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』、大阪大学出版会、1997年、24頁

5 —— 企業史料協議会の研究誌である『企業と史料』では、第3集(1989年刊行)、また第6集(1998年刊行)がともに会社史編纂を特集している。

6 —— 企業史料協議会制作部会編『ビジネスアーカイブズ入門ガイド』、企業史料協議会、2006年、19-20頁 他に「現用・半現用・非現用文書」、「一次資料、二次資料、ヒアリング記録」といった分類方法が記される。

7 —— ケイティ・ローガン、シャーロット・マッカーシー、拙訳「アーカイブズを展示することによる商業上の効果」、沢尻栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ：企業価値の源泉』、日外アソシエーツ、2012年、71-90頁

8 —— 京都市美術館は1933年に開館した大札記念京都美術館がその前身であり、創立の契機となったのは、1928年に京都で行われた昭和天皇即位の大典であった。京都市長土岐嘉平を中心に設立された大札奉祝会は、その記念事業として美術館の建設を計画する。株式会社高島屋の2代社長であった四代飯田新七は美術館建設委員であったばかりか、開設当時の評議員を京都市議会議長石田吉左衛門ら8人とともに務めた。この項は、『京都市美術館四十年史』、京都市美術館、1974年による。

9 — 「高島屋百華展：近代美術の歩みとともに」、会期：2010年9月18日～10月29日、会場：京都市美術館、主催：京都市美術館、朝日新聞社、特別協力：株式会社高島屋。

10 — 高階絵里加「美術普及、百貨店の功績」、「日本経済新聞」2010年10月18日朝刊（地方経済面近畿特集）、31面

11 — 河村亮「美術トピックス 通底する京都らしさ 日本画の誕生展と高島屋百華展」、『京都新聞』2010年10月16日、朝刊、9面 あわせて言及された展覧会は、「京都市立芸術大学創立130周年記念展：京都日本画の誕生 巨匠たちの挑戦」、会期：2010年9月25日～11月7日、会場：京都市美術館、主催：京都市立芸術大学、京都市美術館、毎日新聞社、京都新聞社。

12 — 高島屋史料館「高島屋史料館」、2007年（リーフレット）

13 — 大江善三編『高島屋百年史』、高島屋本店、1941年 高島屋135年史編集委員会編『高島屋135年史』、高島屋、1968年 高島屋150年史編纂委員会編『高島屋150年史』、高島屋、1982年 高島屋CSR推進室 180年史編纂室編『おかげにて一八〇』、高島屋、2013年 以下断りのない限り、『高島屋150年史』および『おかげにて一八〇』に基づき記述する。



図1 — 「高島屋百華展」チラシ

施設ではないこともあり、収蔵資料の全貌は測りがたい。

本論文は、高島屋史料館が高島屋の企業アーカイブズと評価しうることを明らかにした上で、高島屋史料館に今後求められる視点を提言するものである。本稿では、企業活動の中で作成、収受される記録物を企業アーカイブズ (business archives) と呼ぶ。それには文書のみならず、図書、モノも包含される。また、こうした記録物を収める組織あるいは施設も同様に、企業アーカイブズとする。

そこで、はじめに高島屋史料館の母体となる高島屋の歴史を振り返り、高島屋史料館の設立に至る経緯を示す。つぎに高島屋史料館で実際に調査を実施し、所蔵される資料の概要とその特徴を表わす。そして収蔵資料を文書、図書、モノの3者に大別し、それぞれについて高島屋の企業活動との関連付けを試みる。こうして最終的には、文書、図書、モノのいずれの分類においても、高島屋史料館が収蔵するものには高島屋の企業アーカイブズとしての資料的価値をもつものがあることを実証。よって高島屋史料館は企業アーカイブズという側面をもつ施設であるという結論へと導く。終章では、2011年に創業180周年を迎えた高島屋での企業アーカイブズの活用事例と高島屋史料館をめぐる近年の動きをまとめる。こうした高島屋史料館をとりまく現在の状況を踏まえ、最後にこれからの高島屋史料館に求められる視点を提言する。

## 1-2: 高島屋と高島屋史料館

### 高島屋の沿革

はじめに、高島屋史料館の設置母体としての高島屋を考える。高島屋はこれまでに社史を数度刊行している[13]。ここでは社史などに表わされる記述をもとに、高島屋の創業以来の歩みを追う(表1「高島屋の沿革年表」参照)。

高島屋は、1831(天保2)年飯田新七が、京都烏丸通松原上ル西側に古着木綿商「たかしまや」を開業したことに始まる。飯田新七は1803(享和3)年、越前国敦賀に中野宗兵衛の三男として誕生、幼名を鐵次郎といった。京都に出て、呉服商に奉公し、新七と名乗るようになる。そして1828(文政11)年に飯田儀兵衛の長女秀の婿養子となって、飯田姓が変わった。近江国高島郡(現・滋賀県高島市)の出身である飯田家は、京都烏丸通松原上ル西側で米穀商を営み、出身地に因んで屋号を「たかしまや」としていた。1829年に新七は分家して古着の行商を始め、上述の通り1831年に古着木綿商を創業する。

新七と秀とのあいだには2人の娘が誕生し、1851(嘉永4)年に上田直次郎を長女歌の婿に迎えた。そして1855(安政2)年に古着木綿商から呉服木綿商へ改めた後、新七は隠居して娘婿に家督を譲り、直次郎が二代新七を襲名する。外国人また堺や住吉で手織り敷物を扱う段通商との取引開始、第6回京都博覧会(1877(明治10)年)をはじめとする博覧会に出品して褒状を受領、装飾部[14]の前

身となる段通店(南店)の開店(1878年)といった事績はすべて、二代新七の時代のことである。妻とのあいだに五男二女に恵まれるが、1878年二代新七は52才で死去した。そこで長男直次郎が二十代半ばにして相続し、三代新七となる。末弟はまだ3才と幼く、三代新七は頑強な身体とはいえなかった。そのため、賢女と讃えられた母歌を中心に、三代新七とその弟たちは力を合わせ、高島屋の発展に尽力する。高島屋の「飯田六家」といわれる同族経営はこの世代に始まる。六家とは長男直次郎(三代新七)を筆頭として、二男鐵三郎(四代新七)[15]、三男政之助、四男藤二郎、五男太三郎らの5人兄弟と、二女千代の夫で婿入りして飯田姓を名乗った忠三郎ら6人を創始とする一族を指す(図2「飯田家系図」参照)。

1887年、御堂筋本町北に大阪出張仮事務所を設置して、高島屋は大阪での足がかりを得る[16]。外国人の利用が多くなってきたことに応じて同年、貿易部を開設し、京都の店の北隣りに新築した店(北店)の2階を売り場とした。1888年にはバルセロナ万国博覧会に出品して、海外の博覧会への参加を始める。翌年、パリ万国博覧会の見学を兼ねて、四代新七は7カ月にも及ぶ欧米視察を行った。その折に輸出貿易の必要性を痛感した四代新七は、東向かいを買収して1893年に新たな店舗を開き、高島屋飯田新七東店として外国人向けの商品を扱うようになる。こうして日本国内において東京(1890年、事務所設置)、神戸(1897年、事務所設置)、横浜(1900年、高島屋飯田新七横浜貿易店開設)と進出したばかりでな

14 — 裝飾部とは、壁張り、窓掛、椅子張りなど建築物の裝飾織物の製作に始まり、敷物、家具、調度の設計を業務とする。このほか、船舶裝飾や劇場の緞帳なども手掛けた。1988年に建築事業本部となり、2001年には関連会社である高島屋工作所(1939年設立、船舶や車両の内装、家具製造)と統合、高島屋スペースクリエイツ株式会社が発足する。

15 — 1888年、三代新七は弟鐵三郎に家督を譲り、鐵三郎は四代新七を襲名する。以後三代新七は新兵衛と名乗り、後見役となって弟を支える。

16 — 1887年、御堂筋本町北に大阪出張仮事務所を設けたのち、1896年に北区堂島中町、さらにはその翌年に南区順慶町に出張所を移転した。1898年に心齋橋に店舗を構え、「京都たかしまや呉服店飯田新七大阪支店」としたのが最初の大阪の店である。その後、大阪の中で店舗の変遷があり、現存する店舗は1932年に全館開店した南海店である。

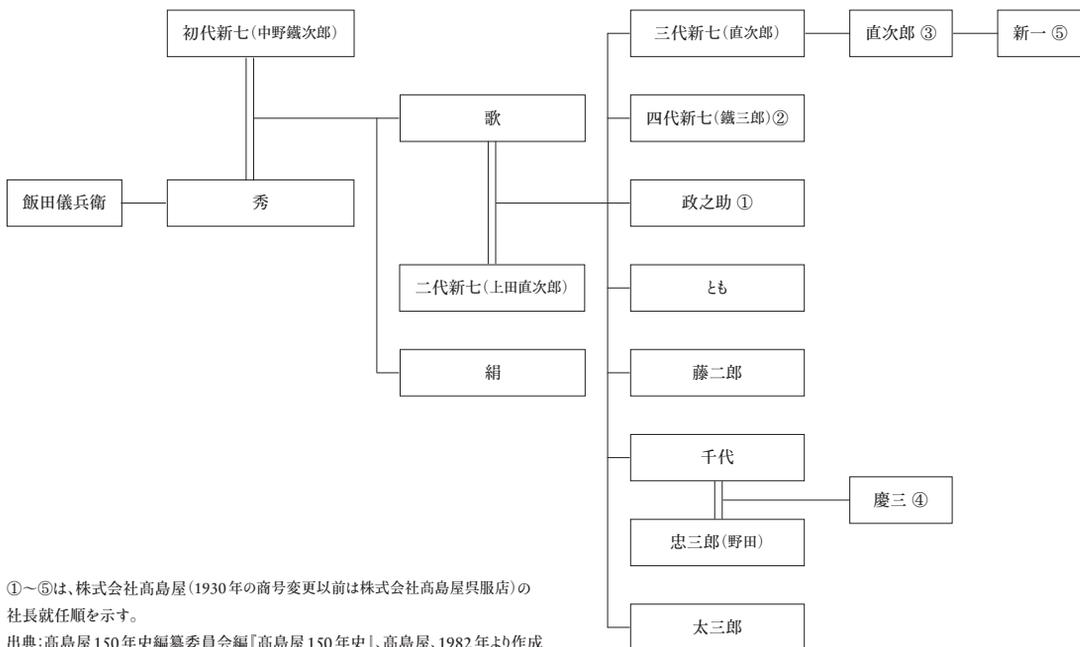


図2 — 飯田家系図

表1 高島屋の沿革年表

西暦	和暦	事項
1803年	享和3年	中野鐵次郎、越前国敦賀に中野宗兵衛の三男として誕生のち新七と改める
1828年	文政11年	中野新七、飯田儀兵衛長女秀の婿養子となる 飯田家は近江国高島郡南新保村の出 京都烏丸通松原上ル西側に米穀商を営み、屋号を「たかしまや」と称す
1831年	天保2年	1月10日飯田新七、京都烏丸通松原上ル西側に古着木綿商「たかしまや」を開業
1851年	嘉永4年	上田直次郎を新七長女歌の婿に迎える
1855年	安政2年	呉服木綿商に改める
1856年	安政3年	初代新七隠居して新兵衛(真兵衛)と改め、直次郎が二代新七を名乗る
1864年	元治元年	蛤御門の兵火により店舗全焼
1874年	明治7年	初代新七死去
1876年	明治9年	アメリカの商社スミス・ペーカー来店、外国人商人との取引の初め
1877年	明治10年	大阪堺・住吉の段通商と取引開始 第6回京都博覧会に出品、褒状を受ける(博覧会出品ならびに受賞の初め)
1878年	明治11年	南隣を外国人向け段通専門店として開店、南店とする(装飾部の起源) 二代新七死去 二代新七長男直次郎、三代新七を名乗る
1881年	明治14年	第2回内国勸業博覧会で受賞(第5回展まで受賞を続ける)
1887年	明治20年	皇居造営につき窓掛け、壁張り、緞帳、椅子張りなどを受注 御堂筋本町北に大阪出張事務所を設置 北隣りに北店を設け、その2階に貿易部(輸出部)を置く
1888年	明治21年	三代新七家督を譲って引退し、新兵衛と名乗る 鐵三郎(二代新七二男)、四代新七となる バルセロナ万国博覧会に刺繍を出品、銀牌を受ける (海外博覧会出品ならびに受賞の初め)
1889年	明治22年	四代新七、パリ万国博覧会視察を兼ね、7ヵ月に及ぶ欧米視察
1890年	明治23年	東京事務所開設
1893年	明治26年	京都東店(貿易店)を開業 外国人観光客向け商品を販売
1897年	明治30年	東京仮出張所設置 宮内省御用達の指定を受ける
1898年	明治31年	心齋橋に大阪店開店
1899年	明治32年	リヨン出張所開設
1900年	明治33年	高島屋飯田新七横浜貿易店開設 東京市京橋区西紺屋町に東京店開店
1902年	明治35年	京都店、月刊PR誌『新衣裳』創刊
1905年	明治38年	天津に義大(いいた)洋行開設
1906年	明治39年	ロンドン出張所開設
1907年	明治40年	二代末亡人歌死去
1909年	明治42年	三代新七死去 京都店にて現代名家百幅画会を開催(大阪店で翌月) 高島屋飯田合名会社に組織変更(資本金100万円) 社長四代飯田新七
1910年	明治43年	ロンドン日英博覧会に出品、高島屋館を設ける
1911年	明治44年	心齋橋店に美術部創設
1912年	明治45年	日本初の鉄筋コンクリート造店舗として京都烏丸店新築開店

出典:『高島屋150年史』、  
『おかげにて一八〇』、  
『高島屋美術部百年史』などに  
掲載される年表をもとに作成

西暦	和暦	事項
1913年	大正2年	新柄流行品「百選会」を創設
1916年	大正5年	貿易部が独立して、高島屋飯田株式会社設立 ----- 東京店を京橋区南伝馬町に移転開店 美術部開設
1919年	大正8年	心齋橋店罹災 美術部は江戸堀へ移転 ----- 株式会社高島屋呉服店に組織変更、初代社長に飯田政之助就任 本店所在地 京都市下京区烏丸通高辻下ル因幡堂町661番地 ----- 東京市内有力呉服店の三越、松坂屋、白木屋、松屋、高島屋により、 親睦会組織「五服会」発足
1920年	大正9年	第1回定時株主総会を京都店にて開催
1922年	大正11年	大阪堺筋に長堀店開店 心齋橋店閉鎖
1923年	大正12年	関東大震災発生 東京市内の百貨店各店舗罹災 ----- 東京店、千代田館で仮営業開始
1926年	大正15年	長堀店に10銭均一売場開設
1927年	昭和2年	東京店、旧店舗跡で新築開店 ----- 初代社長飯田政之助辞任 四代新七社長就任
1930年	昭和5年	株式会社高島屋に商号変更 ----- 難波駅に南海店一部開店
1931年	昭和6年	創業100周年を迎える
1932年	昭和7年	南海店全館開店
1933年	昭和8年	日本橋に東京店新築開店
1936年	昭和11年	第1回「上品会」開催
1937年	昭和12年	百貨店法施行
1938年	昭和13年	丸高均一店設立 ----- 初代社長飯田政之助死去
1939年	昭和14年	長堀店を閉鎖し、南海店に統合
1942年	昭和17年	2代社長飯田新七が相談役に退く 飯田直次郎社長就任
1944年	昭和19年	2代社長飯田新七死去 ----- 定時株主総会において、 本店所在地を大阪市南区難波新地六番町14番地に変更
1945年	昭和20年	終戦
1952年	昭和27年	3代社長飯田直次郎死去の翌月、飯田慶三社長就任 ----- 包装紙を薔薇をモチーフとしたものにする
1955年	昭和30年	高島屋飯田株式会社、丸紅と合併し、丸紅飯田株式会社となる
1960年	昭和35年	4代社長飯田慶三、会長に退き、5代社長に飯田新一就任
1970年	昭和45年	高島屋史料館を高島屋東別館(大阪)に開設
1981年	昭和56年	創業150周年を迎える
1987年	昭和62年	5代社長飯田新一、会長に退き、6代社長に日高啓就任
1989年	平成元年	高島屋グループの年間売上高が1兆円を超える
1990年	平成2年	公益信託タカシマヤ文化基金創設
1996年	平成8年	商法違反事件
2006年	平成18年	CSR推進室設置
2009年	平成21年	東京店本館が重要文化財に指定
2011年	平成23年	創業180周年を迎える

17 — 1955年に丸紅と合併して丸紅飯田株式会社となり、1972年に丸紅株式会社と商号変更する。

18 — 以降今日に至るまで商号の変更はなく、複雑になるため株式会社は略して表記する。

19 — 「本店と本社」、高島屋135年史編集委員会、前掲書、1968年、266頁  
20 — 南海店を指す。長堀店は1939年に南海店に統合された。

21 — 「高島屋グループ、年間総売上高一兆円を突破」、『日経流通新聞』1989年2月23日、10面 なお高島屋では、営業年度を3月から翌年2月までの12カ月としており、ここでいう年間とは1988年3月から翌年2月までの1988年度を指す。

22 — 京都、大阪、東京(1900年)に加え、和歌山(1973年)、堺(1964年)、洛西(1982年)、泉北(1974年)、岡山(1973年)、岐阜(1977年)、米子(1964年)、横浜(1959年)、港南台(1983年)、立川(1970年)、玉川(1969年)、柏(1973年)、大宮(1970年)、高崎(1977年)の17店。東京、立川は店舗の移転があるが、ここでは()内にその地域で高島屋が初めて店を構えた年を示す。なお高島屋グループには百貨店の他、関連企業が含まれる。

23 — 高島屋、「タカシマヤ各店のご案内」、高島屋ホームページ、<http://www.takashimaya.co.jp/store/index.html?header>(2013.09.30入手)

24 — 高島屋、「第147期株主レポート」、高島屋ホームページ、11-12頁、<http://www.takashimaya.co.jp/corp/ir/report/147/147report.pdf>(2013.09.30入手)

25 — 高島屋史料館については、「高島屋史料館の開設(昭和45年-1970)」、高島屋150年史編集委員会、前掲書、1982年、368頁に基づく。

26 — 高島屋東別館については、「70高島屋東別館」、高岡伸一、三木学編著、橋爪紳也監修『大大阪モダン建築』、青幻舎、2007年、126頁、ならびに酒井一光「発掘the OSAKA FILE065:高島屋東別館」、『大阪人』61巻10号、2007年、63頁に多くを負う。

く、フランス(1899年、リヨン出張所設置)、イギリス(1906年、ロンドン出張所設置)、中国(1905年、天津義大洋行設立)、オーストラリア(1905年、シドニー代理店設置)など、海外にも事業を展開していく。個人経営からはじまった高島屋は、1909年に高島屋飯田同名会社へと組織を改め、1916(大正5年)には貿易部門が分離独立して高島屋飯田株式会社が誕生した[17]。さらに百貨店部門は1919年、株式会社高島屋呉服店へと発展し、1930年に商号を株式会社高島屋に変ずる[18]。いずれの時点でも本店は京都に置かれたままであったが、実質的には1922年、大阪に長堀店を開設するに伴い、本店事務所がその別館に設けられた[19]。

戦前期は京都、大阪、東京の3都市に店舗を構え、太平洋戦争後の高島屋の復興は大阪の店[20]が主導して行われた。そして1944年3月の定時株主総会において、高島屋の本店所在地を創業の地である京都から大阪へ変更することが定まった。1989年には高島屋グループの年間売上高は、百貨店業界で初めて1兆円を超える[21]。この時、高島屋の店舗は国内においては17店へと拡大していた[22]。

この間、飯田六家による高島屋の経営が長らく続く。1960年、三代新七の孫に当たる飯田新一が社長に就任し、30年近くトップであり続ける。そして1987年に飯田新一が退任、その後任となる6代社長に日高啓が就任したことにより、創業以来150年以上におよぶ飯田家を中心とした体制は終わりを告げた。日高は、本社総務部長らが株主総会の対策として暴力団組長らに利益供与を行った商法違反事件の責任をとって1996年に辞任し、以後田中辰郎(1996年-2001年)、増倉一郎(2001年-2003年)、鈴木弘治(2003年-)が社長を務める。

2011年に創業180周年という節目を迎えた高島屋は、2013年時点では国内に20店、海外に3店を構える[23]。グループ企業は百貨店、商業ディベロッパー、食品ブランド・レストラン、インテリア、クレジットカード、広告宣伝、人材派遣・業務サービス、海外などの事業分野において、30社に及ぶ。2012年度のグループ総営業収益は8,703億円であり、そのうち高島屋単体では6,903億円と、およそ80パーセントを占めている[24]。

## 高島屋史料館 その設立と現況

つぎに高島屋史料館の設立に至る経緯と、近年の状況を表わす。

1969年に株式会社設立50周年を迎えた高島屋が、その記念事業のひとつとして翌年に設立したのが高島屋史料館である[25]。大阪市浪速区日本橋にある高島屋史料館(以降、史料館と略することもある)は、大阪店から徒歩10分ほどの距離にある、高島屋東別館[26]の一角を占める。

高島屋東別館は、1937年に建造されたかつての松坂屋大阪店であり、夏目漱石の義弟にあたる鈴木禎次が設計した[27]。鉄骨鉄筋コンクリート造7階建地下2階の「東洋一の百貨店」と称されたこの建物は、近代商業建築のひとつと

して高く評価される。松坂屋大阪店は、太平洋戦争による被害は少なかったが、1948年まで連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)に高層の6、7階を接収されたこと、また立地条件の悪化などにより、戦後の業績は伸び悩んだ。そこで京阪天満橋駅の上部と隣接地に京阪電鉄、竹中工務店、松坂屋3社の共同出資による京阪ビルディングを建設することを決定する。そして1966年10月に移転開店することとして、日本橋の店はその前月に閉店した[28]。高島屋は1968年11月にこれを竹中工務店から借用して大阪店東別館とし、翌年10月に購入する。現在東別館は、高島屋の本社ならびに大阪店の事務所としての機能を持ち、一般公開されている部分は高島屋史料館などに限定される[29]。

高島屋史料館の設立は当時、会長の職にあった飯田慶三の提唱による。史料館が東別館の中で占有している面積は1,123平方メートルあり、このうち公開部分は常設展示場と企画展示室の2つを有す。展示は無料公開され、主として史料館の収蔵資料を用い、常設展示場では高島屋の歴史を、一方企画展示室ではテーマを設けて展示を構成する。それ以外は非公開であり、事務所と応接間の他に、保管施設、機械室をもつ。

史料館は設立以来、本社総務部に属し、1982年刊行の『高島屋150年史』においても総務の項目に記載されていた[30]。しかしながら2008年6月より本社美術部へ移管される(図4「高島屋組織図」参照)[31]。2009年に高島屋は企業史料協議会に入会し、企業史料協議会関西分会主催による史料館の見学会が翌年6月に催された。その参加報告記によると、2009年3月に「アーカイヴズ・プロジェクト」が発足した[32]。このプロジェクトは、東京と大阪においておよそ10名体制をとり、資料の整理・分類、調査・研究(特に150年史以降)、データベース化、ネットワークによる検索システムの構築、成果のまとめと発表、外部のコンサルタントや学者・研究者の採択などの活動を行うという。

## 2 —— 所蔵資料の調査、分析に基づく

### 高島屋史料館の企業アーカイブズとしての評価

#### 2-1: 調査の方法と結果

高島屋史料館を紹介するリーフレット(図3参照)ではその所蔵品を、「絵画・美術工芸品・彫刻や明治・大正・昭和各時代の御大典を含む御用裂、江戸中期以降の能装束、その他内外の染織参考裂など」と述べる[33]。主な収蔵作家として40以上もの作家の名前が、日本画、洋画、工芸・彫刻、美術染織の4分野に分けられて挙がる。そして常設展示場において、「創業以来の高島屋の諸史料を展示」という。こうした表現から、高島屋史料館が収蔵する資料の全体像を描くことは難

27——名古屋を創業の地とする松坂屋の大阪進出は、1875年、大阪新町通(現・西区新町)にあった「えびす屋」という呉服店大阪支店をはじめとする。1909年には、経営資源の集約のためいったん撤退したが、1923年に日本橋に再度開店する。当初は木造3階建てであったが、1927年以来3期に亘る増床増築工事を行い、1937年には正面の間口104メートルにも及ぶ総面積3万8,400平方メートルという大建造物となる。本稿での松坂屋に関わる事項は、『松坂屋百年史』、松坂屋、2010年による。

28——天満橋の店は、2004年に業績低迷により閉店する。

29——高島屋大阪店が運営する友の会組織ローズサークルのカルチャー教室の他、テナントとして喫茶店、結婚式場が入る。

30——第3編「本史2」、第4章「総務」、第1節「組織・制度・人事労務」

31——高島屋本社美術部担当者の指示による。

32——恩田幸敏「「第8回関西分会」参加報告」、『企業史料協議会ニューズレター』135号、2010年、1頁なお「アーカイヴズ・プロジェクト」は、高島屋での表記にならなかった。

33——注12に同じ。御用裂とは、皇室や政府などから注文を受けた染織物。

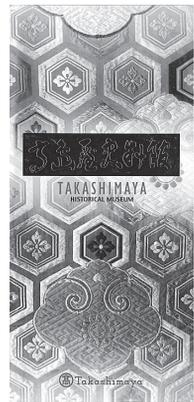
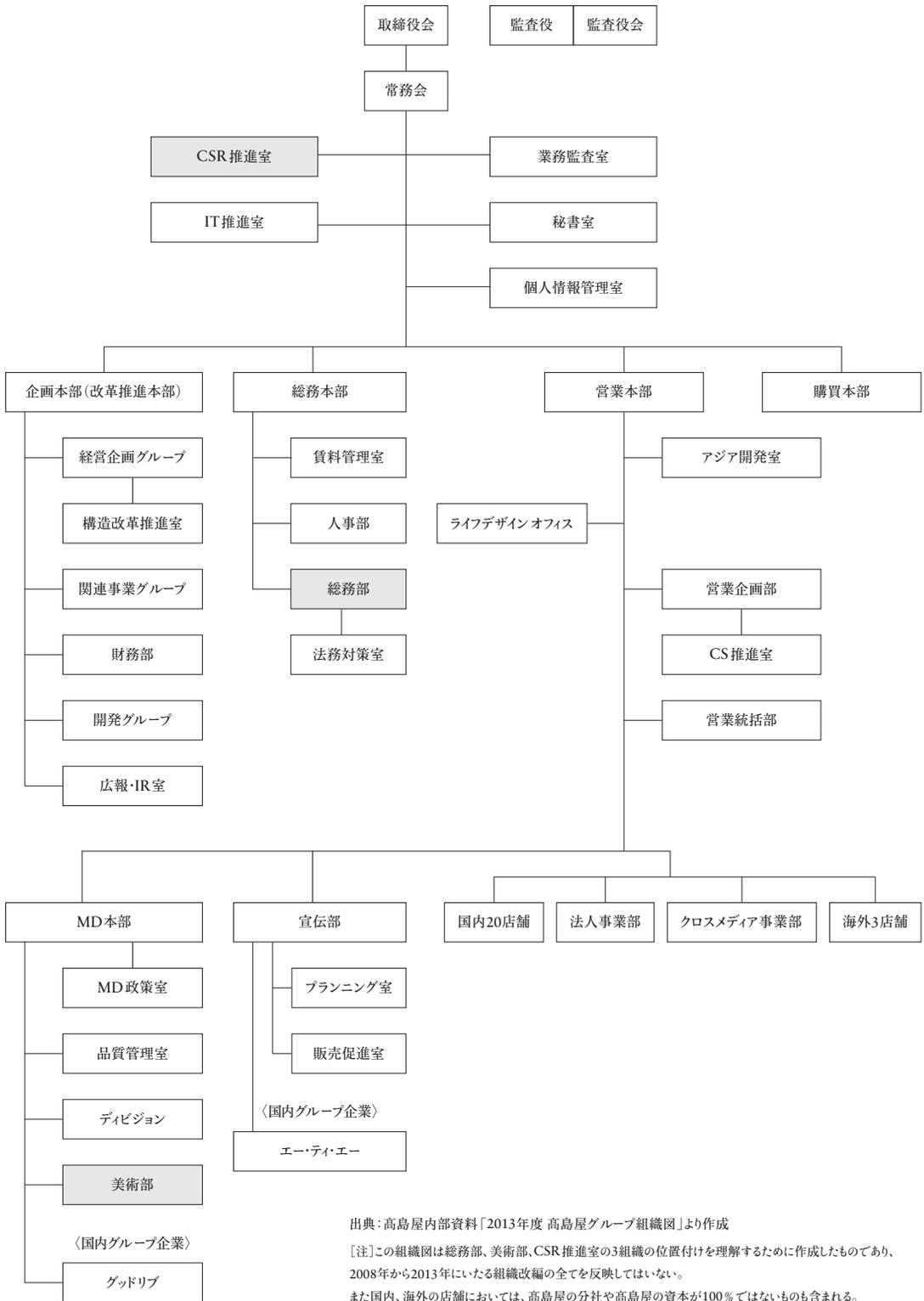


図3 —— 「高島屋史料館」(リーフレット)



出典：高島屋内部資料「2013年度 高島屋グループ組織図」より作成

[注]この組織図は総務部、美術部、CSR推進室の3組織の位置付けを理解するために作成したものであり、2008年から2013年にいたる組織改編の全てを反映してはいない。

また国内、海外の店舗においては、高島屋の分社や高島屋の資本が100%ではないものも含まれる。

図4 — 高島屋組織図

しい。そこで高島屋史料館所蔵資料の実態を把握するため、調査を実施した。

調査は2009年8月(5日間)ならびに2010年2月(4日間)の延べ9日間行った。史料館は、前述の通り展示施設をもつ。このほか社内外に対して、常時所蔵資料の貸出がある。そこで調査時点において保管場所がなく、その所在を確認できなかったものは調査対象から除外した。

本稿では高島屋史料館の所蔵資料を、文書、図書、モノの3つに大別し、これを分類とする。史料館が所蔵する資料全てに対し、この3分類がどのような割合を占めているのか、書架延長を比較の物差しとした。

- 文書	119.0メートル	9.7パーセント
- 図書	394.0メートル	32.1パーセント
- モノ	715.7メートル	58.2パーセント
- 総延長	1,228.7メートル	

高島屋史料館においては、モノ、図書、文書の順に所蔵資料が多いことが分かり、モノが過半を占める。所蔵資料全体に占める文書の割合は、1割にも満たない。

## 2-2：所蔵資料の特徴

上述の通り高島屋史料館においては、モノ、図書が所蔵資料の大半を占めている。そこで、高島屋史料館所蔵資料の概要把握の一助とするために、調査をする中で知り得た、高島屋史料館が所蔵するモノ、図書についていくつかを記す。

### 美術作品

高島屋史料館から提供を受けた資料「高島屋史料館所蔵品 分類、保存、調査状況」(2009年10月作成)によると、高島屋史料館では、美術工芸品、染織品、皇室関係、能衣装・能面・小物、染織品下絵という5つの柱のもと、美術作品が管理されていた。美術工芸品は、日本画、洋画、工芸、彫刻、版画、書、複製、飯田コレクションにより構成され、染織品は美術染織、一般染織、百選会、上品会の4つに細分される。これらは株式会社高島屋の資産として目録化され、年2回、所在確認(棚卸)を行う。ここには展示などを目的として屏風、軸、シートといった状態に表装された染織品下絵が含まれる一方、未整理のものも大量にあり、廣田孝(京都女子大学)を中心とした整理調査が進行中である[34]。美術作品と一口にいっても、その素材は多岐にわたり、保存のための望ましい環境は必ずしも一致しない。

### 高島屋販促物

高島屋では、販売促進を目的とした非売品の製品を、数多く生み出してきた。戦

35—高島屋史料館での図書の分類は、「百科事典」、「全集」、「叢書」、「美術全集」、「美術資料」、「画集・図録」、「絵画総合」、「日本画」、「洋画」、「書」、「工芸」、「陶磁」、「彫刻」、「東洋美術」、「西洋美術」、「文化催」、「高島屋」、「呉服」、「貿易」、「上品会」、「百選会」、「図案集」、「色彩」、「染織」、「外国染織」、「茶道」、「能」、「狂言」、「博覧会」、「建築・装飾」、「歴史」、「社史」、「個人伝記」、「風俗」、「日本地理(大阪)」、「日本地理(京都)」、「日本地理」、「外国地理」、「政治」、「統計」、「人事興信録」、「皇室」、「伊勢神宮」、「倫理」、「宗教」、「総合年鑑」、「博物館」の47種。

36—『新衣裳』とは、1902年に京都店が創刊した顧客向けの雑誌で、表紙に竹内栖鳳や上村松園らの絵を用いた。月刊で1910年11月の第100号で一時中止となり、以後年刊の頻度となり1916年まで続けられた。

37—大阪店では卸部を1946年に開設し、その第6部は京都にあった出版社の在庫と紙型を買い取り、本の販売に加えて出版事業に取り組んだ。第6部は出版部と名を改め、1946年10月から本格的な活動を始める。その取扱書目には、英語の参考書、小説、医学、労働関係があり、幅広い。1949年には新規の出版は取りやめられた。

前期にまでさかのぼるポスターやチラシといった、催事などの告知を目的としたものに加え、商品の包装に使う箱や紙、袋、そして顧客への配布を目的とした扇子や団扇類など多彩である。店頭を飾ったマスコット人形のように、素材が紙でないものも多い。こういった販促物の製作にあたっては、高島屋が画家に意匠を依頼し、史料館に収蔵されたその原画が美術作品に分類される場合もある。

### 写真

催し会場での催事、店舗の開店やリニューアルなどを記録した写真アルバムのように、高島屋各店で作成されたものがある。この他、史料館収蔵資料を撮影したものを展示に利用する写真パネルなど、史料館が作成、管理しているものも多い。その種類もフィルム(ポジ、ネガ)、デジタルデータ、紙焼など多様である。

### 視聴覚資料

高島屋がスポンサーだったテレビ番組、1989年に「年間売上げ1兆円達成」を告げる社内朝礼、高島屋美術部創設80年を記念して開催したシンポジウムなど、高島屋のさまざまな活動を記録した視聴覚資料がある。その記録媒体も、DVDのような光ディスク、カセットテープやVHSなどの磁気テープ、そして16ミリフィルムと多様性に富む。

### 図書の分類体系

史料館独自の分類に基づき、図書が主として2つの倉庫に配架されていた。その棚に示される分類は、「百科事典」、「美術全集」、「美術資料」、「画集・図録」、「日本画」、「洋画」、「工芸」、「陶磁」、「彫刻」、「東洋美術」、「西洋美術」、「文化催」、「高島屋」、「呉服」、「貿易」、「上品会」、「百選会」、「染織」、「茶道」、「能」、「博覧会」、「社史」、「風俗」、「日本地理(大阪)」、「日本地理(京都)」、「人事興信録」、「皇室」、「伊勢神宮」といった47種である[35]。

美術に関する分類が多いのは、史料館が美術作品を所蔵することと、高島屋が美術関係の催しを多く行ってきたという要因が考えられる。また呉服や染織品など高島屋が生み出してきた製品に因むもの、製品の納め先である皇室や伊勢神宮、創業の地である京都や史料館がある大阪に関する図書など、蔵書の分類体系は高島屋の社業を反映している。図書は史料館での利用頻度も高いことから目録も整備され、前出の「高島屋史料館所蔵品 分類、保存、調査状況」では9,700冊を数えた。

### 高島屋刊行物

高島屋はこれまでに社史をはじめ、社内報、あるいは『新衣裳』[36]といった顧客向けの配布物などを多数刊行している。また戦後の一時期には出版部[37]をもつ

ていた。上記の図書のうち、「画集・図録」、「社史」に分類されるものの中には、高島屋が刊行したものも含む。

38 — 2010年10月、高島屋史料館担当者への聞き取り調査による。

39 — 2009年8月、高島屋史料館担当者への聞き取り調査による。

40 — 注14参照。

## 2-3: 所蔵資料の分析

本稿では、高島屋史料館が所蔵する資料を、文書、図書、モノに3分した。本節では、いずれの分類にも企業アーカイブズとしての資料的価値をもつものがあることを明示するため、高島屋の企業活動との関連を分析する。

### 文書

史料館が所蔵する文書をその作成者により、以下の3つに大別する。

#### [創業家関係文書]

創業家関係文書は、江戸末期から昭和期に至る文書である。これらは2009年6月から目録作成が進行中であり、2010年9月末時点で3,000点を数え、総数は20,000点を超えるものと予想される<sup>[38]</sup>。この作業を通じ、文政、安政といった年記のある文書が確認され<sup>[39]</sup>、高島屋が創業した天保年間よりも年代が遡るものも含まれていることが分かった。

#### [高島屋文書]

『取締役会決議録』、『営業報告書』など高島屋の経営に関するもの、美術部、人事部といった業務部門ごとの文書、高島屋各店で発行されていた社内報、建築事業<sup>[40]</sup>のように現在は別会社となった組織による文書も含まれている。年代幅も、明治期から平成までと幅広い。

#### [史料館文書]

高島屋史料館の営みを示す文書であり、史料館の設立以前の記録である『史料館開設に関する資料』にはじまり、日常を記した『日誌』、所蔵資料の貸出にともなう『所蔵品貸出控』といった表題をもつファイルなどがある。年代幅は、開設前年の1969年からのおよそ40年である。

### 図書

ここでは対象をしぼり、図書の分析を行う。その対象を、高島屋史料館での分類が「個人画集」とされるもののうち、作者の頭文字が「あ」から「う」に該当するものとする。調査は2009年12月に実施し、発行年は1900年から2009年にわたる269冊であった。調査手順は、高島屋史料館から提供を受けた「蔵書リスト」をもとに、1冊ずつ実見した。「蔵書リスト」では棚番号、番号、書名、著者、発行所、発

41——高島屋美術部五十年史編纂委員会編『高島屋美術部五十年史』、高島屋本社、1960年 高島屋美術部80年史編纂委員会編『高島屋美術部80年史』、高島屋、1992年 高島屋美術部百年史編纂室、講談社エディトリアル編『高島屋美術部百年史』、高島屋、2013年  
42——黙語会『黙語図案集』、芸艸堂、1908年 村山句吾『広重肉筆五十三次図』、国華社、1918年 池田遥郎『東海道五十三次図譜』、芸艸堂、1938年 東京市帝室博物館『御物 若冲動植綵絵精影』、吉田幸三郎、1926年 なお黙語とは、浅井忠の号。

行日、備考の7項目が採用される。備考からは、高島屋に関わる事項のみに注目した。そして図書にある蔵書印やラベルなどからは、かつての所在について新たな知見が得られた。この調査結果を分析することにより、図書と高島屋とのつながりにおいて、いくつかの傾向を見出すことができる。

高島屋各店で催された展覧会図録が161点を数え、調査対象の60パーセントを占めた。高島屋を会場とする展覧会には、催し会場のものと美術画廊でのものと大別される。美術画廊での催事とは、そこに出品される作品の販売を目的とする高島屋の企業活動のひとつである。そのため図録は販売を促進するための商品カタログという性格をもち、図録そのものが販売されることはほとんどない。刊行部数はわずかながらも、高島屋が制作した図録も多い。一般には流通せず、外部の図書館、また美術図書館においても、なかなか体系的に所蔵されることは少ない。そのためこれらは、高島屋を会場とした催しをたどる記録として重要である。ここには、『広重60回忌追善記念遺作展覧会目録』(1917年)や池田桂仙個展(1918年)など、大正期に高島屋で開催された催しの図録が含まれる。高島屋美術部は年史を刊行しており[41]、『高島屋美術部五十年史』の巻末には1909年から1959年までの主要催事の年表が掲載されていた。こうした年表と史料館が所蔵する図書と対照させると、新たな事実が判明する可能性もある。

また史料館が所蔵する美術作品が掲載されていた図書は13点、4.8パーセントであった。現在史料館が所蔵品の写真を貸し出す時には、高島屋史料館所蔵であることを記すように求めている。しかしながらある時点までは会社の意向により、所蔵を秘していた時期もあった。例えば1977年に神奈川県立近代美術館で開催された有島生馬展の図録には、現在高島屋史料館に所蔵される油彩画《橄欖畑》が「橄欖畑(小豆島)」として掲載される。図録を見る限りその所蔵者は明らかではないが、史料館文書『所蔵品貸出控』によって、展覧会の開催時点において高島屋史料館がこの作品を所蔵し、貸出の手续が行われたことが分かる。

さらに、図書のかつての所在を示す手掛りが残されている。それは蔵書印やラベルであり、19冊、調査対象の7パーセントを占めた。調査対象の中で最古の刊行物である『養素齊画譜 第2編』(1900年)は、高島屋の染織品に意匠を提供することもあった今尾景年の個人画集である。印「京都高嶋屋飯田新七東店」の枠内に「明治卅三年九月十五日」と刻字され、刊行の年に入手したことを示す。外国人向けの商品を扱っていた東店が所蔵していたことから、これを外国人の好みに応じた商品製作の参考としていたことが推測される。「大阪高島屋図案室」蔵書ラベルのある4冊は、購入日の欄に共通して「1961年」との記入があった[42]。4冊の刊行年はそれぞれ異なり、なおかつ購入日とは少なくとも20年以上の年月の開きがあることから、これら4冊は先行する別の組織からまとまってその年に移管されたのであろう。また1冊の図書に複数の旧蔵者が示される場合もある。『池大雅名画譜』(1923年)の表紙には、ひとつの印(「高島屋図案部蔵」とラベル2枚(「京都高島屋

図案部図書蔵」、「参考室所蔵」があった。また『十畝画選』(1926年)には、「高島屋呉服店刺繍部之蔵書」印の他、「宝屋図書」ラベルが貼られていた。後者は「高島屋呉服店刺繍部」から関連会社「宝屋」[43]に移管され、さらに史料館に伝えられたものと推測される。ラベル類からは、図案部あるいは図案室が京都店と大阪店にあったことなど、高島屋のかつての組織やその変遷をうかがい知ることができた。「参考室所蔵」ラベルが貼付される図書が13点と多いことから、これが史料館に先行する組織として、その機能と場所、設置時期などの検討が今後必要である。

## モノ

高島屋史料館のリーフレットにおいて、モノは史料館の所蔵資料を代表するかのような印象を与える。また先述の調査に基づく書架延長では、モノは全体のおよそ6割を占め、量において他を圧倒する。そこで、膨大な量にのぼるモノから展覧会に出陳された一群を選び、これを分析の対象とする。

本稿冒頭でも触れたように「高島屋百華展」は2010年に開催され、その副題は「近代美術の歩みとともに」とされた[44]。明治以来平成に至る間に生み出された、高島屋史料館が収蔵する資料を紹介する展覧会であった。これまで美術展などに貸出される収蔵資料は、モノの中でも美術作品が主であった。しかしながらこの展覧会の特長ともいえるのが、モノは美術作品だけにはとどまらない幅広い出陳物とし、それに加えて図書、文書と、多彩な高島屋史料館の収蔵資料を用いたことである。展覧会の主眼は副題にもある通り、高島屋の歩みを近代美術とともにとらえることであった。言い換えるならばこの展覧会は、美術という切り口をもって、高島屋の足跡とその社業の広がりをも表すものとなった。

展覧会は、「第1章 近代美術の巨星たち」、「第2章 京都画壇と美術染織」、「第3章 高島屋 美のスピリッツ」という3章と資料から成る。図録(図5参照)に掲載される出品目録[45]によると、作品106点、資料38点である。しかしながら『小扇子(製品)』(資料番号32)は9点あり、展示された実際の数と目録上の点数は一致しない。また展覧会場には資料が2つ追加されており、『飯田新七宛京都画家書状』(資料番号40)4点は、2009年以来の創業家関係文書整理作業の成果のひとつである。そこで出品目録を補ったものを表2とした。作品の場合は、章、節、No.、作品名、作者名、制作年という6項目を示し、一方資料は資料番号、資料名、制作年の3つである。そしてそれぞれをモノ、図書、文書のいずれかに分類した。

以下、展覧会の構成に従い、出品物の中からモノに注目し、展示物と高島屋の企業活動との関係性を分析する。本文中で作品名を表わす時には《 》を、資料名には『 』を付して表記する。また作品の番号は(No. )、資料の場合は(資料番号)とする。

「第1章 近代美術の巨星たち」は、日本画27点(うち1点はポスター)、洋画10点、彫刻・陶芸8点の総計45点により構成される。「高島屋史料館所蔵の近代

43 — 宝屋は、京都本店におかれていた刺繍や染色加工を業務とする専職本部を、戦時体制下の1941年に百貨店から切り離し発足させた別会社、丸高染織を前身にもつ。その後、幾度かの社名変更を経て、1947年に宝屋となる。『高島屋135年史』の記述によると、1919年、株式会社高島屋呉服店設立当時の本店所在地が京都市下京区烏丸通高辻下ル因幡堂町661番地であり、そこが「飯田元締所 現在宝屋」とされる。元締所とは、1897年高島屋の全事業を統括する機能をもつ組織として設置され、四代新七を総帥として高島屋の呉服、貿易その他商売全般の企画本部が置かれた。すなわち組織であり、またそれが置かれていた場所を示す。当初、東店の南側にあったが、場所の変遷を何度か経て、「高島屋150年史」では、「中央部2階に移り、1951年8月宝屋が入居する」とある。この中央部が本店を指すものと思われる。なお、1912年に新築開店された烏丸店の住所は、烏丸通高辻下ル薬師前町である。烏丸通を挟み、烏丸店と本店が別に置かれていたこととなる。この項は、「関連会社：株式会社宝屋」、高島屋150年史編集委員会、前掲書、1982年、463頁。「元締所の設置(明治30年-1897)」、同書、69頁。「本店と本社」、高島屋135年史編集委員会、前掲書、1968年、266頁による。

44 — 注9参照。

45 — 「出品目録」、「高島屋百華展：近代美術の歩みとともに」、京都市美術館、高島屋史料館、朝日新聞社大阪企画事業部編、朝日新聞社、2010年、166-171頁

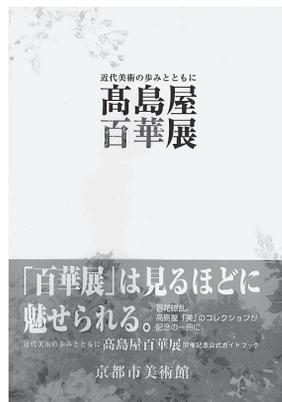


図5 — 「高島屋百華展」図録

表2 — 高島屋百華展出品目録

節	No.	作品名	作者名	制作年	分類
第1章 近代美術の巨星たち					
日本画	1	贈君百扇	富岡鉄斎	明治—大正13年	モノ
	2	盆踊図	富岡鉄斎	明治33(1900)年頃	モノ
	3	富士	竹内栖鳳	明治26(1893)年	モノ
	4	蓬莱山	横山大観	昭和24(1949)年	モノ
	5	竹の図	横山大観、下村観山	大正初期	モノ
	6	アレタ立に	竹内栖鳳	明治42(1909)年	モノ
	7	婦人図	北野恒富	昭和4(1929)年	モノ
	8	キモノ大阪春季大会〔ポスター復刻版〕	北野恒富	昭和4(1929)年	モノ
	9	縁のつな	勝田哲	昭和7(1932)年	モノ
	10	潮騒	川端龍子	昭和12(1937)年	モノ
	11	風神雷神	富田溪仙	大正6(1917)年	モノ
	12	呉竹庵杉戸〔竹〕	横山大観	大正8(1919)年	モノ
	13	高島屋美術部	富岡鉄斎	大正8(1919)年	モノ
	14	如月会寄せ書き		昭和22(1947)年	モノ
	15	重陽会寄せ書き		昭和24(1949)年頃	モノ
	16	狩の図	和田三造	昭和10(1935)年頃	モノ
	17	みやまの四季	前田青邨	昭和32(1957)年	モノ
	18	椿花	小倉遊亀	昭和44(1969)年	モノ
	19	富士明る	安田靉彦	昭和46(1971)年	モノ
	20	白と赤の朝	中村貞以	昭和42(1967)年	モノ
	21	富士太鼓	森田曠平	昭和46(1971)年	モノ
	22	茜	小野竹喬	昭和53(1978)年	モノ
	23	月光富岳	池田遥郎	昭和55(1980)年	モノ
	24	玄花	山口華楊	昭和54(1979)年	モノ
	25	深山湧雲	東山魁夷	平成元(1989)年	モノ
	26	霧晴るる湖	奥田元宋	昭和62(1987)年	モノ
	27	ヘルセボリス炎上	平山郁夫	昭和51(1976)年	モノ
洋画	28	大原女	浅井忠	明治38(1905)年	モノ
	29	支那絹の前	岡田三郎助	大正9(1920)年	モノ
	30	花束	川口軌外	昭和8(1933)年	モノ
	31	正月の子供	熊岡美彦	昭和8(1933)年	モノ
	32	六月の郊外風景	小出楯重	昭和5(1930)年	モノ
	33	桜島	梅原龍三郎	昭和10(1935)年	モノ
	34	花飾り	東郷青児	昭和24(1949)年頃	モノ
	35	福浦港風景	中川一政	昭和31(1956)年	モノ
	36	孔雀	須田国太郎	昭和24(1949)年頃	モノ
	37	民家(白路梅花)	向井潤吉	昭和52(1977)年	モノ
彫刻・陶芸	38	大黒天像 有徳福来尊像	平櫛田中	昭和50(1975)年	モノ
	39	烏鉢	河井寛次郎	昭和27(1952)年	モノ
	40	銀刷毛目耳壺	北大路魯山人	昭和29(1954)年	モノ
	41	竹梅色絵角瓶	富本憲吉	昭和33(1958)年	モノ
	42	色絵今年竹茶碗	楠部彌弌	昭和54(1979)年	モノ
	43	黒茶碗	14代樂吉左衛門	昭和54(1979)年	モノ
	44	古稀彩紫陽花花瓶	6代清水六兵衛	昭和55(1980)年	モノ
	45	仁清写 唐松茶壺	16代永樂善五郎	昭和63(1988)年	モノ
第2章 京都画壇と美術染織					
	46	ベニスの月	竹内栖鳳	明治37(1904)年	モノ
	47	吉野の桜	都路華香	明治36(1903)年	モノ
	48	ロッキーの雪	山元春挙	明治38(1905)年	モノ
	49	老松鸞虎図〔染織品〕	刺繡加藤辰之助、下絵岸竹堂	明治17(1884)年	モノ
	50	金地虎の図〔染織品〕	友禪村上嘉兵衛、下絵岸竹堂	明治中期	モノ

美術の名品を紹介」[46]しようとするものであり、高島屋とのつながりは必ずしも明白ではない。

まずいくつかは、高島屋美術部の活動と結びつけることができた[47]。竹内栖鳳《アレタ立に》(No.6)は、1909年、第3回文部省展覧会(文展)の出品作である。同年、高島屋の京都店で開催された「現代名家百幅画会」に番外として出陳されたことが、史料館に収められている画集と出品目録(資料番号39)から分かる。この展覧会を契機として発足した美術部はまず1911年、大阪店(心齋橋)に置かれた[48]。1919年、心齋橋の店が漏電により焼失し、美術部は近くに新設された店舗に移る。富岡鉄斎が揮毫した《高島屋美術部》(No.13)は、その江戸堀の店に掲げられていたものである。また平櫛田中《大黒天像 有徳福来尊像》(No.38)は、かつて南海店の美術部の入口を飾っていた。高島屋美術部は、活動の場を京都とする作家たちとの親睦の会を設け、定期的にもたれた会合での寄せ書きが残る(No.14、15)[49]。この他、高島屋美術部での展覧会出品作であり、その図版が個展図録に掲載されるものには、池田遥郵《月光富岳》(No.23)、山口華揚《玄花》(No.24)、奥田元宋《霧晴るる湖》(No.26)、向井潤吉《民家(白路梅花)》(No.37)などがあった[50]。陶芸の場合は、同じ時に作られ、題名も同じ作品が複数点存在することもある。図録などに掲載される写真は、そのうちのひとつを写したものに過ぎない。そのため、出品されていたかを判断するにあたり、写真や作品名だけをその材料とすることは充分ではない。河井寛次郎(No.39)や北大路魯山人(No.40)、14代樂吉左衛門(No.43)、6代清水六兵衛(No.44)の作など、制作された年と同じ年に高島屋での展覧会が開催されている。そのため、その時の出品作とも推測されるが、正確を期すならば、美術部の記録や箱書による裏付けが求められよう。

高島屋の催事に関わるものでは、北野恒富《婦人図》(No.7)は催事を告知するポスター(No.8)の原画である。また、日本美術院の創立50周年再興第32回院展の大阪会場を高島屋が引き受け、戦後間もない1947年に大阪店の地階食堂跡で催された。それに対し、出品作家であった横山大観が礼として与えたのが、《蓬莱山》(No.4)という[51]。

また高島屋が製品の製造にあたり、その意匠としたものもいくつかある。紀元2600年を機とした東京博覧会が計画された時、高島屋は綴れ織りによる屏風の出品を予定した。その下図として依頼されたものが、川端龍子《潮騒》(No.10)である。結局のところ博覧会は実現しなかったが、1939年に藤原銀次郎が日本の産業界を代表する立場で訪独してナチスの大会に参加した折に、綴れ織りを壁掛に仕立て、ヒトラーへの土産とした[52]。そして前田青邨《みやまの四季》(No.17)は、大阪の毎日ホールに装飾部が納めた緞帳の原画である。

この他、京都伏見本町(現・伏見区深草正覚町)に1914年、完成披露した高島屋の迎賓館で使われていた板戸《呉竹庵杉戸「竹」》(No.12)のような例もある。

46 — 吉中充代「第1章解説」、同書、19頁

47 — 以下断りのない限りこの項は、高島屋美術部80年史編纂委員会、前掲書、1992年および高島屋美術部百年史編纂室、講談社エディトリアル編、前掲書、2013年による。

48 — 京都店においては、1942年に美術課が設置され、1948年に美術部となった。

49 — 吉田博一談「如月会と前社長さん」、高島屋美術部五十年史編纂委員会、前掲書、1960年、329頁ならびに「美術部：戦後の方針きまる」、高島屋135年史編纂委員会、前掲書、1968年、250、253頁

50 — 2010年10月に実施した高島屋史料館所蔵の図書調査に基づく。

51 — 「横山大観筆 蓬莱山の図(250×230cm)本社所蔵」、高島屋135年史編纂委員会、前掲書、1968年、251頁

52 — 川端龍子「『潮騒』について」、高島屋美術部五十年史編纂委員会、前掲書、1960年、184頁

節	No.	作品名	作者名	制作年	分類
	51	桐に鳳凰	岸竹堂	明治中期	モノ
	52	旭陽桐花鳳凰図〔染織品〕	友禪村上嘉兵衛、下絵岸竹堂	明治中期	モノ
	53	巖島紅葉溪図	幸野樸嶺	明治中期	モノ
	54	紅葉溪図〔染織品〕	下絵幸野樸嶺	明治中期	モノ
	55	三十六歌仙図〔染織品〕	友禪村上嘉兵衛、下絵田中一華	明治20(1887)年頃	モノ
	56	牡丹図〔染織品〕	友禪村上嘉兵衛、下絵谷口香嶺	明治28(1895)年	モノ
	57	秋草に鶉〔染織品〕	唐織5世伊達彌助、下絵今尾景年	明治23(1890)年	モノ
	58	芒に蝶図〔染織品〕	唐織5世伊達彌助	明治25(1892)年	モノ
	59	光琳風草花	神坂雪佳	明治後期	モノ
	60	四季花鳥図卓布	作者不明	明治42(1909)年頃	モノ
	61	雪の金閣寺〔染織品〕	作者不明	明治中期	モノ

### 第3章 高島屋 美のスピリッツ

ポスター	62	明治美人	作者不明	明治末期	モノ
	63	十二単	監修神坂雪佳	明治末期	モノ
	64	京舞妓「若松」	北野恒富	大正5(1916)年	モノ
	65	矢の根五郎	北野恒富	大正5(1916)年	モノ
	百選会	66	第55回夏の百選会〔ポスター〕	今竹七郎	昭和11(1936)年
67		第18回百選会〔ポスター〕	作者不明	大正10(1921)年	モノ
68		暫〔訪問着〕		昭和27(1952)年	モノ
69		花の泉〔訪問着〕		昭和28(1953)年	モノ
70		画聖ヴァンゴッホ〔訪問着〕		昭和35(1960)年	モノ
71		着工祝〔訪問着〕		昭和38(1963)年	モノ
72		アトリエ開き〔訪問着〕		昭和43(1968)年	モノ
73		レゼイギユ〔訪問着〕		昭和46(1971)年	モノ
74		領地巡り〔訪問着〕		昭和48(1973)年	モノ
75		サルタン〔振袖〕		昭和53(1978)年	モノ
76		スーパーカー〔訪問着〕		昭和53(1978)年	モノ
77	ロマンドラ・ローゼ〔訪問着〕		平成3(1991)年	モノ	
上品会	78	豊公錦綾文〔振袖〕		昭和28(1953)年	モノ
	79	研庭〔振袖〕		昭和28(1953)年	モノ
	80	寿松扇面文〔振袖〕		昭和29(1954)年	モノ
	81	金寿陽輝〔衿襷〕		昭和33(1958)年	モノ
	82	美韻交響〔振袖〕		昭和41(1966)年	モノ
	83	南蛮渡り〔訪問着〕		昭和62(1987)年	モノ
	84	金唐華大唐花〔丸帯〕		昭和33(1958)年	モノ
	85	宝海寿波〔丸帯〕		昭和36(1961)年	モノ
薔薇	86	ばら	高岡徳太郎	昭和54(1979)年	モノ
	87	長春花	奥村土牛	昭和53-54(1978-79)年頃	モノ
	88	夏バラ	ラゲザ・玉	昭和10(1935)年頃	モノ
	89	ばら	伊藤清永	昭和30(1955)年	モノ
	90	薔薇図	梅原龍三郎	昭和54(1979)年	モノ
	91	高島屋の薔薇	絹谷幸二	平成16(2004)年	モノ
団扇〔洋画〕	92	ばら	林武	昭和33(1958)年	モノ
	93	ばら	小糸源太郎	昭和35(1960)年	モノ
	94	ばら	宮本三郎	昭和42(1967)年	モノ
	95	ばら	小磯良平	昭和43(1968)年	モノ
	96	ばら	鈴木信太郎	昭和47(1972)年	モノ
	97	ばら	田村孝之介	昭和49(1974)年	モノ
扇子〔日本画〕	98	めてたき富士	片岡球子	平成3(1991)年	モノ
	99	紅梅白梅	山口蓬春	昭和45(1970)年	モノ
	100	讃華	秋野不矩	平成11(1999)年	モノ
	101	薫風	堂本印象	昭和40(1965)年	モノ
	102	蘭	西山英雄	昭和53(1978)年	モノ

53 — 高島屋のマスコット人形は、1959年冬のクリスマスセールの装飾用としてのハッピーちゃんをはじめである。1960年には浩宮の誕生を祝い、ラッキーちゃんが作られた。現在、高島屋のマスコット人形とされるローズちゃんは、1962年の聖歌隊の人形に起源をもつ。

「第2章 京都画壇と美術染織」は16点の出品で、高島屋の製品としての染織品を見せようとするものである。ここに含まれる日本画は一個の美術作品というよりも、製品化を目的とした意匠という側面をもち、明治期の高島屋の活動を物語る。1910年のロンドン日英博覧会に、高島屋は独自の展示施設として高島屋館を設けた。そこに「世界三景」と題し出品した染織品の原画が、三幅対として構成される《ベニスの月》、《吉野の桜》、《ロッキーの雪》(No.46-48)の3点である。《桐に鳳凰》(No.51)と《旭陽桐花鳳凰図》(No.52)、また《厳島紅葉溪図》(No.53)と《紅葉溪図》(No.54)のように、下絵と製品とが対となって展示されるものもあった。

「第3章 高島屋 美のスピリッツ」の出展物の大半は、高島屋とのつながりが明確に分かる。まずは、高島屋が主催する呉服の催し「百選会」、「上品会」に関連するポスター、着物、帯などである。

また高島屋の販売促進活動と結び付けられるのが、「ポスター」、「薔薇」、「団扇」、「扇子」の4つである。ポスターのうちの2点は、北野恒富による日本画をその原画とする。ひとつ(No.64)は1916年に東京・南伝馬町に開店した東京店を、もう一方(No.65)は1919年に心齋橋店で開催された俳優衣裳陳列会を告知するものである。「薔薇」は、高島屋といえば思い浮かべる花であろう。しかしながら、高島屋と薔薇との結びつきは、薔薇を描いた包装紙を1952年に採用して以来のことであり、高島屋180年の歴史の中では比較的近年のこととなる。それ以降、薔薇をシンボルフラワーとして、薔薇をモチーフとする作品制作を画家たちに依頼し、それらを元にカレンダーや団扇などを製作して顧客へ配布してきた。こうした高島屋との関係性が確かであるのは、包装紙原画である高岡徳太郎(No.86)と、東京店リニューアルの記念粗品の原画となった絹谷幸二(No.91)の2点のみである。それ以外の4点(No.87-90)は、高島屋での展覧会出品作のひとつであるのか、あるいは薔薇ということで高島屋が収集対象としたものであるかの判別はつかない。「団扇」と「扇子」は、中元、歳暮期の高島屋の顧客への配り物の原画である。団扇6点(No.92-97)は、もっぱら薔薇をモチーフとしたものであり、それと対応する『薔薇団扇(製品)』(資料番号30)もあわせて出品された。扇子は、片岡球子《めでたき富士》(No.98)のように富士山に松竹梅をあしらったお目出度い絵柄、また撫子(No.103)や紫陽花(No.105)などのように、季節感を醸し出す。

資料は、博覧会、販促物、高島屋刊行物などに大よそ分けられる。国内外の博覧会での受領メダルの数々(資料番号2-12)は、明治期の高島屋の輝かしい受賞歴を今に伝える。1962年に誕生した高島屋のマスコット人形であるローズちゃん<sup>[53]</sup>は、ブランドの洋服やご案内係の制服を身にまとう(資料番号33、35、37)。また個々の店の事情に応じたものもあり、泉北店開店30周年を記念した『バラ花東30本ローズちゃん』(資料番号38)はその一例である。

節	No.	作品名	作者名	制作年	分類
	103	撫子	上村松篁	昭和50(1975)年	モノ
	104	花菖蒲	加山又造	昭和61(1986)年	モノ
	105	紫陽花	上村淳之	昭和62(1987)年	モノ
	106	夕顔	森田りえ子	平成7(1995)年	モノ

#### 資料

資料番号	資料名	制作年	分類
1	高島屋美術画報	大正10(1921)年	図書
2	バルセロナ万国博覧会メダル	明治22(1889)年	モノ
3	パリ万国博覧会メダル	明治23(1890)年	モノ
4	コロンブス世界博覧会メダル	明治26(1893)年	モノ
5	パリ万国大博覧会メダル	明治33(1900)年	モノ
6	ロンドン日英博覧会メダル	明治43(1910)年	モノ
7	第2回内国勸業博覧会メダル	明治14(1881)年	モノ
8	第12回京都府博覧会メダル	明治16(1883)年	モノ
9	京都色染織物繡織共進会メダル	明治19(1886)年	モノ
10	京都新古美術品展メダル	明治20(1887)年	モノ
11	京都美術博覧会メダル	明治21(1888)年	モノ
12	第4回内国勸業博覧会メダル	明治28(1895)年	モノ
13	パリ万国博覧会賞状	明治22(1889)年	モノ
14	コロンブス世界博覧会賞状	明治26(1893)年	モノ
15	パリ万国大博覧会賞状	明治33(1900)年	モノ
16	ロンドン日英博覧会賞状	明治43(1910)年	モノ
17	高島屋画工室勤休簿	明治22(1889)年	文書
18	高島屋貿易部写真帖		文書
19	新衣裳	明治43(1910)年	図書
20	新衣裳	明治41(1908)年	図書
21	新衣裳	明治43(1910)年	図書
22	新衣裳	大正6(1917)年	図書
23	新衣裳	大正2(1913)年	図書
24	生地見本帖	明治末 - 大正初期	文書
25	百華新聞	昭和2(1927)年、昭和4(1929)年	図書
26	パンフレット「京都染織祭 時代風俗衣裳展覧会」	昭和8(1933)年	図書
27	パンフレット「高島屋特選海水浴用品」	昭和9(1934)年	図書
28	パンフレット「第1回高島屋コードモ博覧会」	昭和12(1937)年	図書
29	大団扇(製品)		モノ
30	薔薇団扇(製品)		モノ
31	飾り扇子(製品)		モノ
32	小扇子(製品)		モノ
33	カルダンローズちゃん〔人形〕	昭和45(1970)年	モノ
34	礼装・振袖ローズちゃん〔人形〕	昭和48(1973)年	モノ
35	ウングアローズちゃん〔人形〕	昭和49(1974)年	モノ
36	舞妓ローズちゃん〔人形〕	平成2(1990)年	モノ
37	顧客(秋冬)制服ローズちゃん〔人形〕	平成2(1990)年	モノ
38	バラ花束30本ローズちゃん〔人形〕	平成16(2004)年	モノ
39	高島屋展覧会図録		図書
40	飯田新七宛京都画家書状		文書

高島屋百華展出品目録に加筆修正〔 〕は筆者による補記

出典:「出品目録」、「高島屋百華展:近代美術の歩みとともに」、京都市美術館、高島屋史料館、朝日新聞社大阪企画事業部編、朝日新聞社、2010年、166-171頁

## 2-4: 高島屋史料館の企業アーカイブズとしての評価

本節では、調査(第1節)と資料の分析(第3節)の結果を考察することにより、高島屋史料館に所蔵される資料群に企業アーカイブズとしての資料的価値をもつものがあることを確認する。それゆえ、高島屋史料館は企業アーカイブズと評価しうる側面をもつ施設であることを明らかにする。

第1節に示した要領により調査を実施し、その資料を文書、図書、モノに大別した。そして書架延長を比較対象の物差しとした場合、高島屋史料館に所蔵される資料はモノ、図書、文書の順に多いことが分かった。

史料館が所蔵する文書の年代幅は、江戸末期からのおよそ200年間である。本稿ではこれらを作成者から、創業家関係文書、高島屋文書、史料館文書に3分した。高島屋文書、史料館文書はともに、高島屋の広範な企業活動の中で作成、収受された文書である。創業家関係文書には高島屋の創業年を遡る文書が存在することから、創業期の高島屋の他、創業家である飯田家にまつわるものもあると推測される。

図書は、史料館において「個人画集」と分類される図書の一部に対象を限定して、調査分析を行った。ここには、高島屋が制作者であるとは限らないが、高島屋における催事に即して刊行された図書が多数含まれていた。また史料館が所蔵する作品が掲載されている例もある。図書にある蔵書印などを検証することによって、高島屋の組織を見取ることができるばかりではなく、そうした組織においていかなる業務に参照されていたのかを推測する資料として図書を用いることもできる。

モノは、展覧会への出品資料群をその分析の対象とした。これらは史料館が独自に付している図書の分類と同様に、草創期の美術染織や博覧会、さらには今日にもつづく呉服、美術、販売促進、催事といった高島屋の社業を反映している。

高島屋は、古着木綿商、呉服商を経て、現在百貨店業を営む。高島屋史料館には高島屋の文書に加えて、製品としては呉服の他、販売促進を目的とするポスターやマスコット人形、カタログ、そして顧客向け粗品である団扇や扇子などのモノが収蔵されていた。モノにはこうした製品を生み出す意匠や、高島屋を会場とする催事に出品されていた例もある。図書は催事の記録という役割だけでなく、そこに押された所蔵印などに高島屋の組織の痕跡や業務との関わりとを読み取ることができた。すなわち高島屋史料館が所蔵する資料は、文書、図書、モノのいずれの分類においても、高島屋の企業活動との関連をもち、企業アーカイブズとしての資料的価値を有するものがあることは明らかである。従って高島屋史料館という組織を、企業アーカイブズと見なすことができる。しかしながら、図書、モノは対象を限定して分析したように、高島屋史料館が所蔵するもののすべてが、高島屋の企業活動とのつながりが明白であるとは限らない。そのため本論は、高島屋史料館の所蔵資料のすべてを無条件に企業アーカイブズであると結論づけるものではない。

54 — 2013年7月、8月に高島屋史料館、本社美術部、CSR推進部の各担当者への聞き取り調査を実施し、本章の多くはこれに基づく。また2013年に刊行された『おかげにて一八〇』、『高島屋美術部百年史』も用いた。

55 — 朝日新聞、日本経済新聞、読売新聞の3紙には新聞見開き2面大となる全30段を、また産経新聞、毎日新聞はその半分となる1面大の15段であった。制作は、高島屋グループの広告宣伝会社であるエー・ティ・エーが担った。

56 — 読売広告大賞「第28回読者が選ぶ広告の部」銀賞と第60回朝日広告賞「広告主参加の部」準朝日広告賞の2つ。

57 — 高島屋、タカシマヤ アーカイブス、<http://www.takashimaya.co.jp/archives/> (2013.09.30入手)

58 — 『おかげにて一八〇』は、1980年に刊行された創業150年記念誌『おかげにて 高島屋の百五十年』を下敷きとしている。これは全社員と、高島屋退職者による高和会会員に配布されたものであった。『おかげにて一八〇』の「はじめに」にも、「あなたの仕事の、日々の充実、お役に立てれば、幸いです」とある通り、従業員を読み手として想定していることが分かる。A4版による120頁以上に及ぶ冊子の他に英語版、中国語版もあり、その3分の1の大きさとなるコンパクト判は株主の他、高島屋の店頭で配布された。

59 — 「暮らしと美術と高島屋」展、会期：2013年4月20日～6月23日、会場：世田谷美術館、主催：世田谷美術館（公益財団法人せたがや文化財団）、協賛：高島屋。これを記念して、玉川高島屋での「高島屋史料館が語る 日本美術の輝き」（主催：高島屋史料館）と日本橋、横浜の店を会場とした2つの美術展とのスタンプラリー「たかしまやアートウォーキング」が開催された。なおこの展覧会では、所蔵者が高島屋史料館だけではなく、学習院大学史料館、個人などと複数であった。なおかつ三越や松坂屋といった他の百貨店についての資料も展示されたため、第2章第3節第3項におけるモノの分析の対象とはしなかった。

冒頭に掲げたように、「歴史や格式などに裏打ちされた文化的なイメージ」、「古くて新しい店」、「経営における先進性」、「近代的な同族経営」、「国際化を先取る」、「多角経営」など、高島屋にはさまざまな評価がなされてきた。高島屋の歩みを物語る企業アーカイブズとしての価値をもつ史料館の収蔵資料を用い、上記のような肯定的な企業イメージを裏付けることも可能であろう。こうした利用によって高島屋史料館に所蔵される資料は、高島屋の強みを増す道具として働くことができるのである。

### 3 — これからの高島屋史料館に求められる視点

本章では、創業180周年を祝した2011年以降の、高島屋での企業アーカイブズの活用事例をまとめる。さらにここ近年の高島屋史料館をめぐる情勢を総括し、今後、高島屋史料館に求められる視点を提言する[54]。

2012年1月10日、創業182年目を歩み始めたその日、グループ企業24社とともに高島屋は、見開き全段広告を新聞に出稿した[55]。昭和初期の京都烏丸店の店頭、300名を超える人物が威儀を正して揃う写真を大きく配す。そして、180年以上もの歴史を重ねた今日を、ここに写る人物のうち「誰が想像しただろうか。」とコピーがあらわれる。この企業広告は見る者に強い印象を与え、新聞社が主催する新聞広告賞を2つ受賞した[56]。

2013年4月、高島屋はウェブサイト「タカシマヤ アーカイブス」を開設した[57]。ここでは「高島屋の歴史」、「コレクション」、「高島屋史料館のご案内」についての情報を発信している。ほぼ時を同じくして、企業アーカイブズを活用した目覚ましい動きがいくつも見られた。

- 3月 180年史『おかげにて一八〇』刊行[58]
- 4月 『高島屋美術部百年史』刊行  
「暮らしと美術と高島屋」展（会場：世田谷美術館）開催[59]
- 9月 「暮らしと美術と高島屋」展（会場：大阪高島屋）開催[60]

一方社内においては、高島屋史料館の組織異動があった。2013年2月に史料館は、本社美術部からCSR推進室[61]へ所管が変更された（図2参照）。こうした社内の変化を、ウェブサイト「タカシマヤのCSR」に感じることができる。トップページにおいて「高島屋アーカイブズ活動」と題し、その目的と2013年度活用内容が述べられていた[62]。それによると、2013年を「アーカイブズ活動元年」と定め、上述の企業アーカイブズを利用した社史刊行、サイト公開、展覧会開催などに加え、従業員を対象とする「アーカイブズ講座」の実施が列挙される。

ここで、近年の高島屋史料館の社内的な位置付けを再確認する。1970年に史料館が設立されて以来変わることがなかった所管が、2008年6月に本社総務部から本社美術部へ、さらに2013年2月にCSR推進室に移管された。言い換えるならば、販売を支える後方部門から営業部門へ、そして5年も経たないうちに再び後方部門へと、高島屋史料館の所管が変遷したこととなる。2008年以來の本社美術部が所管していた時期の、高島屋史料館と企業アーカイブズに関わる事項を以下に示す。

- 2008年 6月 史料館、本社総務部より美術部へ移管
- 2009年 3月 「アーカイヴス・プロジェクト」発足
- 6月 創業家関係文書の目録作成開始
- 7月 「高島屋史料館所蔵名品展」  
(会場：泉屋博古館分館(東京))開催[63]
- 12月 高島屋、企業史料協議会に入会
- 2010年 9月 「高島屋百華展」(会場：京都市美術館)開催
- 2012年 2月 CSR推進室に180年史編纂室設置
- 2013年 2月 史料館、本社美術部よりCSR推進室へ移管

2008年の移管は、2011年の高島屋創業180周年を見据えた時期のことであり、創業家関係文書の目録作成開始など、史料館が所蔵する資料活用への基盤整備が図られた。刊行物、展覧会といった資料活用の実りを目前としていた2013年に、高島屋史料館は再び後方部門に置かれる。これは、史料館が有する資料をいくつもの異なる用途で、なおかつ同じ時期に活用する経験を通じて、高島屋史料館の多面的な理解が育まれた。そして美術部という特定の営業部門よりも、後方部門であり全社的な視野をもつCSR推進室の方が、高島屋史料館を効率的に活用できるとの判断がなされたことによるものであろう。こうした位置付けの変遷は、設置母体である高島屋における史料館に対する認識の変容を自ずと表す。

ここで、『スコットランドにおける企業史料のためのナショナル・ストラテジー』(A National Strategy for Business Archives in Scotland)に基づき、CSR推進室傘下となった高島屋史料館が高島屋にもたらす恩恵を推定する。ここには企業がその企業アーカイブズを管理することによって、企業自身が享受する効用が16挙げられている[64]。これらを4等分したうちのコーポレート・アイデンティティ(Corporate Identity)という領域においては、「企業の業績を祝う」(Celebrate company achievements)、「CSR事業に貢献する」(Contribute to corporate responsibility programmes)、「肯定的な企業イメージを保持する」(Maintain a positive corporate image)、「従業員やステークホルダー(利害関係者)を関与させる」(Engage and inspire staff and stakeholders)という4つの効果を示す。これらはまさしく、2013年の

60 — 「暮らしと美術と高島屋」展、会期：2013年9月13日-9月30日、会場：大阪高島屋7階グランドホール、主催：産経新聞社、毎日新聞社、企画協力：世田谷美術館(公益財団法人せたがや文化財団)。「たかしまや大阪出店115周年記念」と銘打ったこの催しを主会場として、同時期に9階エキウエミュージアムのほか、近隣の高島屋史料館での「高島屋と美術家たち」展など、史料館の収蔵資料を展示する関連催事が開かれた。

61 — 1992年に本社広報室に置かれた企業文化担当を前身として、高島屋は1997年に社会貢献室を新設し、発足時の室長は経営企画室長と兼務した。その後、2005年に環境・社会貢献室と改め、さらに2006年のCSR推進室の発足となる。なお、CSRとはCorporate Social Responsibilityの略語で、企業の社会的責任と訳される。

62 — 高島屋、タカシマヤのCSR、<http://www.takashimaya.co.jp/corp/csr/index.html> (2013.09.30入手)

63 — 「高島屋史料館所蔵名品展」、会期：2009年7月18日-9月27日、会場：泉屋博古館分館(東京)、主催：泉屋博古館分館、日本経済新聞社。

64 — The Scottish Council on Archives, The National Archives of Scotland, The Business Archives Council of Scotland, The Ballast Trust, "A National Strategy for Business Archives in Scotland", Scottish Council on Archives, [http://www.scottisharchives.org.uk/business/business\\_case\\_studies/1-national-strategy-for-business-archives-in-scotland.pdf](http://www.scottisharchives.org.uk/business/business_case_studies/1-national-strategy-for-business-archives-in-scotland.pdf), 2010, p.6 (2013.09.30入手) コーポレート・アイデンティティ、成長、資源、保護という領域に4分割され、効用が示される。

65 — 高島屋、「CSRの考え方」、タカシマヤのCSR、<http://www.takashimaya.co.jp/corp/csr/philosophy/index.html> (2013.09.30入手)

66 — 注58参照。

67 — CSR推進室担当者から提供を受けた高島屋内部資料による。

高島屋の企業アーカイブズ活用の実践例がもたらした成果に符合しよう。「高島屋グループCSR経営概念図」ではそのステークホルダーを、お客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会としていた[65]。180年史の配布先には、こうしたステークホルダーの範疇が意識され[66]、そのうちの従業員を対象としているのが「アーカイブズ講座」である。

これまで高島屋史料館を紹介するリーフレットでは、美術作品がその収蔵資料の中心であるように表現されていた。180年史では以下の9つを収蔵資料の柱として表す。こうしたところにも近年の史料館収蔵資料の多角的な利用経験を経た、認識の変化を見取ることができる。

- 高島屋の歩み
- 美術収蔵品
- 広告・宣伝
- 販売促進
- 呉服と染織品
- 美術部の歩み
- 能装束
- 社内文書・資料
- 創業家関係文書

高島屋では現在、「高島屋アーカイブズ」、「高島屋アーカイブズ活動」を以下のように明文化する[67]。これらはともに、2013年2月の常務会で承認された。

「高島屋アーカイブズ」とは、創業以来の経営記録、営業記録、広告宣伝資料、絵画彫刻工芸の美術作品、呉服、能装束を含め今日に至るまで収集保存された史料総体を指す。そして、高島屋史料館は、資料の収集、保管、管理をするとともにアーカイブズ活動の拠点として、発信機能を持つ。

「高島屋アーカイブズ活動」とは、高島屋アーカイブズを活用した、当社がもつ基本的価値観をすべてのステークホルダーに共有、共感を促す活動であり、未来に向けた取り組みのこと。

常務会という、高島屋において取締役会に次ぐ協議あるいは諮問機関の場で、上記のような定義づけが承認されたことは大きな意味がある。これらは高島屋のアーカイブズの基本理念とも言え、対象とする資料の範囲とそれが置かれる組織としての高島屋史料館の機能、そしてこうした資料を用いて成し遂げようとする活動を規定する。

資料としては、創業以来今日に至るまでという収集資料の時代範囲が提示される。先に創業家関係文書という文書群を示した。ここには創業年を遡る文書が確認されているが、「高島屋アーカイヴス」の一文はそれを除外してしまう。また自明のこととして言及されていないのかもしれないが、高島屋の企業活動と資料との関わりが不明確である。ただし、高島屋史料館にすでに収蔵されている資料が念頭にあり、必ずしもそれらが企業活動との明白な結びつきがあるとは言えないため、このような表現がなされたのかもしれない。

さらに「高島屋アーカイヴス」は、高島屋史料館が資料の収集、保管、管理、発信という4つの機能をもつことを明示する。これらは大きな業務活動であり、いかなる活動をもって機能を果たすか。高島屋史料館は、活動を具体化させることを必要とする。その時に立ち返るべきは、指針としての「高島屋アーカイヴス活動」である。「高島屋アーカイヴス活動」の定義において、「高島屋アーカイヴス」の活用が前提とされ、当社、すなわち高島屋とそのステークホルダーの関係に言及する。従って明言されていないが、「高島屋アーカイヴス」とは、高島屋の企業活動を明かしてしようとする企業アーカイヴズであるということに他ならない。また高島屋史料館にとって高島屋は、親組織に当る。そのため高島屋史料館は、高島屋の企業アーカイヴズであり、その組織内に位置してその記録を保存する組織アーカイヴズと解することもできる[68]。今後、高島屋史料館に求められる視点とは、この企業アーカイヴズ、そして組織アーカイヴズという2つの立場によるものである。企業史料協議会創立30周年を記念した『企業と史料』では、11社の事例紹介があり、このうち企業アーカイヴズについては、花王、アサヒビール、キヤノンの3社の活動が報告される[69]。こうした国内の企業アーカイヴズの他、海外での豊富な実践例、さらには組織アーカイヴズでの先行事例も参考となろう[70]。

例えば、「高島屋アーカイヴス」で規定される高島屋史料館の機能のひとつに、発信がある。これについては、2013年だけでも年史、展覧会といった数々の活動実績がある。しかしながら展示については、ややもすればモノの魅力だけで構成されてしまいがちである。「企業の知的営為の記録への視点が欠落したままに、単なる「モノ」としての展示(もしくはその視点を見つけれない展示)とならないよう検討する必要があると思われる」[71]と指摘されるように、高島屋の企業活動との結びつきが示されないのであるならば、企業アーカイヴズによる展示活動としては物足りない。

また収集の対象を今日の高島屋とするならば、日本全国のみならず、海外にも事業展開していることから、相当な広範囲となる。それでもなお、対象を拡張しようとするのであれば、高島屋の歩みに立ち戻り、今日まで連続と続く業態ばかりでなく、グループ会社、あるいは丸紅のように分離して別会社となった輸入業などへと眼を向けるべきである。今日の高島屋の主要事業である百貨店業にとらわれ、同業他社の資料を収集対象に加えることは、高島史料館の企業アーカイヴズ、また組織アーカイヴズとしての意義を弱めてしまうだろう。

68 — 組織(in-house)アーカイヴズは、また機関(institutional)アーカイヴズとも言う。企業アーカイヴズと組織アーカイヴズについては、松崎裕子「世界のビジネスアーカイヴズ」、洪沢栄一記念財団実業史研究情報センター、前掲書、2012年、1-13頁に詳しい。

69 — 「第2部「企業の歴史と日本の近代化」を会員企業の史料活動に見る」、『企業と史料』第7集、2011年、49-111頁 企業アーカイヴズの他には、会社史編纂、企業博物館の分野で、ダイキン工業、味の素、清水建設、資生堂、パナソニック、トヨタ自動車、帝国データバンク、山口銀行の関係者が執筆した。

70 — 組織内に置かれるアーカイヴズという観点からは、都道府県などの地方自治体に置かれる公文書館、また大学など教育機関にあるアーカイヴズなども同じく、組織アーカイヴズである。活動の具体化の検討に当たっては、組織アーカイヴズでもある広島県立文書館の業務活動分析も有用である。安藤福平「DIRKSマニュアルを適用した業務活動分析について」、『広島県立文書館紀要』第9号、2007年、101-118頁

71 — 高島正憲「企業におけるアーカイブの系譜と存在 — 企業資料の活用を实践する場として」、『レコード・マネジメント』57号、2009年、55頁

常務会で承認された「高島屋アーカイヴス」により、高島屋史料館が収集、保管、管理、発信という4つの機能をもつことが明確となり、資料の年代幅も示された。史料館はこれから、それぞれの機能を果たすための活動を具体化し、いずれかに偏ることなく実績を重ねて行く。その時には、企業アーカイブズ、そして組織アーカイブズという視点が求められる。そしてこうした視点に基づいた、高島屋史料館の均衡のとれた着実な活動がコーポレート・アイデンティティ、すなわち「高島屋らしさ」を浮かび上がらせ、「高島屋アーカイヴス活動」を具現化するものと確信し、むすびの言葉とする。

本稿は、2011年1月に学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に修士論文として提出した「企業資料の保存・利用に関するアーカイブズ学的研究——高島屋史料館とその所蔵資料について」の第1章、ならびに第2章を基盤としたものである。高島屋本社美術部の方との個人的なつながりをはじめりとして研究がかない、調査、論文執筆を通じて、高島屋史料館、CSR推進室など、他部署の方々のお力を得た。さらに2013年に高島屋史料館、本社美術部、CSR推進室の各ご担当者へのインタビューを実施し、近年の事象を加味して成稿した。ここに記して感謝の意を表す。

書評

---

review

# 1

[書評 | review]

## 平井孝典『公文書管理と情報アクセス—— 国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』

Takanori Hirai, *Koubunsho Kanri to Jobo Access: Otaru University of Commerce Library "Ryokyu Archives"*

渡邊健 | Tsuyoshi Watanabe



平井孝典『公文書管理と情報アクセス——国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』  
世界思想社 / 2013年2月 / A5判 / 478頁 / 7,600円 + 税

## 1 — 本書の概要

はじめは、ラブレターだ。著者が訪れたアイスランドの首都、レイキャビク市の公文書館に保存されている資料。「アーカイブズとは、その社会(の人々)にとって、もしくはその設置団体(の構成員)にとって大切な資料を未来に残していく組織である」という、それを端的に示す所蔵資料の例として取り上げられているのが、寄贈された私信、ラブレターなのだ。何ともロマンチックで抒情的な幕開けである。

本書は11年間にわたり比較的小規模な大学アーカイブズ業務に携わってきた平井孝典氏(前小樽商科大学百年史編纂室研究員)が、海外事例も含め、複数のアーカイブズについて比較考察した論文集である。サブタイトルにあるように、主な素材は国立大学法人小樽商科大学のデジタル資料集「緑丘アーカイブズ」であるが、当該素材の解説に割かれた紙幅は意外にもそれほど多くない。むしろ、アーカイブズや記録情報管理に対する社会的、組織的なコンセンサス形成の程度、換言すれば、利用者の情報アクセスについての権利意識を高めることを重視し、アーカイブズの目的や業務の成立理由といった「そもそも論」に立ち返ることを喚起する内容となっている。冒頭のロマンチックなエピソードとは対照的に、本論は極めて論理的に構築されている。

構成は、2004年から2011年までに発表された既出論文5本と書き下ろし論文4本が序章から結章まで計9本並び、巻末には「カタログ 小樽商科大学公文書(抄)」が収められている。実際の章立ては以下のとおり。

## 2 — 章毎の内容

序章では本書の目的と課題、内容等が概括的に述べられている。平井氏は「本書では、国

### 序章

第1章 小樽商科大学の文書管理

第2章 著作物でもある法人文書の公開

第3章 電子目録の作成とその利用

第4章 法人文書の収集と評価選別理論

第5章 文書管理の実際とその思想的背景

第6章 スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と  
情報アクセス権の成立およびカタログについて

第7章 小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件  
結章

カタログ 小樽商科大学公文書(抄)

立大学法人小樽商科大学を主たる素材として、主には小規模な大学アーカイブズの業務と運営について、実務経験およびその考察を踏まえ、明らかにする」と宣言する一方、「必ずしもアーカイブズという組織の設置を最終目標とは考えていない。その設置維持発展を中心に考えていない」とし、「その前に、各社会や各組織での記録管理のコンセンサス形成を重要視している」と告白する。

第1章は小樽商科大学の文書管理についての約10年前の論文である。小括に小規模組織の長所と短所がまとめられている。前者として意思疎通がしやすいこと、一人当たりの関わるべき仕事の種類が多く、各自が複数の仕事に精通し得ることが挙げられている。他方、後者としては、予算の問題が挙げられている。これはアーカイブズに限ったことではなく、小規模組織で働いたことのある者なら共通して得られる実感であろう。

第2章では著作物でもある法人文書の公開という課題について、大学という組織の特殊性の観点から、卒業論文、修士論文、博士論文を対象に論じられている。国立大学法人22校の比較検証だが、大学間でかなり考え、対応に差があることがわかり興味深い。また、原局から文書館への文書の移管については、「移管することができる」という任意規定

ではなく、京都大学大学文書館が定めているような強行規定、すなわち、「保存期間が満了した法人文書は、歴史公文書等に該当するものにあつては大学文書館に移管し、それ以外のものにあつては廃棄するものとする。」（「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条）として、重要であると指摘している。これについては、自治体の公文書管理でも、未だに「まず廃棄ありき」となっている条例や規程・規則（特に後者はほとんどがそうではないか）があり、公文書管理法の考え方が浸透していない例の一つでもあろう。

第3章は本書の「メインディッシュ」とも言える小樽商科大学のデジタル資料集「緑丘アーカイブズ」の紹介である。所収されている資料の説明にも相応の紙幅が割かれているが、論点はむしろその思想的背景にある。「緑丘アーカイブズ」のきっかけは小樽商科大学の百年史編纂事業である。常設のアーカイブズ組織を持たない同大学では、百年史編纂に伴う膨大な資料整理の成果物を「資料集」という冊子媒体で刊行するのではなく、「動的な」資料集＝デジタル資料集の作成に取り組む決断をした。そこには限られたリソースで一定の期限内に作業を完結しなければならないことへの抵抗とともに、—— それよりもむしろ、利用者の視点があった。利用者からすれば、「資料の収集と整理の目処が付くまで待つてほしい、という状況にはない」わけで、整理された資料から順次公開、利用に供されるデジタル資料はかかるニーズに応えるためには有効な手法と考えられた。ここでも平井氏は、アーカイブズの業務に対する組織（小樽商科大学）関係者のコンセンサスの形成が重要だと指摘する。そして、とりわけ忘れてはならないことは、「わたしたちの社会、少なくとも大学社会では、アーカイブズの制度や文化が未成熟だということである」と。この問題意識は、小樽商科大学の財務課の職

員が「事務職員には（アーカイブズの）メリットがいっこうに感じられない」と指摘したエピソードとともに述べられている。アーカイブズ関係者としては辛い話ではあるが、かかる認識から、利用者オリエンテッドな「緑丘アーカイブズ」のような取り組みが生まれたのも事実であろう。デジタル・アーカイブズの構築においては、資料の評価選別よりもむしろ、検索システムの設計に資源を投入すべきである、という論は同様の実務を担っている現場でよく耳にする。「緑丘アーカイブズ」はそれを具体的な形にして見せた例として興味深い。

第4章では年史編纂室という特定のミッションを担う組織が法人文書の収集と評価選別を実施する際の問題点を論じている。年史編纂事業は必ずしも本来の幅広い意味での資料の「歴史的価値」を検討するものではない。あくまで、年史編纂という特定の目的に適用「歴史的価値」だけが対象となる。特に常設のアーカイブズ組織を持たない場合、年史編纂室のようなプロジェクト型の組織が実質的な資料の一次選別を担ってしまう危うさが指摘されている。「歴史的価値」の判断ミスにより重要な記録が失われた例として、カナダのナチ戦犯容疑者資料廃棄事件が紹介されている他、身近な素材としては、京都大学と東北大学における移管についての考え方、とりわけ第2章でも触れられていた強行規定が改めて提示されている。

第5章は国内外の様々なアーカイブズ（宮城県、大阪市、福岡県、三重県、フィンランド）の実態と「思想的背景」について紹介されている。ここで言う「思想的背景」とは、情報アクセスに関する社会的、組織的コンセンサスのことである。本章での平井氏の言葉を使えば、「どのような資料を、どの担当の組織（アーカイブズなど）が、収集保存していくかという問いに対する、その社会コンセンサスである」となるが、法

的、制度的枠組みの観点から言えば、情報公開制度(非現用文書の場合は公文書管理制度)との関連が大きい。例えば、本章で紹介される大阪市公文書館について、「文書は、一枚でも歴史指定があると簿冊ごと移管する。こうした制度が整えられてきたのは、市民オンブズマンの働きかけが大きく、また市としても市民の判断を尊重しているからである」。さらに、「世界で最初に議会資料へのアクセス権を認めた国」であるフィンランドの事例が取り上げられている。平井氏は、小樽商科大学の百年史編纂室、あるいは他大学の大学アーカイブズが法人文書を収集する意味について、法人文書を情報公開法の対象外とし、アーカイブズに早期に移管することで、「時間の経過とともに見られる文書を増やす」ことが、資料の積極的な活用にあ資すると指摘している。

第6章は、情報アクセス権の先進国事例として北欧スウェーデンのアーカイブズについて紹介しており、海外事例に特化した章であることから、本書の中ではやや異質に感じるかもしれない。平井氏が現地で調査した様子が詳細に記述されているのだが、中でも現地のアーキビスト達が繰り返し情報アクセス権についての矜持や中世以来のアーカイブズの伝統を強調していた、というエピソードは興味深い。平井氏が課題とする我が国の情報アクセスに対する未熟な思想的コンセンサスに刺激を与えるという意味で、「異質」な本章が本書で果たしている役割が理解できる。また、本章ではスウェーデンの伝統的な整理方法であるカタログが紹介されている。カタログでは、資料種類別(行政文書用、教会文書用等)に予めシリーズ名が決められている。例えば、行政文書に関しては、現用段階から同じシリーズ名で整理が行われ、教会文書では資料がアーカイブズに持ち込まれた際にシリーズ名に基づいて整理されるのである。ICA(International

Council on Archives:国際公文書館評議会)の国際標準であるISAD(G)(General International Standard Archival Description)とは異なる考え方で興味深い。

第7章では小規模組織のアーカイブズ運営上、実務的な留意事項が述べられている。「学会認定アーキビストを二人雇用する。50万円から100万円の年予算を用意する。アーキビストと相談し、作業場所や中量棚など必要な道具を揃える。アーキビストを集中書庫に連れて行く。作成取得から5年以上経過する文書を、年度ごとに過去に向かい遡及してデータ化するよう依頼する。公開の準備ができたなら公開基準を一緒に考える。」という具合である。また、史料展示について、あくまで付随業務だと強調しているのが興味深い。アーカイブズの重要な訴求ポイント、存在意義は実際に利用者が資料に触れることにある。博物館業務との対比の中で従来から指摘されてきたことではあるが、「何も学芸員や研究者の研究成果や解釈を示すような場となることは必ずしも要しない」という明解な記述にアーキビストとしての平井氏の矜持を感じた。なお、独自のアーカイブズ組織を持たない大学のレコードマネジメント、アーカイブズシステムの例として、ノルウェーのオスロ大学の事例が簡単に紹介されている。

結章では、日本における社会的なアーカイブズ制度、文化が未成熟な点、組織構成員の意識やコンセンサスが最も重要であること等が重ねて強調されている。そして、それは「アーカイブズの目的や、アーカイブズという業務の成立する理由」を考えることである、とまとめられている。

### 3 — 本書の意義

冒頭に触れたとおり、本書は小規模な大学

アーカイブズの業務と運営について考察するという目的と、それ以上に平井氏の大きな関心事と思われる社会的、組織的なアーカイブズに関するコンセンサスの問題を論じるという目的に沿って書かれている。特に後者が本書全体を貫く、より大きなテーマとなり議論に厚みを持たせている。

本書中で何度も触れられている情報アクセス権の問題は、より本質的な言い方をすれば、「文書管理についての(社会)契約の内容を確認」することである。それがあって初めて、どのようなアーカイブズ実務が必要なのか見えてくるのである。さらに言えば、それは「公文書の管理権者を市民とする」という命題に踏み込むことを要求すると平井氏は考えている。アーカイブズの利用者としての市民ではなく、管理権者としての市民である。公文書管理法の第1条には、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」とある。ここで言う国民は公文書に対してどのようなスタンスで対峙していると解釈できるのだろうか。「主体的に利用し得る」ということはどのような状態を指すのか、利用者なのか管理権者なのか。管理権者たらんとなれば、実際の記録管理やアーカイブズの運営をレコードマネジャーやアーキビストが担うとしても、「現実的に、誰が担うのであれ、誰のどのような権利を実現するための業務なのかを常に意識して、公文書の管理は絶えることなく行われていくことが大切」であり、それを考えるのは国民、市民ということになる。例えば、大学という組織内であれば、「最初に注目されるべきは、毎日の記録管理」ということになる。

平井氏の問題提起は、アーカイブズの成熟度は国民、市民、組織内関係者の権利意識

の程度に規定されるというものであり、本質的を射た指摘である。アーカイブズ関係者が広く社会に対して、或いは組織内の利害関係者に対して、情報アクセス権まで遡及した働きかけをしていかなければならない所以である。

#### 4 —— 最後に

まとめに入る前に、幾つか指摘しておきたい、

まず、第1章の小樽商科大学の文書管理についての論文はやはり古さを否めない。平井氏は「基本的な状況については」「現在のものと大きな違いはない」としているが、学内の聞き取り調査について、10年前とは役職に就いている人物もほとんどが代わっていると思われる、またこの間、公文書管理法の制定、施行といったエポックメイキングな出来事も起きている中、各組織の役職者・各個人のコメントも随分違ってくのではないだろうか。例えば、調査が行われた2003年当時であれば、情報公開法の施行と同法への対応が最大の関心事であったと思われるため、現用文書の管理に意識が集中していたのではないかと考えられる。実際の文書管理業務の運営状況に変化がないとしても、意識されている課題に変化がある可能性もあり、仮に大きな違いがないとしたら、それ自体なぜなのか解明することにもむしろ意味があるように思う。

2点目に、本書は北欧諸国を含め、事例が豊富である。しかし小樽商科大学とは異なる分野、規模の組織も多く取り上げられている。かかる中、本書の目的の一つである、小規模な大学アーカイブズの業務、運営についての考察がやや物足りない、——議論の対象が広がり過ぎている、ように感じた。海外事例には知的好奇心が喚起され、確かに貴重な情報ではあるが、社会的なコンセンサス、コンテクストが異なるが故に、同じ土俵で論じにくい

面もある。第2章では、国内の国立大学を卒業論文、修士論文、博士論文の公開という切り口で比較分析しているが、むしろ、小樽商科大学以外の地方の国立大学や公立大学を幾つか取り上げ、そこでの包括的な法人文書管理の現状について小樽商科大学との比較の中で論じた章があったなら読者の理解をより助けたのではないだろうか。これについては、第4章において、「移管に関わる課題」限定ではあるものの、平井氏自身も「改めて論じたい」としており今後を期待したい。

また、結章で「知る権利」と「プライバシー権」に触れられている。両者ともに新しい人権として今般の憲法改正論議でも取り沙汰されており、特に「知る権利」について、宇賀克也氏の見解を提示し、公文書管理法の立法過程において解釈的に認める方向にあることを紹介している。実は、第2章、第4章、第7章の注記においても宇賀氏、あるいは三宅弘氏らの見解とともに繰り返し問題提起がなされている。「知る権利」は、平井氏自身も指摘しているように、アーカイブズの実務に密接に関わるものであり、また、本書のタイトルにある情報アクセスの根幹を支える概念でもあろう。本書の本文においてももう一段踏み込んだ議論があっても良かったのではないか。

ともあれ、先述のとおり、アーカイブズに関する権利意識の問題を一貫して主たる論点に据えた展開は解りやすく、それが深い実務経験に裏打ちされたものであるからこそ、より説得力を持って迫ってくる。結章でも提示されている今後の平井氏の研究——公文書の管理権者の国家レベルあるいは社会全体レベルの変更について、植民地の独立や国王から市民への管理権者の変更を題材に国際的な研究を志向されているようだが、それに加えて本書各章の小テーマについての後続研究にも、大いに期待したい。

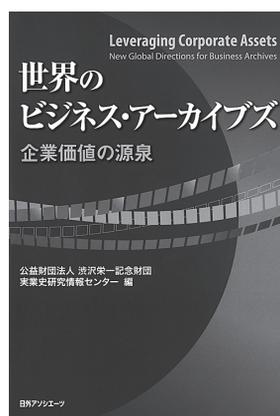
# 2

[書評 | review]

公益財団法人 渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編  
『世界のビジネス・アーカイブズ——企業価値の源泉』

The Resource Center for the History of Entrepreneurship the Shibusawa Eiichi Memorial Foundation,  
*Sekai no Business Archives: Kigyokachi no Gensen*  
(Leveraging Corporate Assets: New Global Directions for Business Archives)

金甫榮 + 清水ふさ子 | Boyoung Kim, Fusako Shimizu



公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ——企業価値の源泉』  
日外アソシエーツ / 2012年3月/四六判 / 280頁 / 3,600円 + 税

はじめに

2011年5月11日、渋沢栄一記念財団主催、企業史料協議会、国際アーカイブズ評議会企業労働アーカイブズ部会(ICA/SBL)共催の国際シンポジウム「ビジネス・アーカイブズの価値」が東京で開催された。シンポジウムでは、日本を含む世界各国から9件の報告がなされた。本書は、シンポジウムの発表をベースにし、さらに6つの事例を加えたものである。世界のビジネス・アーカイブズを紹介する初の日本語論文集ということだけでも非常に価値のあるものだが、副題に「企業価値の源泉」とあるように、ビジネス・アーカイブズが企業経営にどのように役立つかを、歴史マーケティングの力(第一部)、ビジネス・アーカイブズと全国的戦略(第二部)、アーカイブズを武器に変化に立ち向かう(第三部)、アーカイブズと経営(第四部)という4つの視点から事例報告をしている。

本書によって日本で一般に思われがちな「ビジネス・アーカイブズ=会社の古いものを集めた倉庫」などといったイメージを払拭できる、大きな一歩となることを期待する。

序章——世界のビジネス・アーカイブズ：  
多様な価値を持つ、経営・業務に貢献する  
ツール

序章ではまず近年明らかになりつつあるビジネス・アーカイブズの多様な価値について述べられている。ビジネス・アーカイブズがこれまで一般的に言われている社史編纂だけではなく、意思決定、透明性確保、コンプライアンス、説明責任、リスク管理、法務、CSR、教育研修、経営理念継承、マーケティング、製品開発、ブランド戦略、広報宣伝など、様々な形で経営判断に大きく影響を与えるものだと、

一目で分かるように図を示して説明している。

次に組織アーカイブズと収集アーカイブズの違いについて、目的と利用・公開モデルを示して説明している。組織アーカイブズの場合、優先される目的は、組織運営・業務支援・組織ミッションへの貢献であり、優先される利用者は組織内部となる。一方、収集アーカイブズの場合、さまざまな目的(研究、証拠、趣味など)に関する資料として、広く公開・利用に供されることになる。

さらに現在のビジネス・アーカイブズを読み解く上で大事な3つのキーワードが紹介されている。

- 「歴史マーケティングの力」  
…自社のサービスやブランドの歴史そのものが他社との差別化を図ることのできるツールである、という考え方。
- 「ストーリーテリング(物語を語ること)」  
…「会社の成長が社会にどのように貢献してきたのか」を物語として提示することで、社員の感情に働きかけ、前向きに働く意欲を導き出す。
- 「プロアクティブ(積極的であること)」  
…アーキビストが過去の記録を元に積極的に社内へ情報発信していくことで、新たな商品・ブランドの開発、社員教育の改善、メディア向け経営・業務に関する情報発信など幅広くフォローできるという考え方。近年とりわけ期待される考え方である。

これがどのように実践されていくのか、以下見ていくことにしよう。

『世界のビジネス・アーカイブズ』刊行にあたって

歌田勝弘(企業史料協議会会長、元味の素株式会社社長)

序章 世界のビジネス・アーカイブズ:多様な価値を持つ、経営・業務に貢献するツール  
松崎裕子(公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター)

[第一部 | 歴史マーケティングの力]

- 第1章 より幅広い視野で:歴史的事実に基づく広報活動への支援  
ヘニング・モーゲン(A.P.モラー・マースク社、デンマーク)、小谷允志訳
- 第2章 フランスのビジネス・アーカイブズ、経営に役立つツールとして:サンゴバン社の事例  
ディディエ・ボンデュエ(サンゴバン社、フランス)、平野泉訳
- 第3章 日本における伝統産業とアーカイブズ:虎屋を中心に  
青木直己(株式会社虎屋、日本)
- 第4章 アンサルド財団:アーカイブズ、トレーニング、そして文化  
クラウディア・オーランド(アンサルド財団、イタリア)、中山貴子訳
- 第5章 アーカイブズを展示することによる商業上の効果  
ケイティ・ローガン、シャーロット・マッカーシー(ブーツ社、イギリス)、渡邊美喜訳

[第二部 | ビジネス・アーカイブズと全国的戦略]

- 第6章 資産概念の導入と中国における企業の記録管理へのその効果  
王嵐(中華人民共和国国家档案局、中国)、古賀崇訳
- 第7章 ビジネス・アーカイブズに関する全国的戦略(イングランドおよびウェールズ)  
アレックス・リッチー(英国国立公文書館、イギリス)、森本祥子訳
- 第8章 インド準備銀行アーカイブズ:歴史資源そして企業資産  
アショーク・カプール(インド準備銀行、インド)、大貫摩里訳

[第三部 | アーカイブズを武器に変化に立ち向かう]

- 第9章 誇りある遺産:買収・統合後の歴史物語の重要性  
ベッキー・ハグランド・タウジー(クラフト・フーズ社、アメリカ)、松田正人訳
- 第10章 企業という設定の中で歴史を紡ぐ:ゴードレージグループのシナリオ  
ヴルンダ・バタール(ゴードレージ、インド)、宮本隆史訳
- 第11章 合併の波の後:変化への対応とインターザ・サンバオログループ・アーカイブズの設立  
フランチェスカ・ピノ(インターザ・サンバオロ銀行、イタリア)、矢野正隆訳
- 第12章 アーカイブズに根を下ろして:IBMブランド形成に寄与する、過去の経験という遺産  
ポール・C・ラーサウィッツ(IBM社、アメリカ)、後藤佳菜子、後藤健夫訳

[第四部 | アーカイブズと経営]

- 第13章 企業のDNA:成功への重要なカギ  
アレクサンダー・L・ビエリ(ロシュ社、スイス)、中臺綾子訳
- 第14章 会社の歴史:化学企業にとっての付加価値  
アンドレア・ホーマイヤー(エボニック・インダストリーズ社、ドイツ)、安江明夫訳
- 第15章 地方史か会社史か:多国籍企業海外現地法人アーカイブズの責任ある管理  
エリザベス・W・アドキンス(CSC社、アメリカ)、松崎裕子訳

あとがき 小出いずみ(公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター)

---

## 第一部 —— 歴史マーケティングの力

第1章では、アーカイブズを広報活動に活用しているデンマークのA.P.モラー・マースク社の事例について紹介している。代表的な例として、輸送船舶から排出されるCO<sub>2</sub>量が車を利用した場合より低い、ということを実証するためにアーカイブズを利用した例を紹介している。これは同社が長期間にわたり効率的な輸送に注力してきたことを裏付ける根拠としてアーカイブズが利用された好例である。第2章は、世界で唯一の例とも言えるプロフィットセンターとしてのフランスのサンゴバン社の事例である。同社は自社のアーカイブズから文化遺産まで総合的にカバーし、フランス国内関連企業全社にアーカイブズサービスを提供している。また、第3章では歴史資料を手提げ袋や製品パッケージのデザインに採用する等、アーカイブズを製品開発に活用している虎屋の事例、第4章では企業史料を収集し、文化活動、研究、教育等に活用しているイタリアのアンサルド財団の事例、第5章ではアーカイブズの展示がもたらす商業上の効果についてイギリスブーツ社の事例を挙げている。いずれも自社のブランド、商品、サービスの価値向上にアーカイブズを活用している良い事例であるが、評者はここで「歴史マーケティング」という言葉について考えてみたい。

日本マーケティング協会の1990年の定義によると、「マーケティングとは、企業および他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動である」という。ここで言う、「他の組織」とは、教育・医療・行政などの機関、団体などを含み、「グローバルな視野」とは、国内外の社会、文化、自然環境の重視を意味し、「顧客」とは、一般消費者、取引先、関係する機関・個人、および地域

住民を含む。また、「総合的活動」とは、組織の内外に向けて統合・調整されたりサーチ・製品・価格・プロモーション・流通、および顧客・環境関係などに係わる諸活動をいう。このようにマーケティングは様々な組織において多様な活動として実践される非常に幅広い概念である。

改めて「歴史マーケティング」について考えると、マーケティングが持つ幅広い概念とは異なり、まだその活動領域は狭いように感じる。これは裏を返せば、アーカイブズはもっと様々な場面で企業のマーケティング活動に利用できる可能性があることを示唆しているのではないだろうか。今後はビジネス・アーカイブズの利用や価値について、より新しい発想で視野を広げた研究と模索を続ける必要があると感じた。

## 第二部 —— ビジネス・アーカイブズと全国的戦略

第6章では、中国の国家档案局で「資産概念」を導入した企業の記録管理について紹介している。2004年に政府が公布した「情報資源の開発と活用に関する意見」から、企業資産についても意識の変化が求められ、企業資産は記録を通じて記述・証明・保護されなければならないとなったという。また50年にわたる企業記録管理の経験に基づいた「標準DA/T42」について紹介している。興味深いのは、記録管理自体への注目から業務に対するサービスへ、個々の標準や記録管理の手段から業務構造や環境の全体へ、保存から企業のニーズへの貢献へとその重点を「転換」していることだ。また、他の事例ではあまり触れられていない電子情報を視野に入れた政策も進めている。

第7章はイングランドおよびウェールズの

「ビジネス・アーカイブズに関する全国的戦略」についてである。ビジネス・アーカイブズ・カウンシルや国立公文書館など関連団体は、5年という準備期間を経て2009年に戦略を発表した。この事例の中で特に印象に残ったのは「戦略」の開始以来、何が変わり、何が達成されたかについてである。第一に、「戦略」が存在するということが自体が重要で、「戦略」により、ばらばらに存在していた企業アーカイブズ関係者、彼らの意見、目標などを結びつけることが可能となり、その影響力、存在感をより大きくしてくれたという。第二に、企業アーカイブズの価値が全国レベルで認識され、第三に、イギリスの企業アーカイブズが確実に前に進んでいるという。

第8章ではインド準備銀行アーカイブズを紹介している。本章は、大きく歴史的資源としてのアーカイブズと企業資産としてのアーカイブズについて紹介し、最後に今後の課題に触れている。特に共感できたのは今後の課題の部分で、アーキビストは紙と電子記録の間をつなぐための技術や知識を向上させなければならぬ、年史の編纂、広報、周年行事といった補助的な役割にエネルギーを向けていることがよく見られるが、そのためアーカイブズの核となる活動は後回しになっている、企業内でのアーカイブズは優先順位が低いことは否めない、アーカイブズに対する経営人の見方を変える必要がある、と指摘している。これは、日本の企業アーカイブズの現場で活動している人々の声が一番近いものではないかと感じる。今後の同社のアーカイブズ活動にも注目していきたい。

### 第三部 —— アーカイブズを武器に変化に立ち向かう

ここでは企業合併、経営者の交代など企業

にとって重大な局面にビジネス・アーカイブズがどのように対応しサポートしたかが紹介されている。

第9章で紹介される米国、クラフト・フーズ社は2010年、同社初の敵対的買収で英国を代表するチョコレートブランドのキャドバリー社を買収した。当然のことながら、キャドバリー社の社員は馴染みのない米国企業による買収、そして彼らの遺産が損なわれることを恐れていた。しかし、クラフト・フーズ社は双方のアーカイブズ情報を統合した“Coming Together”というイントラサイトを買収当日に導入するよう準備をしていた。アーカイブズがこのような積極的(プロアクティブ)に取り組んだことで、吸収合併による不安や疑念を緩和し、両者の共通点を発見することでお互いの理解を深めることが出来た。それはキャドバリー社がしっかりしたアーカイブズを持っていたことで実現したこともある。まさにアーカイブズが敵対的買収という会社の危機にあたり、自社の歴史、文化を守ることに貢献した好例とも言える。

第10章ではインドのゴードレージグループの取り組みを紹介している。1897年の創業で不動産、日用品、農業製品まで取り扱う大企業である。しかしアーカイブズ部門の設立は1995年とやや遅い。過去100年分の情報を収集し、社内における取組みの奮闘記が描かれている。

その中で同社が1950年代に病院向け備品を製造、しかし撤退しているという事実を知らずに同じ業界に再参入しようとしていた上級管理職が、アーカイブズで過去の製品カタログを見て驚いた、という事例が紹介されていた。過去の記録が再参入にあたって有用なことは言うまでもなく、過去の業績を精査しないまま再参入するのはビジネスの成功を危うくする要因となる。ともかくアーカイブズで過去資

料を上級管理職に提示できたということは経営陣に対しても大きなインパクトを与えたはずである。最初は廃棄物置き場に間違えられた同社アーカイブズだが、地道な活動により社内次第に認知されてきたという。まだ記録のアーカイブズ化に熱心ではないというインドの状況は日本にも当てはまる。同社の取り組みはインドだけではなく日本においても大いに参考となるだろう。

#### 第四部 —— アーカイブズと経営

第13章はスイスの大手製薬メーカー、ロシュ社の事例である。著者はまず、1970-80年代に起こった経営のパラダイムシフトに触れている。「経営者」という存在がそれまで一般的であった「商人」や「実業家」から、1950年代以降に設置されたビジネススクールを卒業した「学術的に教育された経営者」に取って変わられるようになった。それは同時に古い経営体質の否定であり、歴史の軽視そして、財政の重要性を意味した。ロシュ社にとっても例外ではなく、歴史の軽視が彼らを独創的な製薬会社の一つにした足跡を見失わせた。そこで著者は「ロシュ歴史コレクション&アーカイブ」でアーカイブズを活用したブランド作成を図り、会社の歴史展示を刷新し、会社が密かに力を入れてきた建築、美術分野の——しかし公開には消極的であった——コレクションを公開した。こうした「歴史マーケティング」の活用によって会社のDNAの再確立、経営者と従業員との新たな信頼関係、そして会社の社内外へのイメージ発信に役立った。著者が最初に触れている経営のパラダイムシフトによる歴史の軽視は、おそらく世界規模で起きた現象であろう。現代的な経営手法が見落としがちな点をアーカイブズがしっかりとフォローに回っていることを示す好事例と言えよう。

第14章で紹介されるドイツのエボニック・インダストリーズ社は、デグザ社(1873年創業)やゴールドシュミット社(1847年創業)などの歴史ある化学会社5社が合併を経て統合され、2007年に現在の形になった。エボニック・インダストリー社アーカイブズはドイツでも最大規模の企業アーカイブズであり、2009年、国の重要アーカイブズリストに登録された。それはこの企業アーカイブズが170年ものドイツ内外の化学製品産業の歴史を記録しているからという理由だけではない。当アーカイブズの機能上の上司がコンプライアンス責任者ということも大いに関係している。古い工場の土壌汚染の件や、昔の契約に関することなど、広報部が即座に返答できない社内外の問い合わせをフォローするのである。年々、企業の社会的責任とそれに伴う説明責任が高まっている中、アーカイブズの活用例として重要な側面を表している。そして、筆者はさらに「歴史問題マネジメント」が今後の重要課題であると論じている。過去の国家社会主義(ナチ)と同社の関係など、非常に神経を使うテーマにも真摯に取り組んでいる。それが会社のイメージと信頼性を保つことに寄与した結果、国の重要アーカイブズリストに登録される、という評価を得たのだ。日本において戦前から存在する企業にも同社のような一歩踏み込んだ取り組みが将来的に必要なのではないかと、非常に考えさせられる事例であった。

第15章では米国IT企業CSC社のグローバル記録と情報管理部部長である筆者が、「企業アーカイブズは誰のものか」という根本的な問いを提示している。米国では企業アーカイブズは私的な財産であり、会社の資産であるという考え方に対し、ヨーロッパでは企業の記録はしばしば国民的文化遺産(national cultural heritage)の一部である、と認

識されていることを紹介している。こうした多様な価値観の中で多国籍企業が海外現地法人の記録をどのように管理するか、という問題に関しベストプラクティスを導き出す事例が2つ紹介されている。答えの出ない複雑な問題ではあるが、あきらめずに議論し続けることが大事だと感じた。

#### まとめ

これまで日本における企業資料とは、あいまいなルールで管理され、社史編纂などのプロジェクトでにわかに脚光を浴び、その後資料は倉庫へ眠ったままという存在であることが多かったように思う。しかし近年、企業活動の証拠となり、社会に対する説明責任を果たす存在としての「ビジネス・アーカイブズ」の必要性がうたわれるようになってきた。とはいえ、具体的にそれらが活用される場面を想像できない人も多いのではないか。しかし本書によって示された数々のエピソードは、我々にビジネス・アーカイブズが生き生きと「活躍」する様を見せてくれた。それはアーカイブズが充実している企業の事例だけではない。第10章、第13章の例にあるようにまだアーカイブズの歴史が浅い、もしくは閉鎖の危機にあるようなアーカイブズがその存在意義を示し、認知度を高めていく苦労話は日本のビジネス・アーカイブズが現在抱えている課題にとっても大いに参考になるだろう。

構成に関して「はじめに」で述べたように、第一部から第四部までテーマが設けられているが、読み進めるにつれ、それらのテーマを分ける必要性をあまり感じられなくなった。なぜなら「歴史マーケティング」「経営」「変化」などはビジネス・アーカイブズを扱う以上、どの事例においても切り離せない、密接に絡み合う要素だからである。そして、本書で紹介されてい

る全第15章は、本書副題にある「企業価値の源泉」の多様な側面を表しているのである。

一方、現用文書と非現用文書との関係、評価選別や収集基準、電子データに関する運用などについて深く触れたものは見られず、その点については今後に期待したい。

日本のビジネス・アーカイブズが社史編纂や企業ミュージアム的な活動から脱却し、新たな経営戦略の一つとして認識され始めている。そんな中、本書はビジネス・アーカイブズの新たな可能性を提示する貴重な一冊となることは間違いない。

報告

---

report

# 1

[報告 | report]

[2012年度入試説明会講演 | 働きながらアーカイブズ学を学びませんか? —— 1]

## 理想のアーキビストを目指して<sup>[1]</sup>

Let's Study Archival Science: From a Student

中臺綾子 | Ayako Nakadai

### はじめに

こんにちは。本日、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の入試説明会の一部として、お話をさせていただきます博士後期課程3年の中臺綾子と申します。本日のテーマは「働きながらアーカイブズ学を学びませんか?」ということですので、仕事をしながら大学院に通う私の日常生活をご紹介しますと思います。

### 1 —— アーカイブズ学との出会い

まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。私は1999年に横浜市立大学の国際文化学部日本アジア文化学科に入学し、古代史一主として平安から室町にかけての王権論一を専攻しました。学部生が古代史を研究するには、まず翻刻・出版された史料集を読むのが定石だと思います。私も活字になった史料集を活用していたのですが、ある日ふと「自分の見ているこの史料の現物はどこにどのような形で残されているのだろうか」と思いました。それが資料保存について意識し始めた最初になります。ただその時、研究の素材として使っていたのは重要文化財などに指定されている史料

でしたので、どちらかという興味の方は文化財保存に向いていました。

アーカイブズ学という言葉を知ったのは2001年、大学3年生の時に図書館でここに居られる安藤正人教授の『記録史料学と現代——アーカイブズの科学をめざして』を読んだのが最初です<sup>[2]</sup>。あの時の衝撃は今でも忘れられません。文化財保存とはまた異なる視点で、地域に残る資料を積極的に活用し、後世に残していくための学問があることを知りました。時を同じくして、日本史研究室の扉に国文学研究資料館が主催する「アーカイブズ・カレッジ」のポスターが掲示されました。当時は、受講資格が大学院生か現場の職員に限られていたこともあり、私はアーカイブズ・カレッジを受講したいがために、大学院へ進学することにしました。しかしながら当時は、アーカイブズ学を専門的に教える大学院は存在しませんでした。「アーカイブズ学」という名前ではないけれども、東京大学大学院人文社会研究科文化資源学研究専攻と神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科が近い分野のことをやっていたので、色々検討した結果、古文書の整理や修復の授業がカリキュラムに入っていた神奈川大学大学院に進学しました。

大学院進学後は、念願のアーカイブズ・カレッジを受講し

ました。夏休み1か月の集中講義でしたが、アーカイブズ学の様々な領域を学ぶことができ、私はますますアーカイブズ学にのめり込んでいきました。2004年には、ここ学習院大学大学院人文科学研究科の中に、アーカイブズ学関連の専門科目「史料管理学」の授業が開講されたため、科目履修生として履修し始めました。また国文学研究資料館の共同利用研究員となり、神奈川大学大学院の指導教授とは別に安藤先生からも直接の指導を得ることができ、充実した日々でした。修士論文は「民間資料の保存・利用における自治体文書館の役割」と題して、当時主張されていた「自治体文書館(公文書館)は公文書を第一に扱うべきだ」という論に対して、それまで自治体文書館が果たしてきた民間資料(古文書)保存の重要性についてまとめました。

## 2 — アーカイブズの世界で生きる決意

修士時代はアーカイブズ学の魅力に夢中になる一方で、常に将来に不安を抱いていました。アーカイブズ学を学べば学ぶほど、アーカイブズ学の深さと多様性に翻弄され、また自治体文書館に調査に行く機会が増えると、理論と現場における実務の差をまざまざと感じるようになり、学問を追求し続けていく自信がなくなってきました。しかしやはりアーカイブズのことは好きでしたから、不安に思う中でもやがて「アーカイブズに関わる仕事で生計を立てたい」と決意するようになりました。

幸運にも修士2年生の時に、大学院の先輩からの紹介で、国立公文書館で資料修復の仕事に就くことができました。週3日の非常勤職員でしたが、実際に公文書館の中で実務に携わることができました。大学院修了後もしばらくは国立公文書館でお世話になり、平行して学習院の授業も履修しておりましたが、2005年に千葉県文書館県史・古文書課に週4勤務の嘱託職員として雇用され、今度は自治体文書館で民間資料の保存・整理業務に携わることになりました。国立公文書館での修復業務は、黙々と資料と向かい合う仕事でしたが、千葉県文書館での業務では、資料だけでなく利用者・資料の所蔵者の方とも接する機会があり、私が理想とする「人と資料を繋ぐ場としてのアーカイブズ」を実現できそうな職場でした。しかし、少々意気込み過ぎていたのかもしれませんが、自治体文書館での民間資料の管理については、修士論文で扱ったテーマであり「分かっている」というおごりもあったのだと思いますが、それまで学んできた理論が自治体



文書館の現場ではうまく通用しないことに憤りを覚えることが多々ありました。また当時はまだ若かったために職場での立ち回り方がよくわからず、業務とは関係ない場面でストレスを感じることもありました。今にして思えばそれは特別なことではなく、新入社員のみなさんが一度は体験する経験だったのではないかと思います。

国立公文書館、千葉県文書館での業務はとても得るものが多かったのですが、非常勤職員ではとても社会人として自立できるだけの収入は見込めませんでした。大学院を修了し、念願のアーカイブズの現場で働き始めても、将来に対する不安はついてまわりました。加えて非常勤職員は限られた業務しか任せられませんので、専門職としての責任を追及されないことが物足りなく、一人のアーキビストとして自立できていないのではと思い始めました。

現在勤務している企業アーカイブズの募集を見つけたのは、そんな時でした。それまで専門としてきた古文書とは性質の異なる資料を扱うことになりますし、国や自治体の文書館しか経験したことのない自分に企業アーキビストが務まるか悩みましたが、資料保存の仕事で身を立てたいと思っていた私にやはり正社員の立場は魅力的で、企業アーカイブズに勤めることにしました。企業アーカイブズに勤めるといっても、私

が就職したのはレコード・マネジメントの会社でした。もともと企業の文書管理を行っている会社が、委託業務として企業アーカイブズの運営を受託していて、そこへ配属されるということでした。そのためアーカイブズとは全く異なる職場への配置替えの可能性があるということを採用面接の時に言われました。それでも、その会社の中核業務はレコード・マネジメント、つまりはアーカイブズ学とも関連の領域ですから、もし配置換えになってもいい経験になるだろうと、前向きにとらえることにしました。フルタイム勤務の正社員となって企業アーカイブズで働き始めたのが2007年です。幸運にも現時点では配置換えはなく、企業アーカイブズで収蔵資料や収蔵庫の管理、来館者の対応などの業務をしております。

### 3 — 働きながら学ぶことを選んだ理由

企業アーカイブズで働き始めてからも、学習院大学の科目履修は続けていました。アーカイブズ学関連の授業は18時からで、仕事帰りに受講できて助かりました。2008年にはついに学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻の博士前期課程・後期課程が設置されました。非常に嬉しく思いましたが、開設当初は入学することは考えていませんでした。仕事が軌道に乗り始めていたこともありましたが、修士論文の際に経験した底の見えないほど深いアーカイブズ学に再度飛び込む勇気が持てなかったのです。しかし専攻の学生たちの様子を見たり、授業の内容を聞いたりすると、やはりきちんと学んでみたいという気持ちが次第に強くなっていきました。修士号はすでに取得していましたので、入学するなら博士後期課程だと思っていましたが、果たして私に博士論文が書けるだろうか、業務と両立できるだろうかと悩み、2009年度は授業料が比較的安い研究生として、安藤先生に指導してもらいました。とりえずアーカイブズ学専攻の授業を受けてゼミに参加すれば、もしかしたら知的欲求は満足するかと思ったのですが、結局は満足できずに、2010年、博士後期課程に入学することになりました。

アーカイブズ学専攻博士後期課程への入学を決意した背景には、やはり日々の業務の中で、理論と実務の乖離を感じたことが大きかったように思います。理論と実務の隔たりは千葉県文書館から企業アーカイブズに職場が変わっても付きまといました。どちらかというと企業アーカイブズで勤務し始めてからの方がより強く感じました。会社には会社独特のやり方や考え方があります。理論では「こう考えるべき、こうすべ

きだ」とあるのに、現場では様々な問題で理論通りには事が進まない。それを「だから理論は駄目なんだ」あるいは「だから現場は駄目なんだ」とお互いを批判することは簡単です。私も最初は「なぜ理論通りにできないんだ」と実務を非難していました。けれど業務経験と年齢を積み重ねる中で、それでは進展は見込めないのだと理解しました。アーカイブズ学は理論と実務を両輪に持つ学問ですから、それでは発展がない。会社員として、アーキビストとして現場を知り、学生として理論を学ぶことで、理論と現場を繋ぐ懸け橋になればと思います。

また正社員として就職したことによって、将来への不安が軽減したことが、学問へと目を向かわせる余裕に繋がりました。金銭的にも精神的にも余裕ができたために、これまでにはない落ち着いた視点で学問に向き合うことが出来ました。そして女性としての人生を考えた時に、独身の今しか自由な時間はないかもしれないとも思いました。これは以前は全く考えなかったことです。大学3年の時から、アーカイブズ学を学び、アーカイブズの仕事をして身を立てることしか考えてきませんでした。やはり年を重ねると結婚や出産もしたいと思うようになりました。出産・育児が始まってしまうと、仕事と生活を両立させるのが精一杯で、学ぶことまで手が回らないかもしれない。だったら、その前にやりたいことはチャレンジしてはと思い、博士後期課程への進学を決めました。結局、私は昨年末に入籍しまして、現在は企業アーカイブズでのアーキビスト、学習院大学の大学院生、そして主婦という肩書を持って生活をしています。

### 4 — 日常生活について

次に、実際の生活スケジュールをご紹介します。今年度は、水曜日6限に行われる海外文献を読む授業(アーカイブズ学理論研究Ⅲ)と木曜日6限の法律関係の授業(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ〈法制論〉)、そして土曜日午後のアーカイブズ学演習(ゼミ)の合計3コマ12単位を履修しています。アーカイブズ学専攻の授業は、先生が説明されるのを聞く聴講型の授業より、学生が個々に与えられた課題を報告する形の授業が豊富です。例えば、「アーカイブズ学理論研究Ⅲ」では英語論文の要約発表、「アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ〈法制論〉」では、公文書管理法などアーカイブズ学に関係する法律の逐次解説などを行います。自ら報告を行い、議論を交わす授業は、内容を深く理解するのに

非常に役立ちます。「アーカイブズ学演習(ゼミ)」では、自ら発表を行うのは年に2回程度で、それ以外は他のゼミ生の報告を聞き、議論します。アーカイブズに関連する様々な分野の報告を聞くことができ、視野が広がる機会です。

授業がある日は、会社がフレックス勤務を認めてくれているので8時20分から17時まで勤務し、その後大学へ。18時から6限の授業を受けて20時30分頃帰宅します。授業のある日は、基本的に帰宅後は勉強していません。水曜日・木曜日という週の半ばということもあり、少し疲れていますので自分の休息と家事に充てています。

授業がない平日は、8時40分から17時20分まで勤務したのち帰宅し、家族が帰宅する22時ぐらいまで授業で出される課題に取り組んだり、自分の研究に必要な論文を読んだりしています。その後は夕食と家事をして、24時には就寝するようにしています。

ゼミがある土曜日は、いつもよりは多く睡眠をとり8時ごろ起床。洗濯・掃除など家事をした後、家を出て、13時のゼミに出席します。ゼミは議論が白熱すると長くなったりしますが、大体15時ぐらいまでです。その後は、有志で行っている勉強会に出席したり、勉強会がない日は、図書館やアーカイブズ学専攻の閲覧室で自分の研究の調べものをします。平日の授業後に図書館に行くこともありますが、基本的に論文のコピーなどは土曜日にまとめてするようにしています。そして夕飯に間に合うように18時ごろには大学を出て帰宅し、土曜日の夜と日曜日は家族サービスに時間を割くことが多いです。

おそらく他の大学院生に比べると、研究に費やしている時間は圧倒的に短いかもしれません。平日の日中は仕事をしていますし、主婦でもあるので家事もしくちゃいけませんし、家族と過ごす時間も必要です。私はあまり器用な方ではないので、仕事や家事の合間のわずかな時間に論文を読んでも全く身につかないので、家事はなるべく溜めておいて一気にやることで、まとまった研究の時間を確保するようにしています。メリハリをつけた時間の使い方が、会社員としても、大学院生としても、主婦としても大切だと思っています。また大学院に入ってから、体調管理は非常に大切だと思いました。体調が悪いと研究はできませんし、仕事にも影響を及ぼしてしまい、会社や同僚にも迷惑をかけてしまうので、なるべく睡眠の時間は削らないようにしています。とはいえ、学会報告の前や原稿の執筆中は時間が足りなくて、睡眠時間を削ったり、有給休暇を使って仕事を休んで取り組んだりすることもあります。

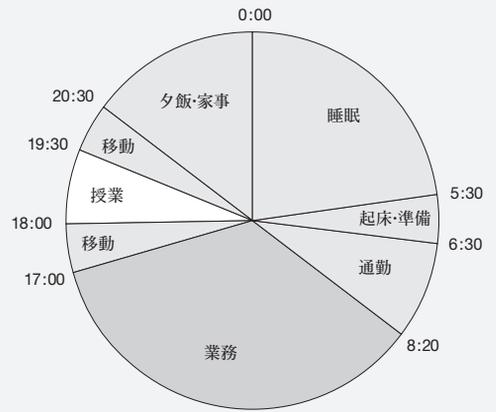


図1 — 授業がある平日のスケジュール

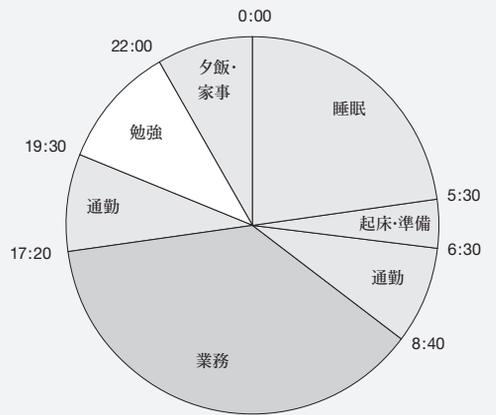


図2 — 授業がない平日のスケジュール

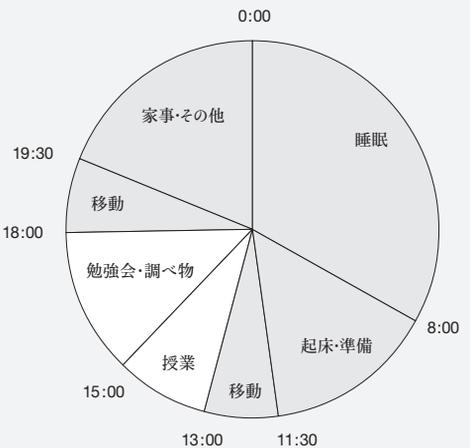


図3 — 土曜日のスケジュール

## なぜアーカイブズ学専攻に入学したのか？

- 理由① 資料保存の現場に出てみて感じた問題  
理論と現場の乖離
- 理由② アーカイブズ学をきちんと理解していない
- 理由③ すでに就職していたので、学問に向かう余裕がある
- 理由④ すでに就職していたので、金銭的にも余裕がある
- 理由⑤ 最高の教師陣 & 良い環境

## アーカイブズ学のことが大好き

### 取得単位

学年	単位数	授受名
研究生	8	記録学専攻特選Ⅱ_アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ上 情報記録論Ⅱ
D1	8	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ_アーカイブズ学演習
D2	8	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ_アーカイブズ学演習 情報記録論Ⅰ
D3	(12)	アーカイブズ学演習研究Ⅳ_アーカイブズ・マネジメント 論研究Ⅰ、アーカイブズ学演習
合計	36/20	

週2〜3コマ履修すれば単位取得は容易。  
ただし履修時間が限られるので、受けたい授業を  
受けられないことも。

### 研究テーマ

#### 企業アーカイブズに関する研究

- ・社会的遺産として企業資料をどう保存・利用していくか
  - ・倒産などによって消滅した企業資料の行く先
- (素材・視点) 法律、CSR\_諸外国の事例に学ぶ

社会の中で企業資料を有効活用するしくみを模索中

### 働きながら研究するということ

- ・大変なのは大変（主として時間の使い方）
- ・大学院の研究⇔業務での資料保存 相互作用
- ・共に学ぶ仲間がいる
- ・文献など研究環境

大変なこと多いが、実りも多い

## 5 — 単位取得・学費等について

単位の取得に関してですが、私は研究生の時に履修した科目を振り替えることができたこと、毎年10-12単位(授業2コマとゼミ)の授業を履修していましたので、単位の心配はありませんでした。ただ平日18時からの授業か土曜日の授業しか取れませんので、希望の授業がなかなか履修できないということはありませんでした。しかし時間割は年度ごとに変りますので、在学期間中に希望の授業はほぼ履修することが出来ました。平日は仕事があって授業を履修できないという方も、土曜日に授業に出ることができれば、単位取得の心配はないかと思います。

また資金についてですが、学費はすべて自分で用意しました。入学当初は奨学金を申請することも考えていましたが、神奈川大学での博士前期課程在籍時にすでに奨学金を受け、返済途中であったことから、それまでの勤務で貯めたお金やボーナスを学費に充てることにしました。正社員とはいえ薄給なので、学費の捻出は簡単ではありませんでしたが、実家住まいでしたので、生活費にあまりお金をかけず自分のしたいことにお金を注ぎ込むことができたのは幸いでした。学費のほかに必要となる研究に係る費用は、大学に申請をするといいただける研究費で賄っています。年間20万円ですが、遠方で開催される学会で報告する時などは別途補助金が出ますので、専門図書の購入をはじめ日々の研究に必要なものはすべてそこから出すことができ、とても助かっています。

## 6 — 研究テーマと成果、そしてこれから

このような生活の中で、私は企業アーカイブズに関する研究を行っています。日頃勤務をしながら思うことは、企業が日々生み出す資料は公文書などと同じく社会にとって重要な資産であるにも関わらず、有効に活用されていないということです。社会的資産としての企業資料をどう保存・利用していくのか、また倒産などによって消滅した企業の資料をどう保存していくのか、さまざまな法律や企業を取り巻く状況、海外の事例などを学びながら、社会の中で企業資料を有効活用するしくみを模索しています。

博士後期課程の3年間での実績は学会報告2本に加え、『世界のビジネス・アーカイブズ』という本に翻訳を1本掲載させていただきました[3]。日々の授業課題などに追われ

て、当初考えていたほどの成果を挙げることができなかったことが残念です。しかしすでに書くべき論文の方向性は定まっています、今後は諸外国の事例検討や国内企業の資料所在調査をする予定です。

博士論文というのはやはり大きな存在で、簡単に出来上るものではありません。博論を完成させるには土台となる執筆論文が圧倒的に不足していますし、企業アーカイブズに対するもの見方も未熟だとこの3年間で痛感しました。博論は目標ではありますが、ゴールではありません。私にとって重要なのはこれからもアーカイブズ学と関わり続ける人生を継続していくことです。

今までの学校生活・職場生活を経て、私はアーカイブズ学とは、理論と実務の学問であり、資料が描き出す過去・現在・未来と人々を繋ぐ学問だと考えるようになりました。アーカイブズ学は果てしなく広く、果てしなく深い。そのような学問に向かうには、理論も実務も理解し、人として広く深い知見・視野を得ることが必要であり、それが可能となって初めて私はアーカイブズ学を担い、人と資料を繋ぐ一人前のアーキビストになれるのだと思います。

そのために細くとも長く、仕事と研究を続けていくことが肝要であり、それを実現できるような人生設計が今後の課題です。仕事をして結婚しても、アーカイブズ学と繋がりが続けたように、これから出産や育児、そして年齢を重ねても、アーカイブズ学と関わり、実務と関わり続ける人生を歩んでいきたいものです。

まとめにかえて

働きながら研究するという事は、簡単なことではありません。両立を可能にするには、2つのポイントを押さえる必要があると私は思います。1つは時間の使い方です。仕事をしていると日中の大部分の時間は業務に費やされます。帰宅後の時間をいかに有効に活用するかがとても重要です。そして2つ目は周囲の協力です。18時からの授業を履修するために、会社には格別の便宜を困ってもらいました。そして一緒に仕事をする同僚にも迷惑をかけたことだと思います。また週末の土曜日は大学に行ってしまうので、一緒に生活をする家族の理解もありがたかったです。

大変ではありますが、文献などの研究環境が整っていること、またなにより素晴らしい先生方に教えを乞い、共に学ぶ仲間がいるというのは、大学院の素晴らしい所だと思います。

ありていと言えば、研究は自宅でやろうと思えばできます。しかし壁にぶつかった際に教え導いてくれる先生やアーカイブズ学のことを語る仲間は、自宅には得ることはできません。論文を書き、研究を進めるというのは孤独な作業ですから、彼らのような同志は、とても心の支えになります。働きながら研究するという事は大変なことも多いですが、得るものもまた多くあります。もしここにおいでの方で、仕事と研究の両立で迷っている方がいらっしゃいましたら、思い悩むよりもまず飛び込んでみることをぜひお勧めいたします。

本日はご清聴ありがとうございました。

1 — この講演は2012年10月20日(土)に開催された、入試説明会に伴う講演会「働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — 在学生・修了生の声」の記録である。当時、博士後期課程3年次に在籍。

2 — 安藤正人『記録史料学と現代 — アーカイブズの科学をめざして』、吉川弘文館、1998年

3 — 中臺綾子訳、アレクサンダー・L・ビエリ「企業のDNA — 成功への重要なカギ」、公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ: 企業価値の源泉』、日外アソシエーツ、2012年、213-228頁

# 2

[2012年度入試説明会講演 | 働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — 2]

## 自分スタイルの学生生活<sup>[1]</sup>

Let's Study Archival Science: From a Graduate

[報告 | report]

小根山美鈴 | Misuzu Oneyama

### 1 — はじめに:自己紹介・アーカイブズ学専攻入学

大学院入学前の十数年間、私はアーカイブズと直接関係のない職場にいました。学部時代に受講した学芸員実習で史料に触れる面白さを知ったものの、時は流れていきました。

転機が訪れたのは、国立国語研究所という言語研究機関に勤務していた折のことです。第二次大戦中に中国で日本語指導員をされていた方のご遺族からの寄贈資料、ダンボール約100箱分の資料整理を私が担当することになったのです。職場の上司からは「この中から国語研究所に必要な資料だけを取り出して整理し、組織として個人資料を譲り受け際のモデル提案をせよ」というミッションが与えられました。

「資料整理」という業務は私にとって初めてのことです。当時、私は第二次大戦中の日本語教育の語彙研究をしていたこともあってこのミッションにつながったわけですが、どこからどのように着手すればよいのか、さっぱりわかりませんでした。

そこで母校学習院大学の史料館を訪ね、情報収集に努めました。しかし、史料館での目録採取の方法と、今私が担当しているノートやメモ、写真などの雑多な資料の目録採取の方法は、どうやら違うようだということはわかって、それがどのように違うのかわからず、刻一刻と時は流れるばかりです。そ

こで当時、国立国語研究所の研究員として在籍していたアーキビスト(森本祥子氏<sup>[2]</sup>)に相談しました。

森本氏から最初に渡されたのは、『信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録』<sup>[3]</sup>でした。これを手にして非常に驚きました。私がこれまで見てきた一件単位の史料目録とは異なり、元々の保存状態の構成を活かした形で記された目録だったのです。これは国際標準ISAD(G)の考え方を取り入れた目録編成だったと後になって気づくわけなのですが。

森本氏からの助言を受けながら、なんとか資料整理と研究所への提案を完遂することができました。かれこれ3年弱の年月を要しましたが、この間に私の心の中に芽生えたのは、この不思議な目録を作ってしまう「アーカイブズ」を学んでみたいということでした。折よく、2008年に学習院大学大学院でアーカイブズ学専攻が開設されることを耳にし、後先考えずに入学試験を受け、なんとか合格できたのです。

### 2 — 学生生活:知られざるアーカイブズ学専攻についてお教えします

#### 2-1:私のライフスタイル — 職場と大学の二足のわらじ

当時、私は国語研究所を辞めて物性物理学の大学研究

機関に非常勤職員として勤務しておりました。2008年はアーカイブズ学専攻の開設の年でもあり、同時に、私は第一期生となりました。したがって、この年から晴れて(?)働きながら大学院に通うことになったのです。私の履修状況は、下表の通りです。

社会人学生を念頭に置いた時間割編成とはいえ、土曜を除いた平日の14時台や16時台の授業は非常に厳しいものがありました。修士課程ですと、この時間帯に必修単位の講義があると尚更です。私は現職を辞めてアーカイブズ機関で勤めたいという思いがありましたので、職場に無理を言って勤務体制を変更してもらうことになりました。入学前と入学後の私の働き方は下記のように大きく変わりました。

[入学前]

勤務時間 | 9:00 - 18:00 (月-金) 週40時間

↓

[入学後]

勤務時間 | 9:00 - 15:00、9:00 - 12:00(月-木)、  
9:00 - 18:00(金) 週26時間

非常勤職員とはいえ、かなり時間を削減することになりました。しかも、修士論文のために地方で資料調査を行っておりましたので、有給休暇もかなり取得しておりました。

それだけ収入が減る覚悟も必要でしたが、幸い職場の上司は勉強することに寛容で、周囲も驚きはしたものの、結果的に私の要望を受け入れていただくことができました。働きながら大学院生活を送るには、学問という得るものがある代わりに、自分の生活を、多かれ少なかれ、犠牲にしなければならないことは覚悟する必要があります。

現在、私は正社員として働いておりますが、上記の履修状況で働くことは到底無理だと思います。社会人を対象にしているならば、19時30分以降の授業を設けるなど、全体的に時間を後ろにずらしていただけると、今後、社会人にとって受講のハードルがもう少し低くなるのではと思います。

授業時間以外でも、文献調査やレポートの課題に追われました。試験が無い代わりに、各科目でレポートが課されます。さらに、授業での発表資料の準備も必要です。それ以外に自分の修士論文のための研究とゼミ発表の資料作りに追われますので、私の修士生活2年間は、冗談ですが「恋愛禁止のアーカイブズ学生生活」だったとも言えます。

どうしても2年間と言わずに、3年、4年と幅を持たせて少しずつ履修する方法も考えられます。その代り、修士課程に在籍している限り、研究活動もそれだけ延びることになり、こと修士課程の場合は期間を延ばせば延ばすほど、プレッシャーは重くなると思います。これはあくまでも私なりの考え方です。

表 ——アーカイブズ学専攻 私の履修状況(当時):通算2年間

	月	火	水	木	金	土
1 9:00-10:30						アーカイブズ学理論 研究Ⅲ[海外文献研究] (保坂)
2 10:40-12:10						アーカイブズ・マネジメント論 演習Ⅱ[情報処理論] (入澤・幸田)
3 13:00-14:30						アーカイブズ学演習 (安藤・保坂)
4 14:40-16:10			アーカイブズ学理論 研究Ⅱ[アーカイブズ史] (安藤)			アーカイブズ実習 (安藤・保坂)
5 16:20-17:50	アーカイブズ・マネジメント論 演習Ⅰ[整理記述論] (大友・加藤)	アーカイブズ・マネジメント論 研究Ⅲ[保存論] (安江)	アーカイブズ・マネジメント論 研究Ⅱ[レコマネ論] (高山・古賀)	記録史料学研究Ⅲ [東アジア記録] (武内)		
6 18:00-19:30	アーカイブズ・マネジメント論 研究Ⅰ[管理論] (安藤)	記録史料学研究Ⅱ [近現代記録](前) (中野目)		アーカイブズ学理論 研究Ⅰ[基礎理論研究] (保坂)		

[アーカイブズ学専攻の修士課程修了時に得られるスキル]

- 1. アーカイブズ学の学問的知識と  
マネジメント(実践)の知識
- 2. アーカイブズ資料の保存科学等の技術的知識
- 3. アーカイブズ学界における世界と日本の現状把握
- 4. 文献・資料調査の方法
- 5. 論文というアウトプットの方法

上記5点が、私の考えるアーカイブズ学専攻の授業を履修することで得られるスキルです。

1から3については、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の特色でもある部分で、これが専門職に必要なスキルとして求められる部分でもありますので、最も重要です。

一方、意外と重要なのが4,5の項目です。これらはアーカイブズ学専攻に限らず他の研究領域の大学院生にも問われる部分であり、難しくもあるスキルです。アーカイブズ学は情報学とその類縁領域であるように、たくさんの情報(紙媒体であろうがデジタル媒体であろうが)を目の当たりにします。4については、それらの数ある情報の中で、自分の目的とする問題・課題に関する情報を的確に選び取る必要があります。そして、5では1から4までの工程を経た上で言わば「成果」を形に表さなければなりません。この工程を終えれば、今後の研究活動や仕事においても自信の持てるスキルとなります。

博士後期課程の場合ですと必修科目が格段に減りますので、他大学で修士を修めた方にとっては、博士後期課程に進学して研究に邁進するということも可能です。

## 2-2:授業風景

授業形式の類型について、私の履修した主な科目を以下の3つの型に分類してみましたのでご参照下さい。

[授業類型]・いずれも当時です

- 1. 講義型
  - 記録史料学研究Ⅱ[近現代記録]
  - 記録史料学研究Ⅲ[東アジア記録]
  - アーカイブズ学理論研究Ⅰ[基礎理論研究]
- 2. 講義プラス参加型
  - アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ[整理記述論]
  - アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ[情報処理論]
  - アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ[現代アーカイブズ管理論]
  - アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ[レコード・マネジメント論]

- アーカイブズ学理論研究Ⅱ[アーカイブズ史]
- アーカイブズ学理論研究Ⅲ[海外文献研究]
- 3. 講義プラス見学型
  - アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ[保存論]

全体的に講義と発表、それに関するディスカッションが多い授業形式です。今後、学生発案型のディベート形式を取り入れると、刺激的な授業になるかもしれません。

## 2-3:実習と研修旅行

実習は1・2年目共に必修科目です。東京・神奈川近辺を中心としたアーカイブズ機関が実習先となり、1年目は先生方より割り振られた各機関に2名ずつ配属され、2年目は自分の希望と相手機関の受入体制が整えば、その機関で実習できるシステムでした。私は1年目に国立公文書館、2年目には修士論文で取り上げたい文書を所蔵していた、愛媛県西予市城川文書館で実習をさせていただきました。

1年目の国立公文書館では、2期に分けて実習が行われました。1期目は国・地方公文書館等の職員を対象に毎年実施されている公文書館等職員研修会(現在の「アーカイブズ研修Ⅰ(初任者研修)」[4])に学生として参加し、2期目は個別に公文書専門官それぞれに直接指導を受ける、というプログラムでした。1期・2期を通して当時の高山正也館長にも直接ご指導いただくなど、実習1期生でもある私たちにきめ細やかな対応をしていただき、日本の公文書管理体制の第一線を直接肌で知ることができました。

愛媛県西予市城川文書館では、元々の文書館創設のいきつが地域の歴史家による公文書館運動に端を発しており、国立公文書館とはまた違った意味で地域ならではの職員の奮闘ぶりを垣間見ることができました。同時に、近隣の市町村の文書保存庫も見学させていただき、何かと苦勞の多い地方自治体の現実を突き付けられた思いがしました。

研修旅行では、2年間を通して様々な所へ行くことができました。国内では沖縄、栃木、茨城の公文書館や歴史資料館、海外では韓国国家記録院などの関係機関、私は行けませんでした。中国研修では中国人民大学や北京市檔案館等に行きました。

一人ではなかなか行けないところばかりですので、机上で勉強するよりも何倍も貴重な体験になります。

現在在籍している学生さんの中で、「論文が忙しくて行けない……」という方がおられたら、今の私でしたらこう言うでしょう。

「論文は後回していいから、行った方がいいよ」と。

## 2-4: 一期生ならではのこと

2008年のアーカイブズ学専攻の一期生は、私を含めた修士課程学生8名、博士後期課程学生4名の総勢12名でした。入学式の後、研究棟の一室で懇親会が行われました。学部時代も学習院大学だったのは私を含め2名で、それ以外の院生は他大学の出身者、かつ、ほとんどが社会人でした。皆さん大人の世界で苦労されている方なので、どのような学生生活になるのだろう、難しい駆け引きなどが増えるのかな、などとちらりと思わずにはいられていませんでしたが、それは杞憂でした。

学問の前では誰もが平等である、ということを実感したのと、一期生の皆さんはなんにでもチャレンジなことで、学生生活の中で置かれた状況を少しでもよくしようと、時には先生方をも交えながら話し合う機会が多くあった、ということがとても印象的です。

例えば、夏休み前に専攻閲覧室で博士後期課程の学生の方からお薦めの参考書を教えてもらう茶話会を企画したり、研修旅行前に学生による自主的な研究会をおこなったり、外部の研究会や勉強会等に積極的に参加し、その情報共有を盛んにおこないました。

大学の生き残りをかけて、カタカナ文字系の学科が他大学でも増えていることもあり、このアーカイブズ学専攻もそのうちのひとつなのではないかとは思われたくない、れっきとした純粋な学問である、ということ私たちは証明したかったのかもしれない。

このように、一期生の専攻との関わりかたは、先生方の授業のことも及ぶなど、「アーカイブズ学専攻のあり方」そのものについて喧嘩諍々と議論を展開し、専攻の教員と学生が一緒になって、実り多い専攻にしようとしたことが印象的でした。

## 2-5: 大学院生室では

現在の文学部研究棟(北2号館)とは異なり、当時は別の建物(東1号館)の8階にアーカイブズ学専攻の大学院生室がありました。私たちが入学した頃の院生室の書棚には十分な研究文献は決して多くはありませんでした。専攻側で年間の書籍購入予算がありましたので、学生2名が図書係となり、毎月学生全員に図書購入の希望をメールでやり取りし、それを取りまとめて購入すべき書籍を専攻で購入していただく、というシステムをとっていました。当初は私ともう一人の方が図書係を担当し、海外文献を中心にどんどん書籍が増えてい



き書棚が埋められていく状態を見て、やはり、この専攻に入学された皆さんはすごいなと思ったことを覚えています。

## 2-6: 授業後、目白界限で…

アーカイブズ学専攻に入学する学生は、社会人がほとんどです。皆さんそれぞれに忙しく、授業が終わるたびに先生方と飲み会に繰り出る、ということはなかなかできません。それでも、季節の変わり目や前期・後期の節目になると、先生を交えて授業ごとに交流会(飲み会)を催しておりました。海外の先生との交流会の際[5]、先生の横で流暢に通訳する同期の方が大変頼もしく見えました。

このような交流会は、先生方とざっくばらんに話ができますし、私たち院生同士がお互いを知るよいきっかけにもなりました。

## 3 — 学生生活:

### 知られざるアーカイブズ学専攻の研究活動

#### 3-1: ゼミの風景

アーカイブズ学専攻における必修単位の中でも、最も苦難を強いられるステージ、それはゼミです。アーカイブズ学専攻

はただ「アーカイブズ学を学ばばよい」、というわけではありません。学んだことも織り交ぜながらそれを研究というレベルに引き上げなければなりません。これが至難の業です。一期生の私たちは先輩の論文を参考にすることができず、「アーカイブズ学とは何か」を自問自答しながら取り組むわけです。ゼミの発表も誰一人として同系統の題材を用いている人はおらず、先生方も苦慮されたのではないかと思います。

当初のゼミは指導教員ごとに分かれることなく、合同で行っておりました。その後、指導教員ごとに分かれてそれぞれ発表していくわけなのですが、手厳しい指摘を受けることも度々あり、何がアーカイブズ学的な研究なのかについて混乱した時期もありました。しかし、対象は別々の研究でありながら、より充実した成果をあげるために一緒に考え議論する経験は、他では味わえない院生の醍醐味です。

### 3-2: 指導教員と研究相談をしながら修士論文執筆へ

私の指導教員は、安藤正人教授でした。大学院に入ったらこの世界の第一線の先生に教わりたくかねてから希望していたので、それが成就してワクワクしたのもつかの間、自分の修士論文の研究テーマについて思い悩む日々が続きました。「アーカイブズ学の研究ってなんだろう」という疑問です。他の分野の研究をやっている方がこれを聞いたら笑われてしまうかもしれません。

悩んだ末、まずは「一次史料」を対象にし、安藤先生がご研究されてきた手法を私もたどってみようと思惟しました。自分の興味対象であった「人の移動の記録」「戦中・戦後」「公文書」という少ないキーワードを頼りに、愛媛県西予市城川文書館での資料調査を開始しました。当時、地方へ飛び込んでいった学生は私以外にいなかったと思います。大学からの助成金を獲得し、愛媛県との往復をしておりました。

安藤先生からはよく、「自分の研究ノートを作りなさい」と言われました。そして、調査した資料の構造を「図示できるようにせよ」ともアドバイスいただきました。

ゼミ発表前に頭の中が混乱した折に、先生が「まずは考えることを言ってみなさい」とおっしゃってくださったので、思っていることをありったけの言葉で先生にぶつけることもままありました。先生は熱心に聞いてくださり、その後、適切なアドバイスをしていただきました。学生はとにかく先生にはまとまった形で研究報告をしたくなるものですが、そうでなくても、しっかり受け止めてくれる先生に常々感謝しております。

修士論文執筆時は、私の職場の先生方も執筆場所を提

供して下さり、ほぼ住み込み状態で、他の物理学の論文執筆をしている学生に交じって執筆しておりました。多くの皆さんに支えられた学生生活でした。

## 4 —— 進路: 就職

修士論文を無事に執筆し終えたものの、内容そのものに反省すべき点も多くあり、引き続き大学で研究を続けるか、それとも当初の予定通りにアーカイブズ関連機関に転職するかどちらかで悩みました。しかし、悩みはすぐに吹っ切れました。私はアーカイブズ学を「実学」と考えているので、実践の場に身を置くことが自分にも合っていると思いました。また、修士論文というへビーなことを仕事と両立しながらなんとか頑張れたので、また研究がしたくなったら両立させよう、と思ったのです。

さっそく転職活動を開始しましたが、アーカイブズに関連する仕事の募集が非常に少なく情報入手に苦勞すること、アーカイブズ関連機関の募集においてもアーカイブズ学の認知度が低かったため、第三者にアーカイブズ学について説明しなければならないことが多く、難儀しました。しかも、このような機関での採用は非常勤職員がほとんどです。この現状を知り、私はいったん転職活動を中止しました。

アーカイブズを組織的に推進していくには、アーキビストが組織内である程度の発言権を持たなければならない、という私なりの考えがありました。したがって、今は難しくても正社員の道を探そうと思惟しました。そんな中、現職である株式会社出版文化社のアーキビストの募集に出会いました。場所は大阪でしたが、開拓精神をもって関西に赴任し、現在に至るわけです。

## 5 —— 現在: アーキビストとして

上述のいきさつで現職に至るわけなのですが、アーキビストとして採用されたので「アーキビスト」を正々堂々と名乗れることが嬉しく、また、アーカイブズのことを仕事として一日中それに没頭できることにわくわくして大阪に赴きました。しかし、現実にはそれほど簡単に私を受け入れてくれませんでした。

大阪に着任して二日目に、企画・提案書を作成するように言われ、ベソをかきながら書いたことを覚えています。この会社でのアーキビストとは、自ら資料整理の現場作業に直接作業員として携わるのではなく、スタッフを使って複数の案件をこなすためのマネジメント業務が主体であること、自らの組

織ではなく知識・技術を大学や企業等へ提供するビジネスである、ということに特徴があります。ですので、親組織のアーカイブズのアーキビストならではのやりがいや課題等を私は共感することは難しいですが、お客様を通して色々な案件に携われることと、ヒト・モノ・カネの管理を徹底的に訓練できることにやりがいを感じています。

## 6 — 入試説明会での質疑応答

2012年10月の入試説明会で講演させていただいた時に多く寄せられた質問は、「どんなところに就職できるのか」ということでした。今では日本アーカイブズ学会登録アーキビストの資格制度ができたものの、就職口という受け皿が非常に少ないと思います。この質問に対する私の答えは、「アーカイブズ学専攻に在籍していれば情報収集が多くてできるし、相応の就職口の話もいくつかあるでしょう。しかし、正社員・正職員になりたければ公務員試験の行政職を受験するか、民間企業の総務課や広報課に勤務するという方法がより着実な道かもしれません。アーキビストとしての職は得られなくとも、学んだことを活かせる可能性があります。」とさせていただきます。

## 7 — 入学を志す方へ：ささやかなメッセージ

これを読んで、アーカイブズ学専攻への入学をためらってしまう方がいるかもしれません。アーカイブズ学そのものを即実践に応用するには一定の訓練が必要ですが、アーカイブズ学をきちんと学ばなくては出来ない仕事があります。

私が、数多くのお客様に向けてアーカイブズのビジネスを行っている中で気づいたことは、専門的に学んだことを応用するのと、そうでないのとでは、成果がまったく違ってくる、ということです。この点がアーキビストの「プロ」の「プロ」たるゆえんだと思っています。

例えば、お客様から資料整理のご依頼があったとします。そのご依頼内容は室内全体を対象とした資料整理ではなく、棚にある一部の資料だけが対象だとします。そうした場合、資料の整理をすぐに開始するのではなく、まず室内全体の資料について事前に調べ、全体の中での対象資料の位置づけをお客様にお伝えします。その上で、ご依頼の対象である資料について一つ一つを調べ、整理の段階ごとの工程を作成し、目録を1点単位でリスト化する必要があるのか、まとまり単位でリスト化したほうが良いのか、あるいは対象資料

の前後にあるものとの関わりからもう少し整理の対象を広げ方が良いか、というようなことを含めて、改めてお客様とご相談をします。お客様としては、ただ「整理」をしてくれればそれでよい、と思っていたのに、整理という過程に段階や奥深さがあることを知り、初めてお客様ご自身の資料に対する関心を持つ機会となる事例が、多く見受けられます。また、その場限りの整理で終わることなく、お客様にどのように継続して維持・管理してもらえるかを模索し、体現することができます。

このようなことができる秘訣は、調査・ヒアリング等を行うことを通じて、「一部分の資料」から室内の保存環境や資料構造、お客様も気づいていない課題等がダイナミックなイメージとして見えてくることに内在しています。このことは、アーカイブズの原理・原則を体系的に学んだこと、大学院で専門機関を数多く見て回ったこと、様々な方々と多く交わした議論などによって、現状と未来にあるべき姿を予測できる「技」を学んだゆえであることに尽きます。社会と密接に関わって存在するこの学問には、あらゆる仕事の局面において「使える」多様性があると思うからです。

是非、アーカイブズ学を学んでみて下さい。あなたの視野は確実に広がりますよ。

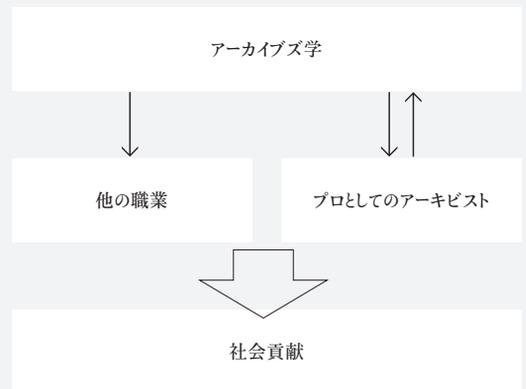


図1 — 多様なアーカイブズ学のイメージ

- 1 — この講演は2012年10月20日(土)に開催された、入試説明会に伴う講演会「働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — 在学生・修了生の声」の記録である。2009年度に博士前期課程を修了。
- 2 — 森本氏はその後、アーカイブズ学専攻の初代助教として2009年度—2012年度の期間、本専攻に在職されました。
- 3 — 史料館所蔵史料目録第78集(国文学研究資料館史料館, 2004年3月)
- 4 — 国立公文書館の各種研修ページ: <http://www.archives.go.jp/about/activity/conference.html>
- 5 — 例えば、2008年10月、外国招聘研究者として約1週間滞在されたDavid Gracy先生(テキサス大学オースチン校情報学アーカイブズ学教授)などの先生方と交流できました。

# 3

[報告 | report]

## 日本における民間資料の現状とこれからの課題<sup>[1]</sup>

Private Archives in Japanese Communities : Past, Present, and Future Challenges

青木祐一 | Yuichi Aoki

### 1 ―― はじめに：本報告の目的

本報告では、日本の被支配身分の人々が残した記録である民間資料(private archives)が、どうやって現在まで伝わり、未来へ残すためにどのような努力がされているのかを紹介する。民間資料は、現在の日本では公的な保護の対象外にある。これらをどのように後世に伝えていったら良いのか?これが本報告の目的である。

本報告では、以下の4点について述べたい。

- ①日本の共同体や民間社会における文書の作成・保存
- ②民間資料の保存の歴史と地方アーカイブズの現状
- ③民間資料の調査・保存に関する最近の新たな取り組み
- ④これから民間資料を保存・活用していくための道筋

### 2 ―― 背景：江戸時代の文書の作成・保存

江戸時代(17世紀-19世紀後半)の日本の特質のひとつとして、爆発的に文書量が増加したことが挙げられる。その理由として、以下の3点が指摘されている<sup>[2]</sup>。

- ①官僚制的な統治機構が整備され、文書による執務が行われたこと
- ②文書による被支配身分の統治が行われたこと
- ③経済活動の活発化に伴って文書が増加したこと

江戸時代の幕藩制国家は、被支配身分の共同体(村と町)を通じて人民を支配した。これらの共同体は全国に数万あったといわれる。国家から共同体へは文書によって法律や命令が伝えられ、共同体の側も文書によって回答や請願を行った。租税の徴収も文書に基づいて行われた。したがって、国家だけでなく、被支配身分の側も文書を作成し、支配者側と意思疎通を行った。文書は支配者側からすれば統治の手段であり、被支配者側からすれば自らの地位や権利を主張し、保証する源泉であった。つまり、「文書による支配」と「文書による保証」の双方が確立していたのである。

共同体が作成し、保存した文書の内容は、①支配と徴税に関わるもの、②共同体の権利に関わるもの、③共同体の運営に関わるもの、に大別される。これらの被支配身分の文書は、国家の設ける役所とは別に、共同体の役人の家に保管される場合と、共同体の共有施設に保管される場合があった。以下に2つの事例を紹介する。

ある村では、村役人が自分の家で文書を作成・保管し、役人が交代する際に文書を引き渡す方式をとっていた。しかし、管理する文書量が増えたため、1813年に村共有の書庫をつくり、当面使わなくなった文書を保存した。村人たちは村の文書をとても大切なものと考え、その書庫を「宝の蔵」と呼んでいた[3]。

またある都市では、町人の代表者が交代で行政を行っていたが、その執務場所に1757年に書庫をつくり、当面使わない文書を保存した。これらの文書は都市行政上の重要な情報であり、国家に請願をする際の証拠書類としても用いられた[4]。つまり、文書は共同体の機能を維持し、権利を守るものとして認識されていたのである。

このように江戸時代には、共同体ごとに文書が作成され、保存されていた。どちらの事例でも、文書は内容や使用頻度によって分類され、管理のための文書目録が作成された上で、年に一度は点検作業が行われていた。

また、経済活動が活発になると、商人が契約文書や取引の文書を作成するようになった。江戸時代は、個人が記録を残す文化が庶民にまで浸透した時代と言える。以上のように江戸時代の日本では、被支配身分の作成・授受した文書や記録が、共同体や個人の家などの民間社会(共同体)に大量に残されたのである。

### 3 — 民間資料の保存の歴史と 地方アーカイブズの現状

明治維新(1868年)後、ほとんどの文書は公的な組織に引き継がれることなく、そのまま共同体や個人の家に残された。これらの文書は、「古文書」や「私文書」(old records/personal papers)として、政府が作成・管理する公文書(public records)とは区別された。共同体や個人の家に残された多くの文書は、廃棄・散逸の危機にさらされ続けた。特に第二次世界大戦時の空襲に伴う文書の焼失被害は、一説には250万点にのぼると試算もある。また、敗戦(1945年)後の社会的混乱や1970年代の高度経済成長といった社会変動に伴い、数知れない文書が歴史的な資料としての価値を見いだされないまま廃棄されていった。

これら民間資料の価値が見直されたのは敗戦後のことである。1940年代後半には国の事業として民間資料の所在調査が行われ、その結果として、1951年に国立の「史料館」が設立された。しかし、これだけでは日本中に散在する民間

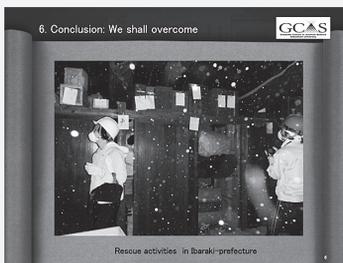
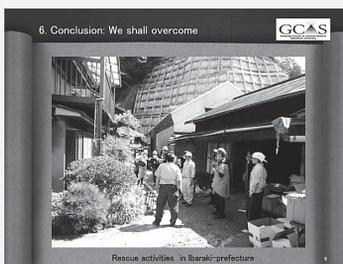
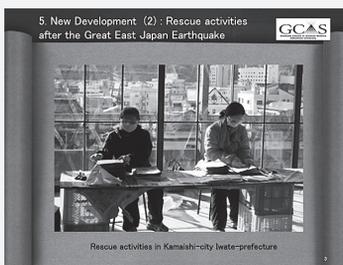
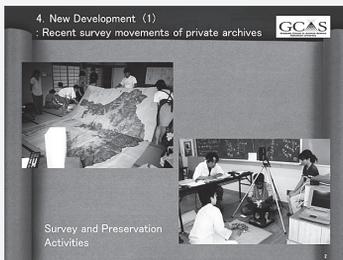
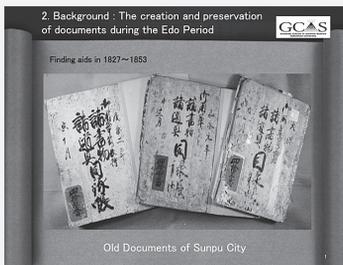


資料をカバーするにはとうてい不十分な体制であった。

一方、地方では1959年の山口県立文書館を最初として、地方のアーカイブズ機関が設立されるようになった。また、各地で実施された自治体の歴史編さん事業も、民間資料の調査を促進する大きな原動力となった。しかしその反面、こうした自治体の歴史編さん事業が、地方アーカイブズの設立や民間資料の保存体制を確立する方向には必ずしも結びついてはいかなかったのである。

現在日本の地方アーカイブズは、県レベルで32(47都道府県中)、市町村レベルでは28(1,742自治体中)しかない(2012年9月現在)。日本におけるアーカイブズ機関は、数も少なく、その法的位置づけの脆弱さから、活動人員や予算を非常に制限されている。また、収蔵施設はどれも余裕がなく、多くは新規に資料を受け入れることができない状態にある。

したがって、多くの民間資料が現在でも共同体や個人の家に残されたままであり、公的な保護を十分に受けられない状況にある。こうした状況の下、これまで歴史研究者を中心とするグループが、民間資料の散逸を防ぐために、調査・保存活動を地道に行ってきた。しかし、その活動の道のりは多くの困難を伴うものであった。



#### 4 ——— 新たな展開1： 近年の民間資料の調査活動

近年、大学や研究者、市民や自治体が連携する形で、民間資料の調査・保存活動を行う事例が全国各地で発生している。以下に報告者が参加した2つの活動の事例を紹介する。

ひとつめの事例は、愛媛県宇和島市で行われているものである。宇和島市は四国の南西部に位置する海辺の町であり、文書が保存されている地区は漁村である。この村の役人であった家の文書を、大学のゼミと研究者らが共同で調査・整理し、その活動を地元の人々が支援する形で、20年以上も継続してきた[5]。文書の内容は、江戸時代の漁村文書、明治以降の村長文書、地主・網元の経営文書、家族に関する個人的な文書と多岐に亘る。こうした1万数千点にのぼる文書を、年に数回行う活動によって整理してきた。その成果として、文書は地域の公民館で保存され、現在は市の文化財となっている。

もうひとつの事例は、ここに居られる安藤正人教授を中心として続けられてきた熊本県天草市における活動である[6]。こちらの場合は、市内に残された様々な文書を調査・整理する形をとっている。文書の内容は、村役人や大地主、交易で財を成した豪商の文書など多彩である。市内に大学や研究機関をもたず、アーカイブズの専門家がいない地域で、東京をはじめとする全国各地から研究者や専門家が集まり、民間資料の調査と保存に当たっている。こちらもトータルで20年以上継続している活動である。当初は研究者の有志による活動であったものが、現在では市立天草アーカイブズの事業の一環として位置づけられている。

これらの調査では、アーカイブズ学的な調査手法が採用されている。また、「資料の現地保存」の原則をとり、研究者のための調査活動ではなく「地域のための調査活動」という理念が唱われている。つまり、最近の活動の特徴は、研究者が自らの研究ために行う調査ではなく、地域で資料を適切に保存してもらうという目的をもった、啓発的な活動という点にある。これらの活動によって、所蔵者や地域の人々に民間資料の大切さを認識してもらい、自分たちで資料を守り、次世代へ伝える意識を育てようという意図が込められているのである。

一方で、これら民間レベルでの活動と公的機関との連携が必ずしもうまくいっているとは限らない。例えば、これらの活

動に公的な資金が投入されることはまれであり、多くはボランティア的活動を強いられている。また、活動の成果として、民間資料が地方のアーカイブズ機関に受け入れられる機会もほとんどない。その点で、日本の民間資料は常に危機に瀕しているのであり、それを支えているのが、学生や研究者、地域の人々などの、「熱意ある市民」なのである。

## 5 ——— 新たな展開 2:

### 東日本大震災における資料救出活動

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災では多くの建物が倒壊し、歴史的な資料もその下敷きとなった。これらの資料を救出する活動をきっかけとして、恒常的に歴史資料の被災にそなえる民間組織、「歴史資料ネットワーク」が神戸の大学を中心に設立された。また、その後に発生した地震や水害などをきっかけとして、いくつかの県で歴史資料の被災に備える民間組織が設立された。2011年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、これら各地の民間組織が公的機関や他のボランティアを巻き込む形で歴史資料の救出活動を行い、大きな成果を上げている。

今回の震災で最も大きな被害をもたらしたのは津波である。津波によって多くの犠牲者を出したと共に、歴史資料や文化財の多くが流失、浸水した。しかし、被災資料は津波で直接流失・浸水したものだけではない。倒壊した建物に保管されていたもの、震災の影響で取り壊される建物から搬出しなければならないものまでもが含まれる。報告者自身は、岩手県で津波で浸水した文書の搬出・乾燥作業と、茨城県で取り壊される建物から文書運び出して整理する作業の2つに参加している<sup>[7]</sup>。

日本では現在、二度の大震災の経験を踏まえ、すでに次の災害へ備えるネットワーク作りが始まっている。また、震災の経験と記憶を、証言や記録の形で残すところも始められている。今回の震災で、「歴史資料ネットワーク」のような民間組織の存在が欠かせないことが明らかとなった。その一方、これら民間組織の活動と公的機関との連携体制をどのように築いていくのか、救出した資料を今後どこでどうやって保存していくのか、といった大きな課題を抱えている。

## 6 ——— おわりに：問題克服のために

日本に歴史的な資料を広く保護するための基本的な法

律は存在しない。2010年によく制定された「公文書管理法」(Public Records Management Act)の対象は、あくまでも「公文書」に限定され、民間資料はまったく法律の保護の対象外である。したがって、民間資料の保存については、法律や制度ではなく、「善意」や「熱意」に頼っているというのが現状である。

アーカイブズの機能には、組織記録としての公文書だけではなく、市民の生活記録としての民間資料を収集・保存するという役割がある。その際にポイントとなるのは、資料を守り、次世代へ伝えていく人材をどのように育てていくのかという問題である。

克服すべき課題は、人員、保存方法や保存場所、資料へのアクセスの問題など多くあるが、最大の問題は活動を担う人材と資料を保存する場所の確保である。民間資料の保存は、公的機関と研究者、地域の人々が一体となって進めていくべき問題である。そのためには、資料を守り続ける意識をもった市民を育てていく必要がある。そして、資料保存に目覚めた「熱意ある市民」が、その必要性を積極的に行政へ働きかけていかなければならないのである。

1 ——— 本稿は、2012年12月14日にベトナム国立大学ハノイ校で開催された国際シンポジウム“Managing and Strengthening the Quality of Community Generated Archives”における報告である。当日英語で発表したものを日本語に翻訳した。

2 ——— 大藤修「近世文書論序説(上):近世文書の特質とその歴史的背景についての素描」、『史料館研究紀要』第22号、1991年、24-39頁

3 ——— 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について:信州高島領乙事村の事例から」、『記録と史料』2号、1991年、52-65頁

4 ——— 青木祐一「近世都市における文書管理について:「駿府町会所文書」を中心に」、『千葉史学』第39号、2001年、8-25頁

5 ——— 田中家文書調査会(代表:菅原憲二・千葉大学教授)による活動。安藤正人「草の根文書館の思想」、岩田書院、1998年、43-51頁、ほか。

6 ——— 天草史料調査会(代表:安藤正人・国文学研究資料館教授、当時)による活動。現在は、天草市立天草アーカイブズの夏期史料調査事業として位置付けられている。

7 ——— 岩手県釜石市役所津波被災行政文書復旧作業(代表:青木睦・国文学研究資料館准教授)および、茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク準備会(茨城史料ネット)の活動。

# 4

[報告 | report]

## 消失から救われた記録

私宅に保管されていた戦時期村役場文書とその利用へと至る道<sup>[1]</sup>

Saved from Destruction: The Path to Utilization of Wartime Village Records Kept in Private Custody

橋本陽 | Yo Hashimoto

本報告では、日本におけるアーカイブズ調査の一事例を紹介する。対象とするアーカイブズ資料は「西邑仁平旧蔵大郷村文書」(以下、西邑文書)である。この資料の大半は戦時期の村役場文書からなる<sup>[2]</sup>。西邑文書の元の所蔵者である西邑仁平氏は、およそ60年間、この記録を自宅に隠していた。2012年、アーカイブズ学専攻は、この資料の整理を完了した。その中で、二つの問題に直面した。まず、編成と記述にあたって、この資料のもつ公文書と私文書の性質にまず注意を払わなければならなかった。なぜなら、西邑文書は村役場から「盗まれ」て個人宅に持ち込まれ、保管された記録であるためである。次に、この資料はアーカイブズ学に関する専門性をもたない博物館施設に収蔵されているため、整理と保存にあたりアイテムレベルの措置が必要になった。これら二つの問題を解決した結果、利用への道は整えられた。

本報告は大きく二つに分かれる。前半は西邑文書の歴史と概要を説明する。これにより上述の問題点が明らかになる。後半は、どのようにその問題に取り組んだかを提示する。

### 1 —— 西邑文書の歴史と概要

1945年、ポツダム宣言受諾の前日、中央省庁は機密文書

の廃棄を開始する。廃棄は町村役場でも行われた。特に中央省庁は陸海軍に関する記録を湮滅するよう町村役場に命令した。当時、各町村役場には兵事係という部署があり、徴兵、動員など村内の陸海軍業務に関する仕事を担当した。ポツダム宣言受諾後、兵事係は文書焼却の命令を受ける。その対象は元々動員に関する記録に限られていたが、多くの兵事係はすべての記録を焼却した。その理由は町村役場によって焼却の範囲が異なっていたか<sup>[3]</sup>、あるいは敗戦直後の混乱により兵事係が命令を勘違いして捉えてしまったことによる<sup>[4]</sup>。結果的に、兵事係の記録(以下、兵事文書)の大半は残っていない。しかし、数少ないが何人かの兵事係は命令に逆らい、記録を「盗み」、隠匿した。その一人が大郷村で兵事係として勤務していた西邑仁平氏である。

大郷村は1956年の町村合併まで存在した滋賀県北東部の村である。西邑仁平氏は1930年から1945年まで兵事係として大郷村役場で勤務した。1945年8月15日、西邑氏は警察署から電話を受け、一部の重要な記録を署に持参し、その後記録をすべて焼却するよう命ぜられた。西邑氏は焼却を行えば大郷村から出征した人の功績や村人が受けた苦しみが消えてしまうと考え、命令に逆らい記録を「盗む」ことを決意する。警察署に指定された記録を持参した

後、西邑氏は重要度が低いと判断した一部の記録を焼却し、命令を遂行した様子を演出する。そして、その日の深夜を待って、西邑氏は兵事文書を役場から密かにリアカーに積み込み、家に運んだ。それ以降、これらの記録の存在は彼の家族にも知らされなかった。隠匿について処罰を受けることを恐れたためである。実際、西邑氏は死ぬまで隠し通すつもりであった。しかし、2006年、彼が102歳のときに兵事文書はその存在が公表された。ある博物館が大郷村の戦争体験を伝える企画展示を行い、それを見た西邑氏が考えを改めたためである。その博物館は浅井歴史民俗資料館といい、旧大郷村のちかくにかつてあった旧浅井町の区画内に存在する。この兵事文書の公表は、歴史研究者、報道関係者の関心呼び、筆者も報道によりその存在を知ることになった。

2009年に、筆者は修士論文の素材を求め西邑家を訪ねた。西邑仁平氏のご子息である絃氏より資料利用の承諾をいただいたが、閲覧場所の問題もあり、西邑文書は浅井歴史民俗資料館へ寄託されることになった。2011年に修士課程を終え博士課程に進学したが、筆者の指導教官である安藤正人は、西邑文書の将来について浅井歴史民俗資料館及び西邑絃氏と話し合い、その結果、安藤と筆者を含む学生が資料を整理することが決定された。

約60年間西邑宅に保管されていた間、西邑仁平氏は新しい記録と文書を兵事文書に付け加えていた。それらは会計係の記録と仁平氏個人によって書かれた個人文書である。したがって、兵事係と会計係が作成した公文書と西邑氏の個人文書から西邑文書は構成されている。

さて、西邑文書は個人アーカイブズといえるのだろうか。もし答が「否」であれば、この報告は本シンポジウムの趣旨(private archives)に反してしまう(ここに来るべきではありません)。ディプロマティクス(diplomatics)によれば公文書とは作成者が公的機関に所属する、あるいはその権限の下作成された記録であると定義される[5]。西邑文書のほとんどはその一点一点が大郷村役場の公務の記録であり、ディプロマティクスの定義によれば公文書となる。したがって、アイテムレベルの観点からすれば公的な属性がかなり強い。しかし、西邑文書の公務の記録は、いわゆるライフサイクルモデルのような通常の記録管理の過程を経て一般利用に供されるものではない。これらは「盗まれ」、長い間私蔵された記録であり、西邑仁平氏、そしてその存在を息子である絃氏に明かした後は、絃氏の所有物として扱われてきた。その結



果、大郷村役場の記録管理の特質を示す原秩序は完全に消えている。この過程は、西邑文書の役場記録が全体として仁平氏と絃氏の個人管理下にあったことを指し示す。以下でも言及するが、彼らが自身の考え方によって資料を整理した跡がこの資料群には見いだされる。つまり、個々は公文書である役場記録からなるこの資料群の内的構造は消失した上に、そこに個人が管理した要素が多く入り込んでいるのである。したがって、個別の記録の集合体であるアーカイブズという観点からは、西邑文書は私的な性質が多く含まれると言えよう。

## 2 — 西邑文書の整理

西邑文書の整理にあたり、二つの問題に対峙することになった。一つは原秩序の喪失であり、もう一つは資料が寄託される浅井歴史民俗資料館の管理・保存体制である。

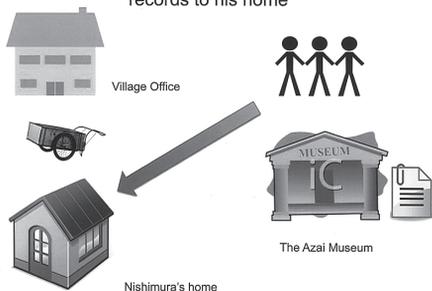
ヘザー・マクニールが明らかにしたように、アーカイブズ資料とその管理権限を持つ主体の関係が変化するにつれて、原秩序は変化し続ける。マクニールはこの流動性を「アーカイブズ変動性(Archivalterity)」と定義した[6]。この現象は西邑文書にも見受けられる。というのも、少なくとも二回、その構

## The records were destroyed...

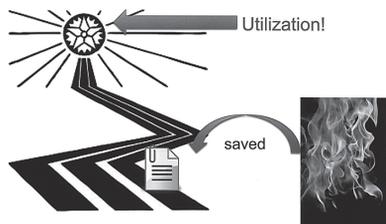
- The central government ministries and agencies.
- Village offices  
Soldiers' Affairs Section (SAS)



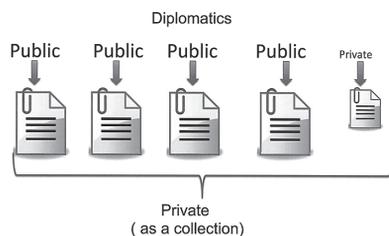
Nihe Nishimura disobeyed the order and took the records to his home



Conclusion: How should archivists of Japan pave the path to utilization?



Is this collection private or public (official)? Should not I have come here?



造が変化しているからだ。大郷村役場から西邑氏宅へ運ばれたとき、その文書が公表されて以後、の二度である。

大郷村役場兵事係には固有の記録管理の体系があった。1945年以前については、大きく二つの体系が見いだされる。一つは通常業務、もう一つは戦時動員時の特別業務である。戦時動員とは、戦争のために兵と物資を召集する行為を指す。動員に関する記録は、機密文書であったために動員業務に関与した者もしくはそれを検閲する者しか中身を読むことができなかった。したがって、こういった記録はその他通常業務の書類とは別にして、鍵付きの木箱の中に保管されていた[7]。

構造の変化の一つ目は、敗戦時に大郷村役場の兵事文書が西邑氏宅に移されたときから資料が公表される2006年までに生じたものである。役場に管理されていたときの原秩序は、リアカーに記録が積まれたときに消失している。また、仁平氏が記録を整理したと考えられる跡がいくつかある。例えば、西邑文書の中には、別々であった単独の書類が紐で括られているものや、資料が公表される年代より以前のチラシで包んだものがあり、そのチラシにはタイトルが付されている。こういった処置は、資料と仁平氏の関係を示唆するものである。

二つ目の変化は2006年から2009年にあった。西邑絃氏は資料が公表されその存在を知った後、資料閲覧及び利用の要望に答えるため、自身で資料を渉猟する必要があった。この過程で資料は絃氏の手によって整理された。例えば元々は別々の書類が収納されたプラスチックのフォルダーがその跡である。したがって、資料の内的構造はより私的な属性を付与されたこととなる。

整理完了後の管理・保存体制にも注意を払う必要があった。2009年に西邑文書の寄託を受けた浅井歴史民俗資料館は、そもそも博物館である。戦国大名であった浅井家に関する資料の展示や地元の昔の暮らしを伝える民具を専門に取り扱う機関であり[8]、近代役場文書を管理することなどはその指命から外れている。その上、職員は学芸員でありアーキビストではない。すなわち、近代文書などのアーカイブズ資料の管理、閲覧対応や保存及び修復は、この機関の専門外であった。

西邑文書を整理するに際し、整理担当者は一つの方針を立てた。それは、大郷村役場内で管理されていた文書の原秩序を再構築することである。大郷村役場にあった各原課並びに各課にあった記録管理の様式に応じて、西邑文書

は編成された。無論、この方法論には一定の限界があった。編成には、当時の村役場の記録管理に関する法規を基礎にして推定した理念上の構成を反映させており、実際のその有り様は不明のまま適応させることが不可能であったためである。また、元来は別々の書類であったが、西邑絃氏によってプラスチックフォルダーなどにまとめられていた文書は元の状況に関する情報が乏しいためその復元は困難であったことから、その現状を維持した。このように施された編成と記述によって、西邑文書の二つの側面が表されることになった。公文書と私文書、二つの性質である。理念としてはあるが役場の管理、その後の私宅における管理という両者の有り様を提示することに成功したのである。また、フォルダーにまとめられていた書類を記述する際には、アイテムレベルのリストを作成した。この処置は非常に時間と労力を要する作業であったが、必要な行程であると判断した。西邑文書を保管する浅井歴史民俗資料館の職員が、今まで扱ったことのないアーカイブズのレファレンス業務を円滑に遂行できるようにするためには、閲覧者が可能な限り自分で研究対象とする資料を発見できる環境を整える必要があったのである。同じ理由から、アイテムレベルに至るほとんどの資料にラベルを貼付した。申請された資料の同定を容易にするためである。また、中性紙箱・封筒への収納、簿冊用の保存容器の作成、ステープラーの除去、その後の糸綴じに至るまで一通りの保存措置を施した。これもまた時間、労力ともに要したが、アーカイブズの管理を専門としない機関における保存を念頭にいたっての処置であった。以上のような徹底した作業を通じて、西邑文書の特質を捉えた目録が作成されるとともに、その利用の環境は整えられた。

### 3 —— 結論

上で述べたように、西邑仁平氏は役場の記録を「盗んだ」役人であった。彼は確かに当時の法規を犯したかもしれない。しかし、仁平氏の行為がなければ、大郷村役場の記録はひとつも残らなかったであろう。なぜなら、兵事係と会計係の記録以外は今のところ見つからないからだ。言うなれば、仁平氏は記録を「盗んだ」のではなく消失より「救った」のである。その結果、大郷村役場の記録は私宅で保管され、公文書と私文書の境界線は非常に曖昧になった。これに対処するため、目録はこの二つの側面を伝えるように作成され、またそのアイテムレベルに至る詳細な記述によって、西

邑文書はアーカイブズ以外の資料を取り扱ってきた機関において管理が容易になった[9]。

日本では、特に地方において顕著であるが、アーカイブズを専門的に扱う機関が質量ともに不十分である。たとえ貴重な資料が見つかり適切に処理されたとしても、アーカイブズのための機関で保管することは困難である。西邑文書は、アーキビストが資料を整理し、その後、アーカイブズではなく博物館において管理される資料群である。この文書群の整理のために構築された方法論は、日本国内に多数存在すると推察される同様の状況下にある資料群が抱える問題を解決するための一つの参考材料となろう。

1 —— 本稿は、2012年12月14日にベトナム国立大学ハノイ校で開催された国際シンポジウム“Managing and Strengthening the Quality of Community Generated Archives”における報告である。当日英語で発表したものを日本語に翻訳した。15分程度の口頭による短い報告であったため、本稿が多少口語調であること、説明に不十分な点があることにご留意いただきたい。

2 —— 西邑文書の大半を占める「大郷村役場文書」については、拙稿「町村役場における兵事係の記録管理 —— 大郷村兵事係を事例として」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第1号、2012年3月、22-42頁、を参照のこと。

3 —— 山本和重「解説」、『上越市史 別編7 兵事資料』、上越市史編さん委員会編、上越市、9頁

4 —— 黒田俊雄編「村と戦争 兵事係の証言」、桂書房、1988年、90-91頁

5 —— Luciana Duranti, *Diplomatics: New Uses for an Old Science*, Lanham: The Scarecrows Press, Inc., 1998, p.102.

6 —— Heather MacNeil, 'Archivalterity: Rethinking Original Order', *Archivaria*, number 66, 2008, p. 14.

7 —— 武富登巳男編「十五年戦争極秘資料集第24集 久留米師団召集徴発雇用書類」、不二出版、1990年、6-7頁

8 —— 浅井歴史民俗資料館のURLは、<http://www.city.nagahama.shiga.jp/section/azairekimin/> (2013-09-28アクセス)

9 —— 目録は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻編「西邑仁平旧蔵大郷村文書目録」、浅井歴史民俗資料館、2012年、として出版され、滋賀県内の諸機関に配布された。

# 5

[報告 | report]

## 放送番組関連資料のアーカイブズ

『中学生日記』資料を事例に

The Archives of Broadcasting Programs: The Example of *Chugakusei Nikki*

宮川大介 + 田代匠子 | Daisuke Miyagawa, Shoko Tashiro

はじめに

放送番組のアーカイブズと言えば通常は、放送番組の映像・音声記録の収集・保存が連想される。しかし、番組の制作過程においては、企画書や提案票、さらには広報用の文書など、さまざまな記録が生み出される。映像・音声記録だけが放送番組の記録ではないことは案外、知られていないようである。

NHK放送文化研究所では、映像・音声以外の記録も歴史的・文化的な資料として広く研究や教育に活用できるのではないかと考え、NHKが保有する文書を中心とした番組関連資料をデジタルアーカイブ化する「放送文化アーカイブ」の構築を進めている（\*次頁図参照）。この活動の中で2012年3月に放送を終了した番組『中学生日記』の「関連資料」の存在を知り、保存・整理活動を開始した。その活動内容を紹介するとともに、「番組関連資料」の可能性を考察する。

### 1 —— 『中学生日記』とは

『中学生日記』は1972年4月からNHK名古屋放送局が

制作、全国に放送してきた長寿番組である。その前身、『中学生次郎』から数えると歴史は実に50年に及ぶ。

『中学生日記』は、出演者を名古屋市内の現役の中学生から公募、オーディションし、その中学生からテーマとなる話を取材したり、アンケートをとったりしていた。こうした独特の手法は、「受験」や「非行」、「いじめ」など、その時代の子どもや社会の変化を反映してきた。番組の歴史は、戦後の教育史研究の材料ともなり得るのである。

名古屋放送局の制作部局にある『中学生日記』担当班のキャビネットには、長年にわたる番組関連の資料が雑然と保管されていた。番組終了直後から制作担当者と打ち合わせを行い、2012年8月、資料を移管した。

### 2 —— 資料の概要

資料は、大きく分類すると、①台本(1281話分)、②映像美術(447点)、③制作(1329点)、④その他業務(447点)、⑤同録映像関連(922点)、⑥広報関連(1120点)、⑦書籍・DVDブック(66点)、⑧物品(9点)、⑨研究論文・記事(72点)、⑩オーラルヒストリー(3点)、に分けられる。このうち例えば、「②映像美術」は道具帳と呼ばれるスタジオセットの見取り図や平面

図、建て込み写真など美術に関する資料、「③制作」は番組制作に直接関連する資料で、企画会議のメモや提案票などが含まれている。「④その他業務」は名古屋放送局内の業務に関わる書類で伝票処理に関することや、規約などを含む。また、「⑤同録映像関連」というのは同時録画の略称で、資料用として放送を録画したVHSテープである。「⑩オーラルヒストリー」は、主に70年代～90年代前半に番組担当をしていたディレクターと脚本家から、筆者らがインタビューを行って収集したものである。

### 3 — 資料の利活用に向けて

放送番組の映像・音声ではなく、番組に関連する各種の資料を、アーカイブ化することには、どのようなメリットがあるだろうか。

#### ①番組制作のプロセスを研究することが可能となる。

番組と関連する資料にアクセスが可能になると、番組の内容自体についての研究はもとより、制作過程についての研究もできる。たとえば台本に書き込まれた照明の配置を記したメモや、小道具に関する記述、編成の記録、撮影のスケジュール、提案票などから、その番組がどのような制作過程を経て、制作され、放送されたのかを、辿ることができる。

#### ②放送活動の持つ意義・意味を伝える記録になる。

番組制作の意図やその背景が記された企画提案票、関係者によるオーラルヒストリー、視聴者の反響を示す広報資料などを読み解くことによって、番組が社会において、どのように認識され、存在していたかを明らかにすることができる。当時の中学生や保護者、教育関係者などに、どのような影響を与えたかなど、時代の変遷とともに、社会的、歴史的な記憶を検証することができる。

#### ③デジタルアーカイブによって、より大きなコンテンツとつながることができる。

資料を、デジタルアーカイブとして整備していけば、直接関連しない多様なデータ資料と容易に関連づけられ、統合的に検索することができる。『中学生日記』以外の番組や、研究論文、世論調査データ、書籍など、さまざまな関連の資料と共に、相互活用を効果的に広げることが可能になる。

番組関連資料をアーカイブ化する作業は、参考とすべき前例がないうえに、資料自体、意識的に整理、保存されたものではなかったため、そのコンテキストを読み解くのに苦労した。現在も作業は進行中であるが、作業過程において起

## 放送関連資料

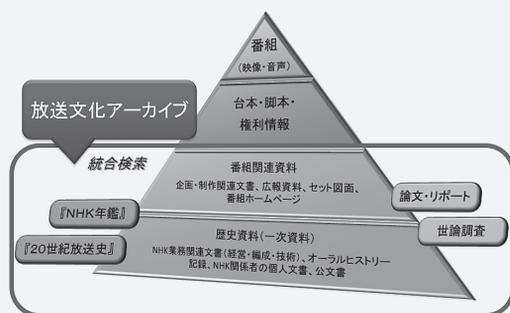


図 — 「放送文化アーカイブ」モデル

る、評価と選別の仕方、編成と記述方法、保存に関わる問題や様々な課題の解決に、本大学院のアーカイブズ専攻で学んだ、理論と実践的知識を大いに活用している。

### 4 — 課題と展望

番組制作資料にとって最優先の課題は、収集体制の構築である。『中学生日記』は、資料が残されていた稀なケースであったが、年代によって資料の質、量が大きく異なる。神奈川県立公文書館や天草市立天草アーカイブズのように、公文書では非現用文書の保存システムの構築が各地で進められている。放送現場においても組織全体を通じた統一フォーマットによる保存体制の構築が必要である。アーカイブズを体系的に継続して活用していくためには受動的なアーカイブ化だけでなく、能動的に資料の収集活動を進めていくことも考えなくてはならない。

また、活用形態を事前に検討しておくことも重要である。番組の予算額や編成方針案など、公開に上層部の判断が必要となる文書、さらに履歴書など個人情報を記載した文書もあり、慎重な対応が必要である。

さらに他のアーカイブズとの連携も検討している。同じように関連資料を保有している「NHK放送博物館」、「民間放送」、「新聞協会」などとの連携が考えられる。

以上のように、番組関連資料は通常の文書系アーカイブズとは性格を異にするところがあり、その保存・活用には検討しなければならない問題も多いが、その番組の制作過程を後世に残すためには、完成品である番組とともに保存しておくべき貴重な記録である。

# 6

## 2012-2013年度 自主ゼミ活動報告

The GCAS Voluntary Workshop in 2012-2013

[報告 | report]

橋本陽 | Yo Hashimoto

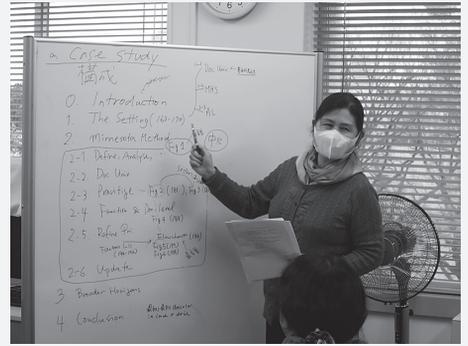
本報告は、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻に所属する大学院生並びに修了生ら有志が定期的に関いている自主勉強会について言及するものである。参加者はこの勉強会を「サブゼミ」と呼び、2012年の7月から中断を挟みながらも一年間継続してきた。本専攻に関わった者たちによる活動の一種のドキュメンテーションとして、アーカイブズ学の名を冠する本研究年報においてその概要を報告する。

活動のきっかけは、2012年6月、ブリティッシュ・コロンビア大学のLuciana Duranti先生が日本を訪れ、本専攻のために二度の特別講義を行っていただいたことである。この準備のために、来日前より学生は自主的に勉強会を開催し、Duranti先生の論考に目を通した。先生が帰国された後、この勉強会の枠組みを継続してはどうかという提案が参加者より出され、主に英語で著述されたアーカイブズ学の論文を読むための場が作られた。これがサブゼミ発足の背景である[1]。

サブゼミは表を見れば分かるように、これまで計24回開かれている(2013年9月19日現在)。1回から9回までは、参加者の中で報告を担当する者がテーマや文献を設定していた。そのため、サブゼミに統一的な学習テーマはなかった。

10回目は長い中断を挟んで久しぶりの開催となった

が、この回から17回まではこれまでとは異なり、参加者が同一のテーマについて学ぶ場とした。選んだテーマは、macroappraisalである。これは、カナダの国立公文書館であるLibrary and Archives Canada(LAC)において中央省庁の文書の評価選別のために用いられる方法論である[2]。このテーマを選択したのには二つの理由がある。一つは本専攻のカリキュラムにある。本専攻はアーカイブズ学に関係する様々な分野の知識を包括的に学生に伝えるようにカリキュラムを構築している。しかし、評価選別については基礎的な事項について触れられるに留まっており、より深い知識の習得には自主的な努力が欠かせない。理由のもう一つは実務を経験する機会の乏しさにある。評価選別は、実務を遂行するアーカイブズ機関に所属して初めて実践し、経験を深めることができる。こういった機関にいつ身を置けるようになるかはわからないが、知識だけでも蓄えておくことは無駄にはならないだろう。また、macroappraisalはカナダで考案された後、オーストラリアやヨーロッパの幾つかの国に影響を与えており、評価選別の方法論として世界的に注目を受けている。したがって、サブゼミのテーマに据えるのに適切であると判断した。加えて、文献としてもうってつけのものがあった。それは*Archival Science* Volume 5. Issue 2-4である[3]。こ



に macroappraisal が特集のテーマに掲げられていた。さらには、カナダばかりではなく、ドイツ、オーストラリア、オランダなどが macroappraisal の成果をどのように取り上げたかについての論考があり、異なる環境にあって macroappraisal がどのように活かされたかについて学ぶことができる。参加者は各自これらの論考を読み、サブゼミの場で発表した。ただし、15回は報告者の関心が企業記録にあったため、地域にある企業資料の評価と収集指針を定めた Minnesota method について述べた論考が取り扱われた。16回も同じく macroappraisal を取り扱わなかった。「メタサブゼミ」と称し、参加者が各自英語文献を読むにあたり感じている難しさや、読解の方法論といった課題を持ちより議論した。最後の17回には、macroappraisal という共通テーマのもとで進めてきた諸報告の総括を行った。

その後は、参加者の間で協議する時間もなかったため、8回目までと同様に各自が興味関心をもつテーマを報告していく形式に戻った。しかし、「自分自身に関心のあることは、ほっておいてもやる。皆で集まってやるからには、自分に関係はないがアーカイブズ学では必須の分野をテーマに据えたほうがいい」という声が集まった。今後は電子記録の長期保存についてサブゼミの場で学習していく予定であ

る。参加者がこのサブゼミから何かしらの成果を得て、自身の研究あるいは実務に活かしていくことを期待しつつ、これからは学生および修士生らが自主的に集まって研究する場を継続させていきたい。

1 — 「ルチアナ・デュランチ教授をお迎えて — Dチームよりの報告」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 2、2013年、98-103頁

2 — macroappraisal に関する具体的な記述については、以下の URL を参照のこと。http://www.collectionscanada.gc.ca/government/disposition/007007-1034-e.html (2013年9月19日確認)

3 — *Archival Science* vol. 5. iss. 2-4, 2005.

4 — 入手先は、http://www.businessarchivescouncil.org.uk/materials/national\_strategy\_for\_business\_archives.pdf、(2013年9月19日確認)。後に中臺綾子「日本におけるビジネスアーカイブズ戦略構築を目指して：『ビジネスアーカイブズに関する全国的戦略(イングランドおよびウェールズ版)』試訳」、「レコード・マネジメント」No. 64、2013年、33-48頁として掲載。

表 — サブゼミ開催日程 (2012年7月-2013年9月)

回数	開催日	担当者	報告テーマ・文献
1	2012年7月14日[土]	橋本陽	Peter Horseman, 'The Last Dance of the Phoenix, or the De-Discovery of the Archival Fonds,' <i>Archivaria</i> , vol. 54, 2002, pp. 1-23.
2	2012年7月21日[土]	平野泉	Frank Upward, 'Structuring the Records Continuum,' appeared in two parts in <i>Archives and Manuscripts</i> : Part One (Postcustodial Principles and Properties) in vol. 24, no. 2, 1996, pp. 268-285, and Part Two (Structuration Theory and Recordkeeping) in vol. 25, no. 1, 1997, pp. 10-35.
3	2012年7月28日[土]	橋本陽	Chris Hurley, 'Parallel Provenance,' appeared in two parts in <i>Archives and Manuscripts</i> : Part 1 (What, If Anything, Is Archival Description?) in vol.33, no.1, 2005, pp.110-145, and Part 2 (When Something is Not Related to Everything Else) in vol.33, no.2, 2005, pp.52-91.
4	2012年8月4日[土]	澤田幸一	Elizabeth Yakel and Deborah A. Torres, 'AI: Archival Intelligence and User? Expertise,' <i>American Archivist</i> , vol. 66, 2003, pp. 51-78.
5	2012年9月1日[土]	齋藤歩	建築記録 (architectural records) の編成と記述について
6	2012年9月1日[土]	蓮沼素子	青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年、243-293頁
7	2012年9月22日[土]	中臺綾子	<i>National strategy for Business Archives (England &amp; Wales)</i> , 2009の試訳[4]
8	2012年9月29日[土]	青木祐一	(8-9回はベトナム国立大学ハノイ校での国際シンポジウム発表に向けての予行演習) Private Archives in Japanese Communities: Past, Present and Future Challenges
9	2012年9月29日[土]	橋本陽	Saved from Destruction: The Path to Utilization of Wartime Village Records Kept in Private Custody
10	2013年1月19日[土]	元ナミ	Robert Kretzschmar, 'Archival Appraisal in Germany: A Decade of Theory, Strategies, and Practices,' <i>Archival Science</i> , vol. 5, iss. 2-4, 2005, pp. 219-238.
11	2013年1月31日[木]	橋本陽	Brian P. Beaven, "But am I Getting My Records?" Squaring the Circle with Terms and Conditions Expressed in Relation to Function and Activity,' <i>Archival Science</i> , vol. 5, iss. 2-4, 2005, pp. 315-341.
12	2013年2月5日[火]	平野泉	Terry Cook, 'Macroappraisal in Theory and Practice: Origins, Characteristics, and Implementation in Canada, 1950-2000,' <i>Archival Science</i> , vol. 5, iss. 2-4, 2005, pp. 101-161.
13	2013年2月27日[水]	蓮沼素子	Kerry Badgley and Claude Meunier, 'Macroappraisal, the Next Frontier: An Approach for Appraising Large and Complex Government Institutions,' <i>Archival Science</i> , vol. 5, iss. 2-4, 2005, pp. 261-283.
14	2013年3月14日[木]	齋藤歩	Adrian Cunningham and Robyn Oswald, 'Some Functions are More Equal than Others: The Development of a Macroappraisal Strategy for the National Archives of Australia,' <i>Archival Science</i> , vol. 5, iss. 2-4, 2005, pp.163-184
15	2013年3月28日[木]	中臺綾子	Mark A. Green and Todd J. Daniels-Howell, 'Documentation with an Attitude: A Pragmatist's Guide to the Selection and Acquisition of Modern Business Records,' <i>The Records of American Business</i> , Society of American Archivists, 1997, pp. 161-229.
16	2013年3月30日[土]		メタサブゼミ
17	2013年4月4日[木]		macroappraisal についての総括
18	2013年4月26日[金]	橋本陽	Jennifer Meehan, 'Rethinking Original Order and Personal Records,' <i>Archivaria</i> , number 70, 2010, pp. 27-44.
19	2013年5月8日[水]	渡邊美喜	Antje B. Lemke; Deirdre C. Stam, "Archives". <i>The Dictionary of Art</i> , vol. 2. Jane Turner ed., Macmillan, Grove's Dictionaries, 1996, pp. 363-372.
20	2013年5月22日[水]	齋藤柳子	The Forgotten Australians and Former Child Migrants と appraisal のワークショップについて
21	2013年6月19日[水]	渡邊美喜	ミュージアム・アーカイブズ・ガイドラインについて
22	2013年7月3日[水]	小池真理子	Christopher Kitching, 'Public Interest or Private Property : in Celebration of Private Archives,' <i>Archives</i> , vol. 30, no. 113, 2005, pp.1-12. 〈第1回〉
23	2013年8月30日[金]	橋本陽	Luciana Duranti, 'The InterPARES Project (2002-2007) : An Overview,' <i>Archivaria</i> , vol. 64, 2007, pp. 113-121.
24	2013年9月19日[木]	小池真理子	Christopher Kitching, 'Public Interest or Private Property : in Celebration of Private Archives,' <i>Archives</i> , vol. 30, no. 113, 2005, pp.1-12. 〈第2回〉

彙報

---

miscellany



紙資料補修実習 [3月5日]



2012年度修了式 [3月20日]



2013年度入学式 [4月8日]



修士論文中間報告会 [6月15日]



入試説明会・講演会 [10月26日]



全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 (全史料協) 全国(東京)大会 [11月14日、15日]

2012年度

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 1月18日 資料保存器材見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 1月19日 授業検討会
- 1月23日 東洋文庫見学(記録史科学研究Ⅲ)
- 2月13日 修士論文口述試験
- 2月21日、22日 大学院入学試験(春期)
- 2月28日 『GCAS Report: 学習院大学大学院人文科学研究科  
アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.2 刊行
- 3月1日 アーカイブズ機関実習検討会
- 3月5日 紙資料補修実習
- 3月20日 修了式

2013年度

- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月13日 新入生懇親茶話会
- 4月27日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 6月8日 博士論文最終報告会
- 6月15日 修士論文中間報告会
- 7月6日、7日 国内研修旅行(宮城県仙台市)
- 7月24日 NHK放送文化研究所見学(アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ)
- 8月4日 入試説明会
- 9月4日 東京修復保存センター見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 9月5日-8日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月21日、22日 大学院入学試験(秋期)
- 10月2日 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入  
(公文書館専門職員養成課程受講生来訪)
- 10月12日 博士論文中間報告会
- 10月26日 入試説明会・講演会「働きながらアーカイブズを学びませんか？」  
(講演者: 土屋昌子、坂口貴弘)
- 11月1日-4日 海外研修旅行(ベトナム・ハノイ)
- 11月14日、15日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協) 全国(東京)大会  
共催・ポスター展示
- 11月16日 修士論文最終報告会
- 11月26日 国立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ)
- 12月25日 横浜開港資料館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)

アーカイブズ学専攻では、毎年、国内研修旅行(1泊2日)と海外研修旅行(3泊4日)を実施している。国内研修旅行は、教職員・学生が原則として全員参加し、都道府県のアーカイブズ機関等を中心に見学するとともに、専攻内の交流を深める場としても位置づけている。海外研修旅行は、アジア諸国のアーカイブズ機関の見学とアーキビスト教育課程をもつ大学との研究交流を目的として、主として各課程1年生を中心に実施している。



東北大学史料館〔7月6日〕



宮城県公文書館〔7月6日〕



仙台市博物館(仙台市史編さん室)〔7月7日〕



東北大学災害科学国際研究所〔7月7日〕

国内研修旅行(宮城県仙台市)

2013年度の国内研修旅行は、宮城県仙台市へ赴いた。参加者は、学生20名、教職員6名の計26名であった。

7月6日

〔午前〕 東北大学史料館

(〒980-8577 仙台市青葉区  
片平2-1-1 東北大学片平キャンパス)

〔午後〕 宮城県公文書館、宮城県図書館

(〒981-3205 仙台市泉区紫山1-1-1)

7月7日

〔午前〕 仙台市博物館(仙台市史編さん室)

(〒980-0862 仙台市青葉区川内26)

〔午後〕 東北大学災害科学国際研究所

(〒980-8579 仙台市青葉区  
川内27-1 東北大学川内南キャンパス)

初日は午前中に東北大学史料館を見学した。まず、大学アーカイブズとしての東北大学史料館の概要についてレクチャーを受けた後、書庫および展示室を見学した。史料館本館は1924年(大正13)に建てられた建物で、東日本大震災で大きな被害を受けた。訪問時は改修工事が完了したばかりで、展示室のリニューアル作業中であったが、震災当時の被害状況をうかがうことができた。

午後は、宮城県公文書館、宮城県図書館を訪問した。公文書館は4月に図書館(1998年3月開館)内に移転したばかりであった。公文書館では館の概況や公文書の移管等についての説明を受けるとともに、閲覧室および書庫の見学をおこなった。図書館では震災関係の資料を収集する「東日本大震災文庫」について説明を受けた。一般に流通する刊行物だけでなく、「復興商店街」にまで出向いて資料収集に努めているという担当者のお話が印象的であった。宮城県は、公文書館・図書館の複合施設とすることで、相乗効果による双方の機能拡充が期待されよう。

2日目午前中の仙台市博物館では、1991年より継続中の仙台市史編さん事業に関する説明を受けた。仙台市は博物館が市史編さん事業を行うという全国的にも珍しい事例であるが、編さん事業の経緯や刊行状況、広報活動や資料収集のあり方と今後の展望について、お話をうかがうことができた。最後に

常設展示を見学した。特に、3月にユネスコの「世界記憶遺産」に登録された「慶長遣欧使節関係資料」の実物を見ることができた。

午後は東北大学災害科学国際研究所(IRIDeS)の人間・社会対応研究部門、歴史資料保存研究分野を訪れ、宮城県歴史資料保全ネットワーク(宮城資料ネット)による、「宮城方式」での資料保全活動の実績についてお話をうかがった。その後、実際に津波をかぶって固着してしまった文書を素材に、竹ペラを使って剥がしたり、水洗いをするなど、被災資料の復旧に関する実践的なレクチャーを受けることができた。

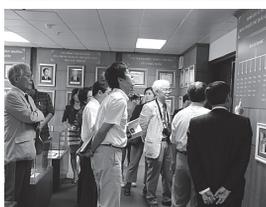
専攻として東日本大震災の被災地域に赴くのは今回が初めてであり、各所で施設や資料の被害とその後の復旧状況について、現場の担当者の方から実際のお話をうかがう機会が得られたのは貴重な経験であった。また、地域内の諸機関連携のあり方等について考える機会ともなった。



被災資料の復旧作業についてのレクチャーと体験



ベトナム国立大学ハノイ校 [11月2日]



国立第一アーカイブズセンター [11月2日]



国立民族学博物館 [11月3日]



文廟 [11月3日]

2013年度は、前年度に学術交流協定を結んだ、ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部との研究交流を軸に計画を策定し、ベトナム・ハノイを訪問した。参加者は、学生9名、教職員6名の計15名であった。

11月1日

[午後] ハノイ着

11月2日

[午前] ベトナム国立大学ハノイ校との  
学生研究交流

[午後] 国立第一アーカイブズセンター

11月3日

[午前] 国立民族学博物館

[午後] 国立歴史博物館、文廟

11月4日

[午前] 成田着

11月2日・午前中に訪問したベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部では、ブー・ティー・フン教授をはじめ、多くの教員・学生のみなさんに温かく出迎えていただいた。そして、恒例の学生研究交流が行われた。当日の報告は、以下の4本である。

[ベトナム国立大学ハノイ校との研究交流]

- 金甫榮(M1)・渡邊健(M1)「学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の紹介」
- 齋藤歩(D1)「“スタンダード・シリーズ”から学ぶ——建築レコードの目録作成に向けた支援ツール」
- Do Thu Hien “An Overall of Electronic Records Studies in Vietnam”
- Vu Dinh Phong “Digitization of Archived Films: Bring out an Urgent Issue”

報告後の討論は大いに議論を呼ぶものとなったが、アーカイブズ学の領域における日越間の問題意識の差異と、抱える課題の共通性が明らかになったであろう。

午後は国立第一アーカイブズセンターを訪問した。ベトナムには4つの国立の歴史

アーカイブズセンターがあるが、第一アーカイブズセンターは王朝期から植民地期の歴史資料を保存している。館長自らのレクチャーを受けた後で、書庫では目玉である「硃本」(ベトナム皇帝が朱筆で自らの意見を記入した文書)のコレクションを見学した。「硃本」は、朱塗りに籠をあしらった立派な容器に収められ、ユネスコの「世界記憶遺産」に登録申請中とのことであった。

11月3日は午前中に、国立民族学博物館を見学した。ベトナムには54の民族が存在し、これら民族の習俗や言語、文化に関する資料を収集・展示している。民族ごとの館内展示、屋外施設展示を見学し、最後にベトナムの伝統芸能「水上人形劇」を見ることができた。

午後は、国立歴史博物館および文廟を見学した。文廟は1070年に建立されたベトナム最古の大学とされ、科挙の合格者を刻んだ石碑は、ユネスコの「世界記憶遺産」に登録されている。文廟は孔子を祀る「孔子廟」であり、民族衣装に身を包んで記念撮影をする学生たちをはじめ、多くの人々が賑わっていた。当日は大変暑い日であったが、何とか無事に帰国の途につくことができた。

国家体制や社会状況が異なる他国におけるアーカイブズの現状を学ぶと同時に、アーカイブズをめぐる問題意識を共有できる仲間やネットワークづくりという観点からも、海外研修旅行は本専攻にとってたいへん有意義なものと言えるだろう。

[ベトナム・ハノイ研修に関する参考文献]

- 宮沢千尋「ベトナムのアーカイブズ——国家文書保存局を訪問して」、『アルケイア』第5号、南山大学史料室、2011年3月、113-128頁
- P.ルファイエ、松沼美穂他訳「植民地期ベトナムに関する史料とアーカイブズ——史料の種類と社会科学における利用」、『東洋文化研究』第14号、学習院大学東洋文化研究所、2012年3月、347-376頁

氏名	分類	研究成果
安藤正人	講演録	「戦争と平和のアーカイブズ——ヒロシマ・ナガサキ・オキナワを中心に」 (『日本歴史学協会年報』第28号、2013年3月、2-14頁)
	インタビュー対談	「いつでも、どこにも……、身近なアーカイブズ——記憶を伝え、記録を残すことの大切さ」 (『別冊 Muse 2013』、帝国データバンク史料館、2013年9月、28-40頁)
	特別講義	“Archival History of Modern Japan in the 20th Century: Focusing on the Asian Countries under the Japanese Colonial and Military Rules” (ベトナム国立大学ハノイ校、2013年11月4日、ベトナム・ハノイ)
	講演	“Introduction to the Graduate Course in Archival Science of Gakushuin University” (ベトナム国立大学ハノイ校、2013年11月5日、ベトナム・ハノイ)
入澤寿美	共同報告	「キンクカイネティックスを考慮した定比AB結晶の表面拡散モデル」 (日本物理学会第68回年次大会、2013年3月27日、広島)
	共同報告	「分子動力学法によるオストワルドライブニング」(日本物理学会2013年秋季大会、2013年9月25日、徳島)
高埜利彦	講演録	「日本のアーカイブズ制度の現状——牛の歩みは遅くとも」(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、24-34頁)
	論文	「天保の改革について」(『歴史と地理』No.670(日本史の研究243)、山川出版社、2013年12月、1-17頁)
武内房司	論文	‘Social Customs and Dispute Settlement among the Miao People as Seen in Contractual Documents of Qing Period Guizhou: The Role of Divine Judgement and Alliance Formation’, <i>Memoirs of the Research Department of The TOYO BUNKO</i> , No.70, 2012, pp.131-156.
	資料紹介	「マリベル「ライチャウ視察報告書」(1908)」 (塚田誠之研究代表「中国の「国境文化」の人類学的研究」(課題番号22401046)、2013年、121-131頁)
	特別講義	“Archives as a Tool for Reconstructing the Collective Memory: An Example of Contractual Documents of Hmong People in Quí châu Thanh Thủy River Basin, China” (ベトナム国立大学ハノイ校、2013年11月4日、ベトナム・ハノイ)
保坂裕興	報告	「ガバナンスと記録管理——その哲学と方法」(韓国記録管理協会ほか主催『「記録人」大会報告書』、2012年)
	報告書	『学校アーカイブズの開発・運営についての基礎的研究』 (課題番号22520648、2010年度-2012年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書、代表者保坂裕興、2013年3月)
	共著	“ICA Multilingual Archival Terminology”(オンライン版・日本語用語担当、 <a href="http://www.ciscra.org/mat/">http://www.ciscra.org/mat/</a> 、2013年)
青木祐一	シンポジウム	「蓄積から“創造”へ——放送文化アーカイブ構想の可能性」(NHK放送文化研究所、2013年3月13日、東京)
	論文	「静岡県立葵文庫とその事業——アーカイブズの観点から」 (『学習院大学文学部研究年報』第59輯、2013年3月、99-117頁)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D3 清水恵枝	研究テーマ 報告	地方自治とアーカイブズ 「アーカイブズ制度導入に伴う実務的課題への対応——宮崎県文書センターの設置経緯を事例に」 (第27回自治体学会静岡大会、2013年11月29日、静岡)
D3 宇野淳子	研究テーマ 論文(共著) 報告 報告 参加記 報告	音声記録のアーカイブズ資源化に関する研究 「明治初期における好古家の実相——松浦武四郎と柏木貨一郎の土偶人の周旋をめぐる」 (『國學院大學研究開発推進機構紀要』第5号、2013年3月、23-49頁) 「神奈川県内の資料保全活動と神奈川資料ネットの一年」(『神奈川地域史研究』30号、2013年3月、85-92頁) 「音声記録の所在確認調査の報告」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会「会報」No.93、2013年3月、37頁) 「人間文化研究機構災害連携研究報告会「東日本大震災から二年、津波被害と文化遺産」参加記」 (『地方史研究』第63巻第4号(364号)、2013年8月、87-89頁) 「音声記録のライフサイクル試論」(日本アーカイブズ学会2013年度大会自由論題研究発表会、2013年4月21日、東京)
D3 松尾美里	研究テーマ 論文 報告	電子記録の長期的・安定的保存について 「科学資料をめぐるアーカイバルプラクティス:概要の紹介」(『アーカイブズ学研究』No.19、2013年11月、26-56頁) 「アーカイブズ学から考える科学資料のアーカイビング」 (日本アーカイブズ学会2013年度大会企画研究会、2013年4月21日、東京)
D3 渡邊佳子	研究テーマ 論文	近現代の文書管理とアーカイブズ制度についての研究——日本の行政機関を中心に 「内閣制創設期における記録局設置についての一考察」(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、36-56頁)
D3 石原香絵	研究テーマ 報告 報告 講義	日本における映画保存およびフィルムアーカイブの歴史 「視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体の紹介——IASA、AMIA、SEAPAVAA」 (『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、104-107頁) 「映画保存協会 災害対策部の取り組み」(東日本大震災に学ぶ(2)映像資料の救済、2013年2月1日、東京) 「地域映像アーカイブの展開」(特殊講義 映像学 映像文化のアーカイブ5、立命館大学映像学部、2013年5月29日、京都)
D3 橋本陽	研究テーマ 報告(共著) 報告	資料の編成と記述並びに双方向性 「ルチアナ・デュランチ教授をお迎えして——Dチームよりの報告」(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、98-103頁) 「「サリドマイド関連資料」の「分類」について」(環境アーカイブズ資料整理研究会、2013年9月18日、東京)
D3 松村光希子	研究テーマ	議会文書の保存についてのアーカイブズ学的考察
D2 元ナミ	研究テーマ 論文 翻訳(一部) 見学記 見学記 報告	韓国と日本における地方アーカイブズを中心とする地域アーカイブズ形成に関する研究 「韓国と日本における地方記録物管理の現状とその比較——济州道の事例を中心に」 (『レコード・マネジメント』No.65、2013年11月、79-99頁) 金翼漢「文化資源アーカイビングの未来に向けて」(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、4-23頁) 「ベルン公文書館とベルリンの公文書館見学記」(『RMS』記録管理学会 News Letter』No.63、2013年1月、5-7頁) 「フランス国立公文書館とバリエ市公文書館見学記」(『RMS』記録管理学会 News Letter』No.64、2013年10月、9-12頁) 「韓国と日本における地方公文書館の現状と展望」(記録管理学会2013年研究大会研究発表、2013年5月26日、東京)
D2 久保田明子	研究テーマ 報告 資料翻刻(共著)	近代日本における自然科学研究者の研究資料アーカイブズの諸問題 「文書調査40年——山梨県大月市星野家文書調査について」(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、108-116頁) 「大鶴正満訪中日誌(1957年)」(1)(『青山史学』第31号、2013年3月、93-130頁)
D2 齋藤柳子	研究テーマ 書評 執筆協力 講演 講演	レコードキーピングへ至る公文書管理の考察と達成までの課題と運用 「現代韓国国家記録管理の展開——1969年から李明博政権成立まで」(記録学研究8号) (『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、82-89頁) 「『種は船 in 舞鶴』アーカイブプロジェクト 活動の記録2012」(特定非営利法人アート&ソサイエティ研究センター、2013年3月) 「レコード・マネジメントに基づくプロジェクト進捗管理」 (特定非営利法人アート&ソサイエティ研究センター集中セミナー「運営・記録・評価のサイクルをつくる」、2013年9月7日、東京) 「葉害訴訟団体事務所の記録管理 現状調査報告」 (平成25年度厚生労働科学研究費補助金・法政大学金慶南研究室「葉害に関する資料等の調査・管理・活用に関する研究」、2013年10月1日、東京)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D2 蓮沼素子	研究テーマ 書評 報告 報告	地方自治体アーカイブズ 長坂俊成『記憶と記録——311まるごとアーカイブズ』(『GCAS Report』Vol.2、2013年2月、90-96頁) 「地方行政における近代的文書管理——宮城県を事例として」(第58回日本近代史研究会、2013年4月6日、茨城) 「地方自治体を中心とした地域アーカイブズネットワーク構築に向けて」 (宮城歴史科学研究会2013年7月例会、2013年7月20日、宮城)
D2 広瀬真紀	研究テーマ 論文 共同報告 共同報告 共同報告	アーカイブズの保存環境整備に関する保存科学的研究 「日本のアーカイブズにおける生物被害対策の実践と課題」 (『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第9号、2013年3月、125-152頁) 「段階的資料調査の実践——エリザベス・サンダース・ホーム資料調査の現場から」 (日本アーカイブズ学会2013年度大会自由論題研究発表会、2013年4月21日、東京) 「澤田美喜記念館における保存管理体制の確立に向けて」(文化財保存修復学会第35回大会、2013年7月20日、宮城) 「大津波被災文書の乾燥経過観察と紙質分析」(文化財保存修復学会第35回大会、2013年7月20日、宮城)
D1 齋藤歩	研究テーマ 報告 講演 報告 報告	アーカイブズ学に基づく建築記録の管理と利用に関する研究 「アーカイブズ学に基づく近現代建築記録の編成と記述について—— RIBA 建築図書館オンライン目録とOACの比較を通して」 (日本アーカイブズ学会2013年度大会自由論題研究発表会、2013年4月21日、東京) 「アートプロジェクトを“記録に残す”とはどういうことか?」 (P+ARCHIVE 2013年度プログラム「Archives Kit Lab」第1回、2013年7月26日、東京) 「アーカイブズ学に基づく建築記録目録の編成と記述に関する考察—— RIBA ライブラリーコレクションとUCバークレー環境デザインアーカイブズの目録比較をとおして」 (2013年度日本建築学会大会研究発表、2013年8月30日、北海道) 「“スタンダード・シリーズ”から学ぶ——建築レコードの目録作成に向けた支援ツール (Learning from “Standard Series”: A Tool to Help Us Catalog Architectural Records)」 (ベトナム国立大学ハノイ校研究交流会、2013年11月2日、ベトナム・ハノイ)
M2 澤田幸一	研究テーマ	アーカイブズ関連機関における情報関連サービスの拡充による利用価値増大に向けた考察
M2 澁谷梨穂	研究テーマ	アーカイブズの普及活動——次世代を担う子どもたちを対象として
M2 小池真理子	研究テーマ	地域資料保存活動の研究
M2 近藤伊織	研究テーマ	日本のアーカイブズ制度の課題と展望
M2 松山龍彦	研究テーマ	キリスト教結社『好善社』文書の目録作成・資料解題
M2 蓑口愉花	研究テーマ 報告	レファレンスツールとしてのアーカイブズのウェブコンテンツ研究 「資料を繋ぐ——アーカイブズにおける資料の多角的有効利用」 (高等商業学校スタディーズ・ワークショップ、2013年11月17日、滋賀)
M1 金甫榮	研究テーマ 共同報告	企業アーカイブズの新たな役割と将来展開について 「学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の紹介(Graduate Course in Archival Science Gakushuin University)」 (ベトナム国立大学ハノイ校研究交流会、2013年11月2日、ベトナム・ハノイ)
M1 清水ふさ子	研究テーマ	企業資料におけるアーカイブズ体系の考察
M1 白種仁	研究テーマ	朝鮮総督府関連文書の連携、構造分析(フォンド)——第一次朝鮮教育令公布後と国立大学設立運動について
M1 渡邊健	研究テーマ 報告書(共著) 参加記	地方自治体における公文書管理制度の立ち上げと運用——「山を動かす」人材・組織の観点から 『韓国電子記録マネジメント視察・調査報告書』(ARMA International 東京支部、2013年7月) 「Asia-Pacific Information Management Conference 2012 参加レポート」 (『Records & Information Management Journal』第22号、2013年3月、35-37頁)
	共同報告	「学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の紹介(Graduate Course in Archival Science Gakushuin University)」 (ベトナム国立大学ハノイ校研究交流会、2013年11月2日、ベトナム・ハノイ)
M1 朱宣映	研究テーマ	日本における舞台芸術アーカイブズ現状についての研究——近現代の舞踊を中心に

論文題目 [2012年度]

年度	分類	氏名	題目
2012	修論	大木悠佑	機能分析にもとづくレコードキーピング・システム構築に関する研究——八王子市市史編さん室を事例として
	修論	阿久津美紀	社会福祉施設アーカイブズの構築を目指して——エリザベス・サンダース・ホームにおける資料調査の実践から
	修論	齋藤歩	国際的な近現代建築記録管理論による日本の建築アーカイブズに関する基礎的研究
	修論	栗石忠宏	地方自治体における協働事業推進のための情報環境の整備について—— アーカイブズシステムの構築による市民活動支援機関等の機能の充実に向けて

授業 [2013年度]

[凡例]

授業名

教員

概要

アーカイブズ学演習

[アーカイブズ学研究法]

安藤正人、保坂裕興

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職として実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ

[アーカイブズ整理記述論]

安藤正人、加藤聖文(国文学研究資料館助教)

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ

[アーカイブズ情報処理論]

入澤寿美

コンピューター情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワークシステムについて学ぶ

アーカイブズ実習

安藤正人、保坂裕興

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

アーカイブズ学理論研究Ⅰ

[アーカイブズ学基礎理論研究]

保坂裕興

情報理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職論などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

アーカイブズ学理論研究Ⅱ

[日本及び海外アーカイブズ史]

安藤正人

世界と日本におけるアーカイブズの発展過程をたどり、民主主義を支える根幹システムとしての将来を展望する

アーカイブズ学理論研究Ⅲ

[海外アーカイブズ学文献研究]

保坂裕興

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

記録史料学研究Ⅰ

[前近代の組織と記録]

高橋実

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

記録史料学研究Ⅰ

[基礎講読]

青木祐一

アーカイブズ学に関する論文、活字資料など基本文献の講読を通じて、アーカイブズ学を研究していく上での基礎的素養を身につける

記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(国・地方自治体等)]

下重直樹(国立公文書館)

国、地方自治体等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(企業等)]

小風秀雅(お茶の水女子大学大学院教授)

経済・企業関係の記録について記録史料学的に検討し、日本の企業社会および経済社会の文化的特質を解明する

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
博士前期課程	1年	7名	4名	4名	5名(1名は協定留学生)
	2年	10名	8名	7名	6名
博士後期課程	1年	5名	3名	5名	1名
	2年	—	5名	3名	5名
	3年	4名	1名	6名	7名
科目等履修生		8名	9名	14名	12名

### 記録史料学研究 III

[中国近世・近代における記録史料]

武内房司

近世・近代の中国を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、中国社会における記録史料の意味と特質を考える

### 記録史料学研究 III

[デジタル・アーカイブズ論]

保坂裕興、風間吉之、

寺澤正直(国立公文書館)

コンテンツ管理システム、電子記録管理とアーカイブズ資源化、インターネットとリアル空間での複合・編成という観点からデジタル・アーカイブズを検討する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[現代アーカイブズ管理論]

安藤正人・石原一則

システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に管理、保存活用する現代的方法を考える

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[記録管理法制論]

早川和宏(桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授)

アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[公文書管理としてのアーカイブズ管理]

中島康比古、小原由美子、

梅原康嗣(国立公文書館)

公文書管理法下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[レコード・マネジメント論]

古賀崇(天理大学准教授)

レコード・マネジメント(記録管理)とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[記録史料保存論]

安江明夫

紙媒体から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[視聴覚アーカイブ論]

児玉優子(放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

### 情報資源論 I [図書館情報学研究]

水谷長志(東京国立近代美術館)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

### 情報資源論 II [博物館情報学研究]

水嶋英治(筑波大学教授)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ博物館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える



保坂裕興  
Hirooki Hosaka

一昨年の夏は議事録未作成問題、昨年の夏は機密保全制度の問題が現れ出た。様々なメディアが報じるたびに驚き呆れることがしばしばであったというのは正直なところだが、しかし私たち記録情報の保存・活用に携わる専門家にとっては、これまでの研究の取り組みが十分であったかが厳しく問われることになったのではないだろうか。

ICA等の議論を見てみると、国際連合の「世界人権宣言」(1948年)、そして同「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(1966年採択、1976年発効)に位置づけられた〈表現の自由〉を基盤として、アーカイブズへのアクセスを整備・充実することを基軸としてきた(CITRA - 1997)。後者第19条第2項には次のようにある。

すべての者は、表現の自由についての権利をもつ。そしてこの権利は、国境に関わりなく、口述で、文書若しくは印刷により、芸術の形式で、又は自らが選択する他のメディアを通して、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け取り及び伝える自由を含む。

ただし同第3項では、その権利行使について次の二つの場合に限り、法律で定めることにより制限されることがあるとされる。それは、①「他の者の権利又は信用を尊重すること」、そして②「国の安全若しくは公共の秩序、又は公衆の健康若しくは道徳を保護すること」である。

ここには、〈情報の自由〉を含む人権(自由権)としての〈表現の自由〉と、それを制限せざ

るを得ない〈責任・義務〉がくっきりと描かれており、すなわち〈表現の自由〉を担保するアーカイブズ制度と、〈責任・義務〉としての機密保全制度との本来の関係のあり方を示しているように思われる。もちろん、前者を実現するために、後者の「制限」を伴いうるという関係であり、アーカイブズへのアクセスを開くために後者が有効に機能しなければ意味がない。長くICA事務局長を務めたケスケメティ(Charles Kecskeméti)氏たちはこれをめぐって研究を重ね、2000年に欧州評議会勧告「アーカイブズのアクセスに関するヨーロッパの方針」を成立させ、さらに、ある国の法律等がその勧告に沿っていない場合にどのようにすればよいのかを論じている(*Access to Archives*, Council of Europe Publishing, 2005)。たいへん有意義なテキストである。日本では小原由美子氏がこの勧告を紹介している(『アーカイブズ』45号、2011年)ので、ぜひとも参照されたい。

GCASの2013年度は、これのみによって思い起こされるべきではない。学生諸氏の研修・研究がアーカイブズ学を深く掘り起こしたこと、また様々な交流によって彩られていたことを記そう。

4月、GCASは前期課程4名、後期課程1名、そして前期課程に留学生1名の新入生を迎え入れた。前期課程1年の3名が企業アーカイブズに何らかの関係をもち、その発展に熱い思いを抱いていることが一つの特徴と思われた。それに加え、学术交流協定校の明知大学校(ソウル市、韓国)から朱宣映さんという留学生がやって来て、〈ダンス・アーカイブ

ズ)という未知の題材に取り組んだことも鮮やかに思い出される。先輩や同輩から刺激を受けたのか、あるいは持ち前のものか、沖縄、神戸、秋田等々へ足を運び、資料調査の虫となった。今にきくと、〈ダンス・アーキビスト〉として舞いはじめるにちがいない。

本専攻の学生諸氏は、多様な公文書、企業記録、古文書等の伝統的アーカイブズの素材を扱うが、それ以外にも、放送、フィルム、音声、博物館、建築、デジタル、社会福祉施設、ダンスを対象とする研究が現れた。この多様さの中でGCASの「アーカイブズ学」が磨かれていくことは、専門職形成の道程を前進させる上で大きな力になるのではないか。

これらのうち建築アーカイブズでは、2013年4月、東京湯島に国立近現代建築資料館(National Archives of Modern Architecture)が誕生した。後期課程の齋藤歩君と私が支援報告をしたことがあったが、「とにかく作るのが悲願だった」という関係者の弁を聞いた。実際のところ、予算、人員、システム、資料ともまだまだこれからだが、行く末を共に見つめ、助力していきたいところである。このような事例は新しいアーカイブズの開設・発展の一モデルになるのではないか。またGCASが部分的に支援してきたNHK放送文化研究所は、従来より大きな構想のもとにデジタル・アーカイブを準備してきた。本号にご寄稿いただいたので、ご一読いただければ幸いである。

7月、恒例となった国内研修旅行では仙台市を訪問した。いたるところに震災の跡が残る中で、宮城県公文書館、同図書館、東北大

学史料館、同災害科学国際研究所等が未来に向けて復旧・復興に取り組む姿を見学させていただいた。青葉山の緑を望む研究所では、一同が防塵マスクを着用し、水に浸かり塊となった文書を解体したり、クリーニングしたりする作業を体験した。〈アーカイブズを残す〉ということの意味をこれほど端的に理解する経験は稀であった。見学機関の諸兄・諸先生、併せて、見学準備のために何度も足を運んでくれた後期課程の連沼素子さんに、記してお礼を申し上げる次第である。

11月には、海外研修として専攻の学生・教員15名が、学術交流協定を締結しているベトナム国立大学ハノイ校アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部、及び国立第一アーカイブズセンターほかを訪問した。大学との研究交流会では、先方の博士課程学生より、①アーカイブズ・フィルムのデジタル化、②ベトナムの電子記録研究に関する報告があり、GCASからは③アーカイブズ学専攻の学生生活と研究、④日本の建築記録アーカイブズについて報告を行った。それぞれの報告は、多くの学生・教職員が見守る中、互恵的な雰囲気につつまれながら迎えられた。いずれも世界水準のアーカイブズ学に通じ、しかし一方でその国・地域に固有の諸コンテキストを有している。

かくして、ベトナムへの研修旅行はアジア諸国におけるアーカイブズ制度の「現状」、あるいはアーカイブズ学の「理解」と「発展」の有り様をより幅広く捉え、それゆえより深く考える機会となった。来年はどのような一年を迎えることになるのか。期待されたし。

# GCAS Report

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻研究年報

## 投稿規程

### 1 — 発行

[1] 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。

[2] 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする。

[3] 本誌は、年一回刊行する。

[4] 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

### 2 — 投稿資格

[1] アーカイブズ学専攻の教員および元教員

[2] アーカイブズ学専攻の学生および修了生(但し、博士後期課程単位取得退学者を含む)

[3] その他編集委員会が適当と認めた者

### 3 — 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

①論文/②研究ノート/

③書評(文献紹介を含む)/④報告等

### 4 — 形式と分量

[1] 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。

[2] 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。

[3] 投稿原稿は、以下の各字数を上限とする。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

①論文(24000字)/②研究ノート(16000字)/

③書評(8000字)/④報告等(8000字)

[4] 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。

その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。

①題目:和文および英文

②執筆者名:和文および英文

③所属

④連絡先:郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス

⑤キーワード:5語以内

⑥論文要旨(和文および英文):和文は400字以内、英文は200ワード程度

[5] 執筆形式は、原則として以下の通りとする。

①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。

②日本語の文章は、約物(句読点、疑問符、括弧等)を含めてすべて全角を用いる。

③句読点は「、」「。」を用いる。

④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。

⑤漢字は常用漢字を用いる。

[6] 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧(「」)、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧(「」)でつづむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。

[7] 注は、本文中の当該箇所の末尾に[1]、

[2]のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用した文献はすべて注に含める。

[8] 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合:著(編)者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合:著者名、論文題名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合:著者名、論文名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先(入手日付)

④ウェブサイトの場合:著者名、「ウェブサイトの題名」、ウェブサイトの名称、入手先(入手日付)

[9] 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

### 5 — 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

### 6 — 発行スケジュール

[1] 原稿締切:9月末日

[2] 発行予定:2月末日

### 7 — 審査と採否

[1] 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。

①先行研究の把握/②獨創性/③実証性/④論理性/⑤表記・表現

[2] 論文の採否は、[1]により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。

3で定める他のジャンルの採否も、[1]に掲げる審査基準に準じて、編集委員会が審査決定する。

[3] 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。

[4] 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

### 8 — 著作権

[1] 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。

[2] 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。

[3] 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。

[4] 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

### 9 — 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻事務室

TEL:03-3986-0221(代表)

E-mail:gcas-off@gakushuin.ac.jp

[附則]

[1] 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。

[2] 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。

## 執筆者一覧

[五十音順]

青木祐一 [あおき・ゆういち]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 助教

石原香絵 [いしはら・かえ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

小根山美鈴 [おねやま・みすず]

株式会社出版文化社、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了

金甫榮 [きむ・ぼん]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

齋藤歩 [さいとう・あゆむ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

清水ふさ子 [しみず・ふさこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

田代匠子 [たしろ・しょうこ]

NHK放送文化研究所

中臺綾子 [なかだい・あやこ]

東京レコードマネジメント株式会社、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程単位取得退学

橋本陽 [はしもと・よう]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

保坂裕興 [ほさか・ひろおき]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

宮川大介 [みやがわ・だいすけ]

NHK放送文化研究所

渡邊健 [わたなべ・つよし]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

渡邊美喜 [わたなべ・みき]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了

「GCAS Report」

2013年度編集委員

安藤正人

保坂裕興

齋藤歩

清水ふさ子

朱宣映

蓮沼素子

松村光希子

青木祐一(事務局)

Editorial Board 2013

Masahito Ando

Hirooki Hosaka

Ayumu Saito

Fusako Shimizu

Sun Yun Joo

Motoko Hasunuma

Mikiko Matsumura

Yuichi Aoki (Secretariat)

## 編集後記

2013年度の編集委員を代表して編集後記を書くことになり、とても嬉しく思います。私は韓国・明知大学校からの協定留学生で、1年間アーカイブズ学専攻に在籍しました。来日する前には、「GCAS Report」をネット上でダウンロードして見ていました。海外でも読むことができ、日本の研究状況を遠くからでも知ることができて、非常にありがたく思っています。読者から編集の一員となって、皆さんの苦勞を肌で感じることができました。創刊号から編集委員として頑張ってきた齋藤歩さんをはじめ、編集委員の皆さん本当にお疲れ様でした。これからもアーカイブズ学専攻のご活躍を期待しています。

[編集委員:朱宣映]

「GCAS Report」Vol.3をお届けします。今号は投稿が「大盛況」で、厳正なる審査を経た結果、3本の論文を掲載することができました。これは、本専攻の研究蓄積がようやく途についてきた「吉兆」と捉えています。3本とも大変な力作です。後に続く者を期待します。他にも書評2本、報告6本と、本専攻の研究活動の多様性を体現する内容となりました。編集委員の学生のみなさんと、デザイナーの木村さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

[事務局:青木祐一]

## 謝辞

研修旅行や史料調査の実施、および本誌の刊行には、一般社団法人テキスタイル倶楽部より本専攻宛にいただいている指定寄付金を活用させていただきました。ここに記して御礼申し上げます。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 第3号

[発行日] 2014年2月28日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL: 03-3986-0221(代)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

---

[デザイン] 木村稔将

[印刷] 高速印刷株式会社

GCAS Report Vol. 3

2014-02-28

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL: +81 3 3986 0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

---

Design: Toshimasa Kimura

Print: Kousoku Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

